

序 章

1 鎌倉市環境基本計画の体系と「かまくら環境白書」

鎌倉市環境基本計画は、環境基本条例の3つの理念（注1）を実現することを目指して平成17年度までの計画として平成8年2月に策定されました。この計画を受けて、その後の環境問題に関する状況の変化や新たな課題に対応するため、平成18年3月にその一部を改訂し、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までを計画期間とする第2期環境基本計画を策定しました。4つの基本方針（注2）を掲げ、鎌倉市の環境保全を市民、事業者、滞在者そして行政が協力・連携して、総合的、計画的に推進していくため、次の表のとおり7つの目標の柱と15の目標の項目にまとめました。

7つの目標の柱		15の目標の項目	
1	地球環境の保全	①	地球環境
2	人の健康の保護と生活環境の保全	②	大気
		③	水・土
		④	化学物質
		⑤	音
3	歴史的文化的環境の確保	⑥	歴史的遺産
4	良好な都市環境の創造	⑦	緑・水辺
		⑧	景観
		⑨	美化
5	健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保	⑩	生態系の保全
		⑪	自然とのふれあい
6	循環型社会の構築	⑫	廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用
		⑬	水の循環利用
		⑭	エネルギーの有効利用
7	環境教育の推進	⑮	環境教育

「かまくら環境白書」平成23年度版では、計画の15の目標の項目ごとに平成22年度における状況や取組をまとめるとともに、その評価を行いました。

（注1）鎌倉市環境基本条例における3つの理念

- 1 環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって行わなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常活動において推進されなければならない。

（注2）4つの基本方針

- 1 環境の恵みを将来世代に継承します。
- 2 環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会を築きます。

- 3 自然環境や歴史的遺産など鎌倉の個性を尊重し、共生していきます。
- 4 鎌倉から地球環境保全をすすめます。

2 平成22年度における「環境」をめぐる動き

気象状況における2010年の世界の年平均気温は、統計を開始した1891年以降で1998年に次いで2番目に高い値となり、長期的には、100年当たり0.68℃の割合で上昇しています。特に1990年代半ば以降は、高温となる年が多くなっています。地域的にみると北アメリカ大陸や中央シベリアを除く多くの地域で平均より気温が高くなりました。

また、2010年の日本の年平均気温は、統計を開始した1898年以降で4番目に高い値となり、長期的には、100年当たり1.15℃の割合で上昇しています。特に1990年代以降、高温となる年が多くなっています。

世界と日本で1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっており、その主な要因は、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の影響に、数年から数十年程度の時間規模で繰り返される自然変動が重なったものと考えられています。

地球温暖化における動向では、2011年11月21日に、世界気象機関（WMO）は、地球温暖化の原因となる温暖化ガスの2010年の世界平均濃度が過去最高を更新したと発表しました。WMOの調査報告によると、CO₂、メタン、一酸化二窒素いずれも2009年の増加量と、最近10年間の平均増加量を上回ったとのことです。

その他、環境についての動向は以下のとおりです。

●国際的な動向

- ・ 2010年10月に愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、今後2012年10月に生物多様性条約第11回締約国会議がインドにおいて開催することが決定されました。なお、COP10の関連会議である「生物多様性国際自治体会議」に、鎌倉市も参加しました。

●日本の動向

- ・ 2010年の夏（6月～8月）の日本の年平均気温は、過去113年間で最も高くなるなど、全国的に記録的な高温となりました。
- ・ エコカー補助金（環境対応車普及促進事業補助金）の申請受付が9月8日に終了しました。
- ・ グリーン家電購入で付与されるエコポイントが12月1日から半減されました。
- ・ 2010年3月に開始された住宅エコポイントは、制度延長・対象拡充が実施されました。
- ・ 2011年3月11日の東日本大震災の発生に伴う福島第1原子力発電所の事故により、東京電力管内の電力供給力が大きく低下し、電力需給の逼迫による計画停電が実施されました。

●鎌倉市の動向

- ・ 2011年3月に「第2期鎌倉市環境基本計画」及び「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」を改訂しました。
- ・ 2011年3月に「第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画改定版）」を策定しました。
- ・ 「鎌倉市緑の基本計画」の改訂のための見直し作業を行いました。（改訂は2011年9月）

第1章 地球環境の保全

1 地球環境（目標の項目①）

目標：将来の世代も安全で快適に暮らせるよう、国際的視野を持って地球環境の保全をすすめます。

◆目標達成するための指標

市域における温室効果ガス排出量 平成22年度(2010年度)までに平成15年度(2003年度)に比べ、21.9%削減。(平成2年度(1990年度)に比べ7.0%増加)

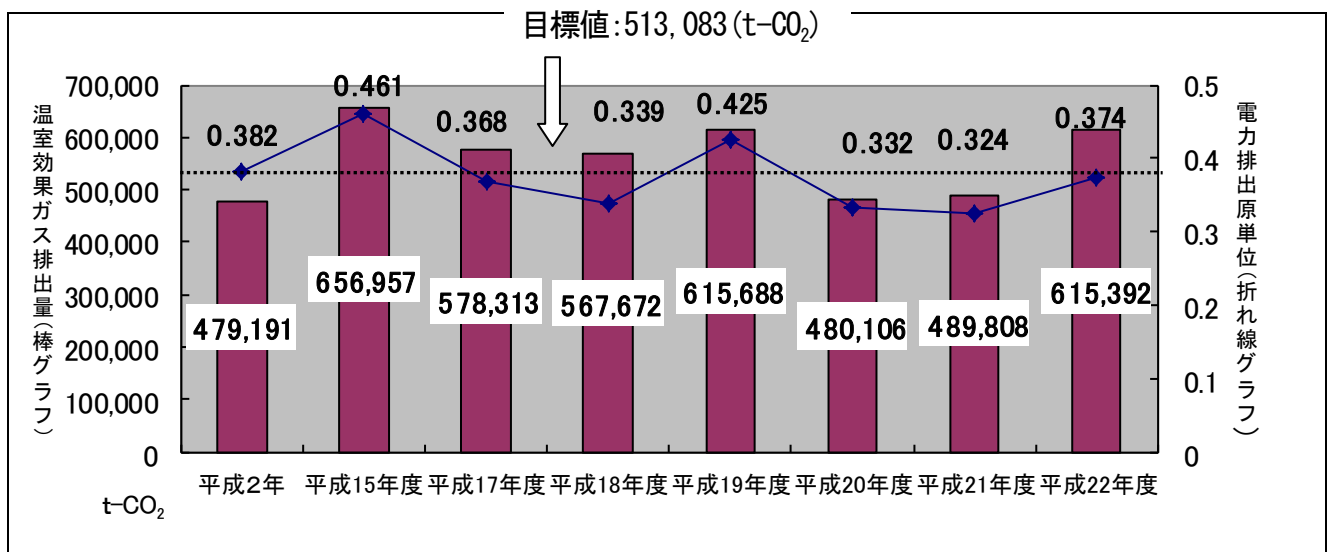
鎌倉市域における温室効果ガス排出量は、平成15年度(2003年度)で約65万7千t-CO₂で、平成2年度(1990年度)から平成15年度(2003年度)までの13年間で、約37%増加しています。

平成22年度(2010年度)の温室効果ガス排出量(※電力排出原単位0.374(kg-CO₂/kWh))は、約61万5千t-CO₂で、基準年の平成15年度(2003年度)に比べ、約6.3%減少しましたが、目標達成をするための指標である21.9%削減には至りませんでした。平成21年度までの削減率は約25.4%で、指標である21.9%削減を達成していましたが、東日本大震災による福島第一原発の事故のため電力排出原単位が上昇したことや、景気の底打ちによりやや景気が上向きになったことが、平成21年度に比べ、温室効果ガス排出量が大きく増加した要因だと考えられます。(※電力排出原単位0.374(kg-CO₂/kWh)は東京電力(株)より情報提供)

今後他の原子力発電所の稼働停止、火力発電の稼働率の増加が見込まれ、それに伴い電力排出原単位の上昇が予想されます。電力排出原単位の変動は、温室効果ガス排出量に大きく影響するので目標値を達成するためにはさまざまな取組検討が必要です。

地球環境の保全のために今後も温室効果ガス排出量の削減に向けて、民間事業所における環境マネジメントシステム導入に向けた取組や家庭における省エネルギーへの取組に向けた普及啓発、あらたにエネルギー需給の検討など具体的な施策を推進することが重要です。

グラフ 1-1 鎌倉市の温室効果ガス排出量



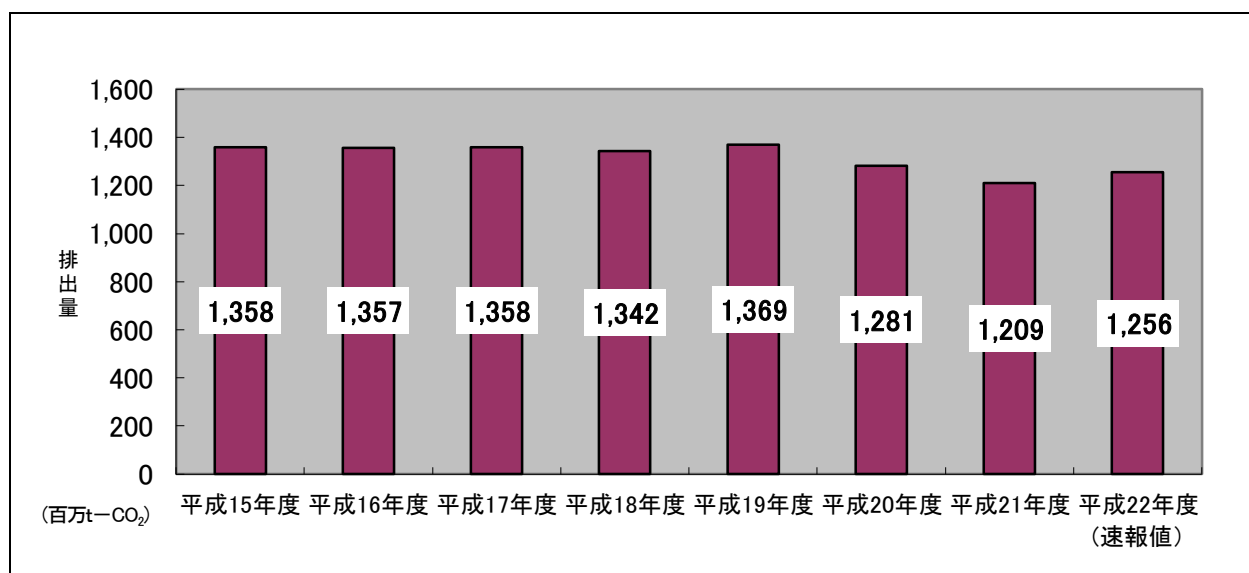
(1) 温室効果ガス等排出量の現状

●わが国の状況

＜環境政策課＞

平成22年度の温室効果ガス総排出量は、速報値で12億5,600万トンで、平成15年度と比べて排出量で7.5%の減少となっています。平成15年度から平成22年度までのわが国の温室効果ガス排出量の推移は、グラフ1-2のとおりです。

グラフ 1-2 わが国の温室効果ガス排出量の推移

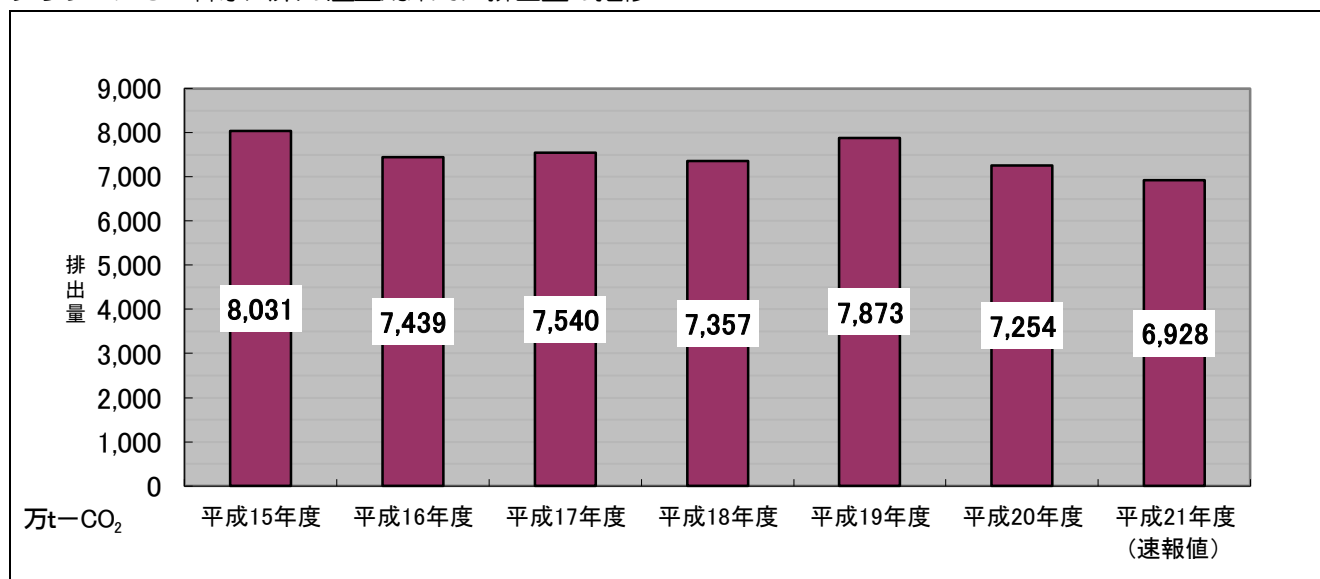


●神奈川県状況

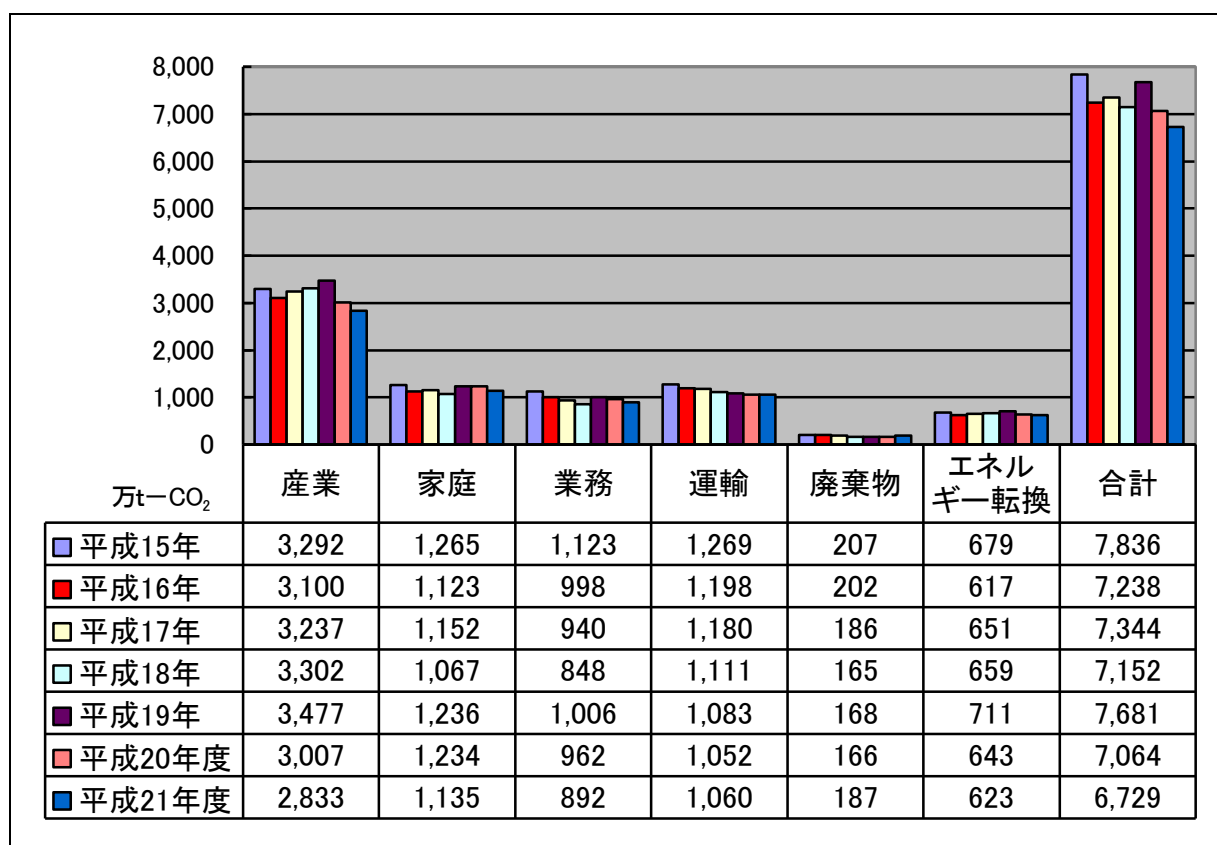
＜環境政策課＞

平成21年度の神奈川県内の温室効果ガス排出量は、速報値で6,928万トン、平成15年度と比べて排出量で13.7%の減少となっています。平成15年度から平成21年度までの神奈川県の温室効果ガス排出量の推移は、グラフ1-3のとおりです。また、部門別二酸化炭素排出量の推移はグラフ1-4のとおりです。

グラフ 1-3 神奈川県の温室効果ガス排出量の推移



グラフ 1-4 神奈川県の一部門別二酸化炭素排出量の推移



※ 「神奈川県の温室効果ガス排出量推計結果」より(平成21年度は速報値)

※ 統計資料が遡及改訂されたことにより、既に公表している排出量についても再計算し、数値を修正しています。

※ 平成19年までは年でしたが、平成20年度から年度で記載しています。

●鎌倉市の状況

＜環境政策課＞

「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン」(2003年度版環境省)の算定方法をベースに既存の統計資料等も参考にしながら温室効果ガス排出量を推計しました。

平成15年に福島第一原子力発電所は、格納容器漏えい率検査のために運転を停止しました。そのため、電力排出原単位が平成14年度0.381に比べ増加し0.461となり、電気使用量の多い民生(家庭、業務)部門で大きな影響がみられました。

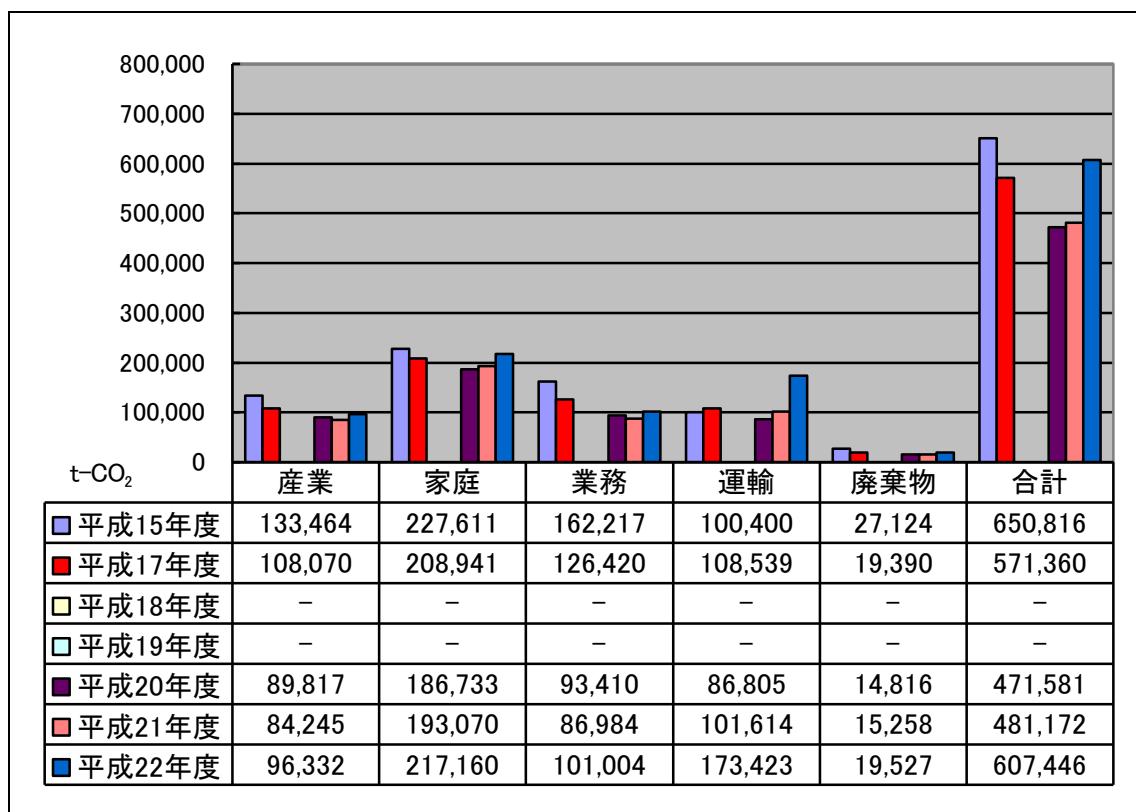
その後、平成17年度から平成21年度における温室効果ガス排出量は、電力排出原単位の数値変動により増減があるものの、平成15年度に比べ減少しています。

平成22年度の温室効果ガス排出量(※電力排出原単位0.374(kg-CO₂/kWh)暫定値)は、615,392t-CO₂で前年度より125,584t-CO₂増加、基準年度の平成15年度に比べて約6.3%減少しました。(3ページ グラフ1-1 鎌倉市の温室効果ガス排出量参照)

国や県と比べ、家庭部門の占める割合が高いため、家庭部門における省エネルギー行動の実践や住宅の省エネルギー化・再生可能エネルギー等の導入の推進が、さらなる削減につながると考えられます。

鎌倉市の部門別二酸化炭素排出量の推移はグラフ1-5のとおりです。

グラフ 1-5 鎌倉市の部門別二酸化炭素排出量の推移



※ 平成18、19年度は電気や都市ガス等入手可能なデータを参考に推計したため、二酸化炭素排出量の部門別データなし
 ※ 平成15、17、20、21、22年度の数値は事業者アンケート調査をもとに推計した、部門別二酸化炭素排出量の値

市域の温室効果ガス排出量を算出するために必要な要因となる電気及び都市ガスの使用量は、第6章循環型社会の構築、3エネルギーの有効利用（目標の項目⑭）82ページグラフ6-5及び83ページグラフ6-6を参照。ごみの焼却量は、第6章循環型社会の構築、1廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（目標の項目⑫）73ページ表6-1を参照。

自動車保有台数は表1-1のとおりです。

表 1-1 自動車保有台数 (単位：台)

年度	保有台数
平成15年度	70,148 (100.0)
平成17年度	68,285 (97.3)
平成18年度	65,549 (93.4)
平成19年度	65,237 (93.0)
平成20年度	64,419 (91.8)
平成21年度	63,935 (91.1)
平成22年度	63,325 (90.3)

※ () 内は平成15年度(2003年度)を100とした指数 国土交通省関東運輸局HPより

(2) 地球温暖化対策の推進

●鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画の推進

＜環境政策課＞

平成17年(2005年)に発効された京都議定書において、わが国は平成2年(1990年)比で平成20年(2008年)から平成24年(2012年)までの平均の温室効果ガス排出量を6%削減することを約束しています。

そこで本市は、排出を抑制するため平成20年3月に「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、その後平成23年3月に同計画を一部見直し、各主体別の温室効果ガスの削減目標を設定して、その目標達成のための具体的な取組及び推進体制を示しました。

地球温暖化対策地域協議会の役割を有するかまくら環境保全推進会議に同計画に基づく3つの行動プロジェクト部会を設置し、市民、事業者、行政などが連携し具体的な取組内容を検討、事業を実施しています。

(詳細は、第8章 鎌倉市環境基本計画の推進体制 121ページ ●かまくら環境保全推進会議参照)

●鎌倉市における環境マネジメントシステム導入の状況

＜環境政策課＞

① I S O14001認証取得事業所

「I S O14001」は、地球温暖化防止のほか幅広い視点からの環境保全に関する方針・目標・計画などを定め、これを実行・記録・点検し、方針などを見直すシステム(環境マネジメント)の国際規格です。現在、全国で約20,000事業所(神奈川県内では約1,141事業所)がこの規格を認証取得しています。市内では約26事業所が認証を取得しています。

市内の「I S O14001」認証取得事業所の状況は、公益財団法人日本適合性認定協会のホームページで確認できます。

②エコアクション21 (E A21) 認証登録事業所

環境活動評価プログラムの「エコアクション21」は、環境省が策定した環境マネジメントの簡易な方法で、国際標準化機構の「I S O14001」規格をベースとしており中小事業所でも取り組みやすい環境マネジメントシステムです。市内では約7事業所が認証登録されています。

市内の「エコアクション21」認証登録事業所の状況は、エコアクション21中央事務局のホームページで確認できます。

③かまくらエコアクション21参加登録事業所

「かまくらエコアクション21」は、鎌倉市独自の登録制度で、環境省が策定した「エコアクション21」に準拠する形で、環境マネジメントシステムを構築し、環境活動レポートを作成した事業所が鎌倉市に登録し、市から登録証明書を無料で交付するものです。

環境マネジメントシステムとしては、認知度は低いものですが、規模の小さな事業所の環境への取組としては十分効果的であり、「エコアクション21」あるいは「I S O14001」導入へのワンステップとして取組を開始することもできます。

平成22年3月末現在、表1-2のとおり29事業所が参加登録しています。

表 1-2 かまくらエコアクション21参加登録事業所の状況

	かまくらエコアクション21 参加登録事業所	業 種	登録年月日
1	有限会社角喜	専門サービス業 (冠婚葬祭業)	平成16年12月27日
2	東京ガスエネワークス株式会社	建設業 (設備工事業・ガス機器販売)	平成16年12月27日
3	株式会社OA研究所	製造業 (機械装置等製造業)	平成17年1月24日
4	株式会社鎌倉日本土木	建設業 (総合工事業)	平成17年2月10日
5	有限会社尾形管工事店	建設業 (設備工事業)	平成17年2月10日
6	大倉設備工業株式会社	建設業 (設備工事業)	平成17年2月10日
7	有限会社八峠工務店	建設業 (設備工事業)	平成17年2月15日
8	有限会社協伸設備工業	建設業 (設備工事業))	平成17年2月16日
9	鎌倉市管工事業協同組合	複合サービス業 (協同組合)	平成17年2月16日
10	株式会社ヤマノイ	建設業 (設備工事業)	平成17年3月7日
11	鎌倉市役所	公務 (地方公務)	平成17年3月31日
12	鎌倉市立御成中学校	教育・学習支援業 (学校教育)	平成17年10月3日
13	湘南科学株式会社	卸売業・小売業 (理化学機械器具販売業)	平成17年10月3日
14	シンロイヒ株式会社	化学工業 (製造業)	平成17年10月3日
15	田中工務店	建設業 (設備工事業)	平成17年12月28日
16	リネックス有限会社	サービス業 (廃棄物処理業)	平成18年7月11日
17	インターネット株式会社	製造業 (エレクトロニクス検査機器製造)	平成18年7月14日
18	株式会社ルミネウイング	不動産賃貸管理	平成18年8月3日
19	日本ヘルス工業株式会社	下水処理施設維持管理	平成18年12月7日
20	サントリーパブリシティサービスグループ	サービス業 (劇場、貸し館運営管理)	平成19年1月17日
21	湘南モノレール株式会社	鉄道業	平成19年4月4日

22	鎌倉市資源回収協同組合	廃棄物収集運搬業	平成19年4月13日
23	株式会社鎌倉ハム富岡商会	製造業	平成19年5月8日
24	財団法人鎌倉市公園協会	市内公園管理	平成19年8月9日
25	社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会	社会福祉法人	平成19年12月25日
26	有限会社明成測量調査設計	測量・調査・設計	平成20年4月1日
27	社団法人鎌倉市勤労者福祉サービスセンター	公共施設管理	平成20年12月25日
28	三菱電機ライフサービス株式会社	管理業	平成21年3月3日
29	株式会社 大川商店	廃棄物処理業・リサイクル業	平成22年11月12日

●鎌倉市役所の「かまくらエコアクション21」への参加登録とその取組

＜環境政策課＞

市役所では、平成14年度に策定した「鎌倉市役所地球温暖化対策実行計画」と「グリーン購入基本方針」を柱に、環境省外郭団体である（社）全国環境保全推進連合会の「エコアクション21」に平成16年2月参加登録しました。そして独自に立ち上げた「かまくらエコアクション21」には、平成17年3月に参加登録しました。平成23年度から、省エネ法の対象範囲を考慮し、指定管理者制度導入施設等にも拡大し、取組を推進しています。

市役所の「かまくらエコアクション21」は、市役所すべての事務事業を対象に、環境負荷の把握、環境目標の設定、目標に向けた取組、実績のチェック、内部環境監査、外部環境監査、計画の見直しを毎年度実施し、「環境マネジメント報告書」にまとめ公表しています。

平成22年度の取組と前年度実績比の主な内容は表1-3のとおりです。

表 1-3 平成22年度の取組と前年度実績比

取 組 項 目	前年度実績比
公共施設における電気使用量の削減	＋ 1.7%
公共施設における燃料（灯油・A重油・都市ガス・液化石油ガス・ガソリン・軽油）の使用に伴う温室効果ガス排出量（CO ₂ 換算）の削減	＋ 7.7%
公用自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量（CO ₂ 換算）の削減	－ 1.8%
公共施設における上水使用量の削減	＋ 2.5%
紙購入量の削減	＋ 9.0%
一般廃棄物処理業における温室効果ガス排出量（CO ₂ 換算）の削減	－ 25.8%
公共下水道事業における温室効果ガス排出量（CO ₂ 換算）の削減	＋0.7%
市役所の業務全体から生じる温室効果ガス排出量（CO ₂ 換算）の削減	－12.2%

地球環境への負荷軽減を考慮し、ごみの減量化、資源化の推進に取り組む市内事業者をエコショップ・エコ商店街として認定する制度を平成21年度から開始しました。

エコショップは、事業活動に伴う物品の購入や運送・売買、冷暖房の温度設定、省エネ対策、環境教育の実施などの認定要件42項目中3項目以上実施している事業所を認定します。

エコ商店街は、ごみの適正排出処理の主体的実施、買い物袋持参奨励、ペットボトルなど資源化物の回収事業の実施、エコイベントの開催、環境教育の実施などの認定要件6項目中2項目以上を実施し当該商店街団体加盟事業者の5割以上がエコショップの認定要件を満たしていることが前提です。

認定された事業者や商店へ認定証とステッカーを交付し市のホームページなどで紹介するなど積極的な周知を行い、環境に配慮している事業所の普及に努めています。

平成22年度のエコショップ認定数は、表1-4のとおり25事業所です。

表 1-4 エコショップ認定事業所の状況

	エコショップ認定事業所	業 種	認定年月日
1	リサイクルハウスWith友	リサイクル品小売	平成21年7月8日
2	鎌陽洞	鎌倉彫	平成21年7月28日
3	有限会社トップアート鎌倉	画材、額縁製造販売	平成21年7月28日
4	鎌倉丸山亭	フランス料理店	平成21年7月28日
5	株式会社紀ノ国屋鎌倉店	スーパーマーケット	平成21年7月28日
6	ハスクラ	民芸品、婦人用品等販売	平成21年7月28日
7	有限会社ティアンドワイビジネスクリエイション	婦人服販売	平成21年7月28日
8	鎌倉Alice	ダンス用品、パーティファッショ等販売	平成21年7月28日
9	株式会社石長	墓石販売	平成21年7月28日
10	ミスターキヨシ	美容業	平成21年7月28日
11	スター不動産株式会社	不動産業	平成21年7月28日
12	株式会社ノア企画	貸ビル業・不動産業	平成21年7月28日
13	スズキヤ西鎌倉店	スーパーマーケット	平成21年12月22日
14	株式会社カトレア	ビル管理	平成22年2月15日
15	鎌倉とうきゅう	小売業	平成23年1月1日
16	生活協同組合コープかながわ西鎌倉店	生活協同組合	平成23年1月26日

17	二楽荘	中国料理店	平成23年2月1日
18	クリエイトS・D鎌倉玉縄店	小売業	平成23年2月2日
19	クリエイトS・D鎌倉手広店	小売業	平成23年2月2日
20	クリエイトS・D鎌倉津西店	小売業	平成23年2月2日
21	クリエイトS・D鎌倉大船店	小売業	平成23年2月2日
22	紳士服はるやま鎌倉手広店	小売業	平成23年2月9日
23	生活協同組合コープかながわ玉縄店	生活協同組合	平成23年2月9日
24	ハワイアンリラクゼーションハウレア	サービス (美容・リラクゼーション)	平成23年3月10日
25	八百文商店	青果物小売販売業	平成23年3月23日

●グリーン購入

<環境政策課>

物を購入し、使用し、廃棄するという消費過程のなかで、環境の視点を重視して、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択し購入することは、自然と調和した持続可能な社会を築いていくために大変重要です。こうした考え方を「グリーン購入」といいます。

国や地方自治体などに環境配慮製品を優先調達させることを目的とした国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。通称グリーン購入法）が平成13年4月に施行されました。

このなかで、国の基本方針に基づき、政府機関、地方公共団体などへ調達方針（地方公共団体は努力目標）を作成・公表することが求められています。

鎌倉市役所では、平成14年12月に「鎌倉市グリーン購入基本方針及び同調達方針」を策定しました。

この計画は、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく、環境のことも考えて環境負荷ができるだけ少ない製品やサービスを優先して購入しようというものです。平成15年度に81品目ではじめたグリーン購入の対象品目を、平成22年度の調達方針の改正により238品目としました。平成22年度の分野別の調達率は表1-5のとおりです。

表 1-5 市役所における平成22年度グリーン購入調達方針の分野別調達率

分野 項目	紙類	文具類	オフィス 家具等	OA機器	家電製品	エアコン ディショ ナー等
平成22年度 適合品調達率	92.3%	92%	92.4%	94.7%	100%	100%
分野 項目	温水器等	照明	自動車等	消火器	制服・作業服	インテリア ・寝装寝具
平成22年度 適合品調達率	96.5%	86.9%	100%	86.5%	50%	100%

項目 \ 分野	作業用手袋	その他 繊維製品	設備	防災備蓄 用品	役務	公共工事 (資材)
平成22年度 適合品調達率	36.6%	61.3%	100%	100%	87.5%	100%
項目 \ 分野	公共工事 (建設機械)	公共工事 (目的物)	—	—	—	—
平成22年度 適合品調達率	100%	100%	—	—	—	—

(3) その他地球環境問題への対応

●使用木材の適正な選定

＜建築住宅課＞

違法伐採による生産国における森林の減少・劣化からの生物多様性の喪失や、地球温暖化の進行が、世界的な問題となっており、合法性のある木材の使用を推進していくことが、地球環境の保全に寄与するとされています。

鎌倉市でも、建築工事等の際にコンクリートの型枠や下地材、仕上げ材等の木材について、グリーン購入調達方針に基づいた材料の調達を働きかけるなどして、合法性のある木材の使用を推進しています。

●特定フロン回収事業

＜資源循環課＞

特定フロン等については、地球温暖化防止の観点からも回収事業を進めています。

名越・今泉のクリーンセンターで回収されたフロンは、専用のボンベに一時保管後、ボンベが満杯になると、専門事業者が分解処理を行っています。なお、特定フロン処理量の推移は表1-6のとおりです。

表 1-6 特定フロン処理量の推移

	CFC-12 (kg)	HCFC-22 (kg)	混合 (kg)	HFC-134a (kg)
平成17年度	—	—	—	—
平成18年度	—	—	26.7	—
平成19年度	—	—	—	—
平成20年度	30.9	22.6	—	16.6
平成21年度	20	20	—	40
平成22年度	—	—	—	—

※CFCはクロロフルオロカーボンを表し、HCFCはハイドロクロロフルオロカーボン、HFCはハイドロフルオロカーボンを表します。CFCが削減されるとオゾン層の保護に寄与し、HFCを削減することで地球温暖化対策に寄与します。特定フロン処理量は、家電リサイクル法の対象外の家電から回収し、処理したものです。

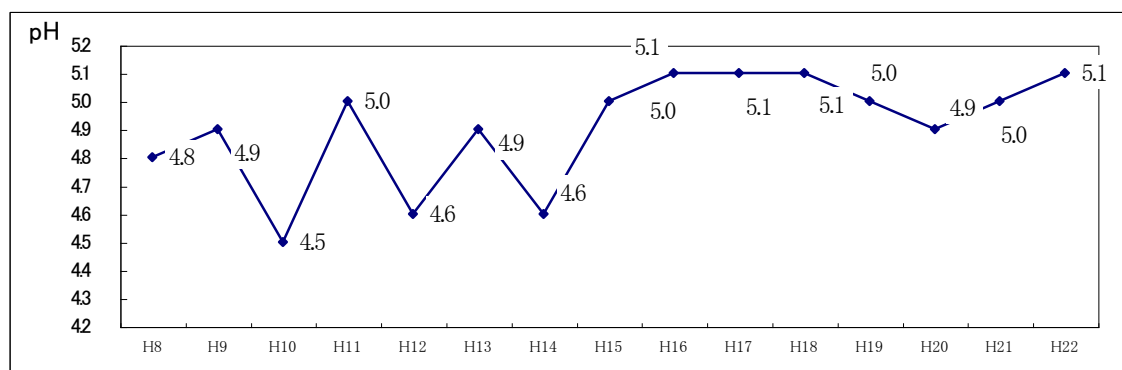
●酸性雨の状況

＜環境保全課＞

酸性雨とは、水素イオン濃度指数(pH)が5.6以下の雨をいい、主に工場のばい煙や自動車の排出ガスなどに含まれる硫酸化物、窒素酸化物が原因とされています。

本市では平成6年度から簡易測定による調査を実施しており、現在は市役所中庭で行っています。平成22年度の測定結果はグラフ1-6のとおりで、長期的には酸性の度合いが横ばい傾向にあります。

グラフ 1-6 pH測定結果



(4) 地球市民としての環境活動

●かながわ地球環境保全推進会議への参加

＜環境政策課＞

かながわ地球環境保全推進会議は、県民、企業、行政の三者により策定した神奈川地球環境保全行動指針「アジェンダ21かながわ」を推進していくための推進母体として平成5年(1993年)に設置されました。

その後、国内外の環境問題に関する状況の変化に対応するために、平成15年(2003年)に新たに採択された「新アジェンダ21かながわ～持続可能な社会への道しるべ(新アジェンダ)」を推進するため、持続可能な社会かながわの実現に向けて「マイアジェンダ登録」の普及拡大などに努めています。

●持続可能な都市のための20%クラブへの参加

＜環境政策課＞

平成7年11月、横浜市で環境庁、神奈川県及び県内37の市町村の主催並びに国連開発計画(UNDP)及び国連環境計画(UNEP)との共催による「環境にやさしい“まち・くらし”世界会議」が開催され、環境に悪影響を与えるものの20%削減や環境にやさしいものの20%増加を目指す「持続可能な都市のための20%クラブ」の設立が提案され、平成9年1月に正式な組織として設立されました。平成22年3月現在、国内自治体41、海外自治体26、合計67の自治体が加盟しています。鎌倉市も20%クラブの設立と同時に加盟しています。

●地域間交流

＜文化推進課＞

平成22年度は、石川県金沢市で開催された「第2回日仏自治体交流会議」に参加し、日本とフランスの各自治体と、地球温暖化対策や自然環境の保全について情報交換を行いました。

第2章 人の健康の保護と生活環境の保全

1 大 気（目標の項目②）

目標：誰もが深呼吸を楽しめるまちにします。

◆目標達成するための指標

二酸化窒素などの大気汚染物質	環境基準の達成
ベンゼンなどの有害大気汚染物質	環境基準の達成
大気中のダイオキシン類	環境基準の達成

鎌倉市における大気環境は、例年どおりほぼ横ばいの状況が続いています。**二酸化窒素などの大気汚染物質は、概ね環境基準を達成しています。また、ベンゼンなどの有害大気汚染物質、大気中のダイオキシン類は、環境基準を達成しています。**ただし、光化学オキシダントについては、県内他都市と同様に環境基準を達成していませんでした。引き続き、自動車排出ガス等による大気汚染を防止する施策の推進が必要です。

（１） 工場等からの固定発生源対策の推進

大気汚染は、燃料その他、物の燃焼や化学処理、機械処理などにより排出される物質に起因し、その主な発生源は、工場・事業場（固定発生源）や自動車（移動発生源）などです。

大気汚染状況の判断基準として、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に規定する環境基準（人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準）があります。

市内で測定された二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、光化学オキシダントを除いて、環境基準を達成していました。

環境基準、各物質の測定データは、「かまぐらの環境（平成22年度鎌倉市環境調査データ集）」第3章 公害の現況と対策 I 大気、III 化学物質をご参照ください。

●神奈川県生活環境の保全等に関する条例における取組

＜環境保全課＞

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）では、公害の防止や二酸化炭素の排出抑制など環境全般に関する規定のほか、様々な環境問題に対応するものとなっています。例えば、一定規模以上の事業所の設置や設備の変更に当たっては、二酸化炭素の排出抑制を含む6つの環境保全配慮事項を記載した「環境配慮書」を提出することになっています。

この条例に基づく、平成22年度の市内の指定事業所数、環境管理事業所認定数、環境配慮書提出件数は、表2-1のとおりです。

※指定事業所とは、公害を生じさせるおそれがある事業所で、規則で定める作業を行うものです。
※環境管理事業所とは、一定の環境管理・監査を行っている事業所が、県への申請に基づき認定を受けたものです。設備の変更等を行う場合、手続が簡略化されます。

表 2-1 指定事業所数等年度末現在数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
指定事業所	182	179	175	167	164
環境管理事業所	7	7	7	6	6
環境配慮書提出件数	4	1	2	0	0

●一般環境大気測定

＜環境保全課＞

①一般環境大気測定局による測定

鎌倉市役所屋上には神奈川県的一般環境大気測定局があり、二酸化窒素などの大気汚染状況を常時監視しており、環境基準の適合状況は表 2-2 のとおりです。

表 2-2 一般環境大気測定局における環境基準の適合状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
二酸化硫黄 SO ₂	○	○	○	○	○
二酸化窒素 NO ₂	○	○	○	△	○
浮遊粒子状物質 SPM	○	△	○	△	○
光化学オキシダントOX	×	×	×	×	×

※環境基準に対して○は適合、△は一部適合、×は不適合を示す。

②鎌倉市による測定

市では、神奈川県的一般環境大気測定局と同じく市役所屋上において、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの有害大気汚染物質について測定を行っています。平成22年度の環境基準の適合状況については表 2-3 のとおり、いずれも環境基準を達成していました。

表 2-3 一般大気の大気環境基準の適合状況

項 目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
トリクロロエチレン	○	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○
ベンゼン	○	○	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○	○	○

※環境基準に対して○は適合、×は不適合を示します。

※ジクロロメタンは平成13年4月20日、その他のものは平成9年2月4日に環境基準が設定されています。

●大気のダイオキシン類調査

＜環境保全課＞

市では大気環境中のダイオキシン類等について、市役所屋上で、平成10年度から調査を実施してきましたが、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)の施行により、平成12年度からは県が実施することになりました。

平成22年度のダイオキシン類の濃度調査結果は、表 2-4 のとおり、全て環境基準を達成していました。

表 2-4 ダイオキシン類濃度調査結果

単位：pg-TEQ/m³

項 目	濃 度			環境基準
	夏季	冬季	年平均値	
ダイオキシン類	0.029	0.042	0.035	0.6以下

※平成12年1月15日にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、同法においてポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(P CDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(P CDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナー P C B)の3物質がダイオキシン類と規定されています。また、同法に基づき環境庁告示第68号をもってダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準が、0.6pg-TEQ/m³以下と規定されています。

※p g (ピコグラム)：重量を表す単位で、1兆分の1グラムを指します。

※TEQ (毒性等量)：ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの量に換算した量を表します。

● クリーンセンターの排出ガスのダイオキシン類調査

＜名越・今泉クリーンセンター＞

市では、名越・今泉両クリーンセンターの排出ガス等に含まれているダイオキシン類の濃度を調査しています。(一般廃棄物最終処分場の地下水等のダイオキシン類測定結果については、24ページの「一般廃棄物処分場の地下水等のダイオキシン類調査」でまとめています。)

調査の結果、表2-5のとおり、排出ガスのダイオキシン類濃度は、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた基準を達成していました。

(名越・今泉両クリーンセンターでは、ダイオキシン類等削減対策工事として、既設炉の排出基準(5 ng-TEQ/m³N)より低い1 ng-TEQ/m³N を目指した改修を行いました。)

表 2-5 排出ガスのダイオキシン類測定結果

単位：ng-TEQ/ m³N

	名越クリーンセンター		今泉クリーンセンター		排出基準
調査年月日	平成22年11月12日		平成22年10月21日		
	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	
排出ガス	0.010	0.11	廃止	0.013	5以下

※m³N：排出ガス等の体積を表す便宜的単位。温度0℃、1気圧に換算した気体の立方メートル単位の体積

※n g (ナノグラム)：重量をあらわす単位で10億分の1グラムを指します。

※排出ガス：ごみ焼却施設から排出されるガス。

● 山崎浄化センターの污泥焼却ガスのダイオキシン類調査

＜浄化センター＞

山崎浄化センターでは、污泥焼却ガスに含まれているダイオキシン類の測定をしています。

平成22年度の測定結果は、表2-6のとおりで、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた基準を達成していました。

表 2-6 污泥焼却ガスのダイオキシン類測定結果

単位：ng-TEQ/ m³N

検体	測定値	排出基準
污泥焼却ガス	0.00027	5以下

※m³N：排出ガス等の体積を表す便宜的単位。温度0℃、1気圧に換算した気体の立方メートル単位の体積

※n g (ナノグラム)：重量をあらわす単位で10億分の1グラムを指します。

●固定発生源対策の推進

＜環境保全課＞

市内事業所に設置されている廃棄物焼却炉及びボイラーの維持管理状況を把握するため、市では県と共同で立入検査を実施しています。その結果、調査を実施した3事業所は、すべてにおいて適正な管理がなされていることが確認されています。

●光化学スモッグの発生状況

＜環境保全課＞

光化学スモッグは、工場の煙突や自動車から排出される窒素酸化物、炭化水素などに太陽からの紫外線が当たることにより発生する光化学オキシダントによるものです。

光化学オキシダントが環境基準(1時間値が0.06ppm)の2倍を超えた場合に発令される光化学スモッグ注意報の状況をみると、表2-7のとおり、平成22年度には県内で10回の発令があり、鎌倉市を含む湘南地域では7回の発令がありました。

表 2-7 注意報発令日数及び被害者数の推移

項目 \ 年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
発令日数県全体(日)	14	20	11	4	10
湘南地域(日)	12	7	5	2	7
被害者数県全体(人)	199	4	14	5	26
湘南地域(人)	27	1	0	2	18
本市(人)	13	1	0	0	13

(2) 自動車交通公害対策の推進

●自動車排出ガス等環境調査

＜環境保全課＞

①自動車排出ガス測定局による測定

神奈川県自動車排出ガス測定局は岡本の大船フラワーセンター前にて常時監視を行っています。平成22年度の環境基準の適合状況は表2-8のとおりです。なお、平成15年10月1日から、県内では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例によりディーゼル車の運行規制を実施しています。

表 2-8 自動車排出ガス測定局における環境基準の適合状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
二酸化窒素	○	△	△	○	○
浮遊粒子状物質	×	△	○	○	○
一酸化炭素	○	○	○	○	○

※環境基準に対して○は適合、△は一部適合、×は不適合。

②鎌倉市による測定

市では市内主要道路7地点で、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などの自動車排出ガス等の調査を年4回実

施しています。

平成22年度の測定結果については、すべての地点で環境基準に適合した結果となっており、年間平均値もほぼ例年なみでした。

表 2-9 自動車排出ガス測定市内主要道路7地点における環境基準の適合状況（二酸化窒素）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
鎌倉青少年会館	○	○	○	○	○
消防長谷出張所	○	○	○	○	○
腰越行政センター	○	○	○	○	○
手広交差点	○	○	○	○	○
大船警察署	○	○	○	○	○
フラワセンター	○	○	○	○	○
関谷小学校	○	○	○	○	○

※環境基準に対して○は適合、△は一部適合、×は不適合。

表 2-10 自動車排出ガス測定市内主要道路7地点における環境基準の適合状況（浮遊粒子状物質）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
鎌倉青少年会館	○	○	○	○	○
消防長谷出張所	○	○	○	○	○
腰越行政センター	○	○	○	○	○
手広交差点	○	○	○	○	○
大船警察署	○	○	○	○	○
フラワセンター	○	○	○	○	○
関谷小学校	○	○	○	○	○

※環境基準に対して○は適合、△は一部適合、×は不適合。

●鎌倉地域地区交通計画

＜交通政策課＞

鎌倉地域地区交通計画は、自動車利用の抑制と公共交通の活用による安全で快適な地域づくり、歩行空間と居住環境の再生による市民生活と観光が共生できるまちづくり、活力と賑わいのある歩いて楽しい古都鎌倉の観光地づくりを目標として、現在ある道路や駐車場などを活用した交通需要管理（TDM）施策を推進してきました。

交通事業者、駐車場事業者などの協力により、平成13年10月から「七里ガ浜パーク&レールライド」及び「鎌倉フリー環境手形」、同年12月から「由比ガ浜パーク&ライド」、平成18年4月から「江の島パーク&レールライド」、平成20年3月から「稲村ガ崎パーク&レールライド」を開設しました。

利用状況は、表2-11のとおりです。

表2-11 パーク&ライド等の利用状況

施 策 名	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	実施日数(日)	利用状況(台)	実施日数(日)	利用状況(台)	実施日数(日)	利用状況(台)	実施日数(日)	利用状況(台)
七里ガ浜パーク&レールライド	304	5,027	303	4,841	303	5,163	303	3,880
由比ガ浜パーク&ライド	301	3,404	300	3,025	300	2,921	300	2,363
江の島パーク&レールライド	304	1,949	303	2,401	303	3,009	303	3,228

稲村ガ崎パーク&レールライド	31	133	303	1,672	303	1,985	303	2,292
鎌倉フリー環境手形A(頼朝きっぷ)	363	9,823	362	11,649	362	13,160	362	11,036
鎌倉フリー環境手形B(義経きっぷ)	363	1,371	362	1,432	362	1,093	362	904

①七里ガ浜パーク&レールライド

鎌倉地域から西へ約4km離れた七里ガ浜にある国道134号沿いの駐車場(約350台)を利用し、徒歩約1分の江ノ電七里ヶ浜駅で電車に乗り換え鎌倉地域へ入ってもらうシステムです。駐車料金と電車料金を合わせて手頃な価格とすることにより、混雑する鎌倉地域の外側で公共交通への乗り換えを促すものです。

運用開始日	平成13年10月6日(土)
運用日等	7・8月を除く毎日(システム利用時間：9時～16時)
利用対象	普通乗用車
利用料金	自動車1台当たり1,500円 【内訳】 ○5時間分の駐車料金 ○江ノ電鎌倉駅～七里ヶ浜駅・JR鎌倉駅～北鎌倉駅の1日フリーきっぷ2枚 【特典】 ○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○5時間を超えた場合の駐車料金は200円/30分 ○同乗者のフリーきっぷの追加購入は、大人1枚500円・小人1枚250円 ○駐車場は、一般駐車場利用者との共用
事業主体	東日本旅客鉄道(株)・江ノ島電鉄(株)・鎌倉プリンスホテル

②由比ガ浜パーク&ライド

鎌倉地域の南側に位置する国道134号沿いの由比ガ浜地下駐車場(約200台)を利用し、鎌倉駅、鶴岡八幡宮方面へ向かうシャトルバス(フクちゃん号)や江ノ電に乗り換えてもらうシステムです。シャトルバスをはじめ江ノ電鎌倉駅から長谷駅間や「鎌倉フリー環境手形」と同じバス路線を自由に利用することができます。

運用開始日	平成13年12月1日(土)
運用日等	1月1日～3日、7・8月を除く毎日(システム利用時間：9時～15時) (土・日曜、祝日はシャトルバスを運行)
利用対象	普通乗用車
利用料金	○自動車1台当たり1,600円 【内訳】 ○4時間分の駐車料金 ○由比ガ浜地下駐車場～鎌倉駅・鶴岡八幡宮方面へ向かうシャトルバス、5指定バス路線及び江ノ電鎌倉駅～長谷駅間の1日フリーきっぷ2枚 【特典】 ○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○4時間を超えた場合の駐車料金は200円/30分 ○同乗者のフリー切符の追加購入は、大人1枚440円、小人1枚230円
事業主体	京浜急行バス(株)・江ノ島電鉄(株)・神奈川県

③江の島パーク&レールライド

鎌倉市と接する藤沢市片瀬にある国道134号沿いの駐車場(約200台)を利用し、徒歩約10分の江ノ電江ノ島駅で電車に乗り換え鎌倉地域へ入ってもらうシステムです。

運用開始日	平成18年4月29日(土)
運用日等	1月1日～3日、7・8月を除く毎日(システム利用時間：9時～17時)
利用対象	普通乗用車
利用料金	自動車1台当たり1,500円 【内訳】 ○5時間分の駐車料金 ○江ノ電鎌倉駅～江ノ島駅の1日フリーきっぷ2枚 【特典】 ○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○5時間を超えた場合の駐車料金は200円/30分 ○同乗者のフリー乗車券の追加購入は、大人1枚400円・小人1枚200円 ○駐車場は、一般駐車場利用者との共用
事業主体	江ノ島電鉄(株)

④稲村ガ崎パーク&レールライド

稲村ガ崎の国道134号沿いの駐車場(約50台)に自動車を利用し、徒歩約3分の江ノ電稲村ヶ崎駅で電車に乗り換え鎌倉地域へ入ってもらうシステムです。6時間分の駐車料金と江ノ電フリーきっぷ『のりおりくん』が2枚セットされています。

運用開始日	平成20年3月1日(土)
運用日等	7・8月を除く毎日(システム利用時間：9時～17時)
利用対象	普通乗用車
利用料金	自動車1台当たり1,800円 【内訳】 ○6時間分の駐車料金 ○江ノ電鎌倉駅～藤沢駅の1日フリーきっぷ2枚 【特典】 ○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○6時間を超えた場合の駐車料金は300円/1時間 ○同乗者のフリー乗車券の追加購入は、大人1枚580円・小人1枚290円 ○駐車場は、一般駐車場利用者との共用
事業主体	神奈川県道路公社・江ノ島電鉄(株)

⑤ 鎌倉フリー環境手形

鎌倉地域内の電車及びバスの乗車料金をセットにして手頃な価格の乗車券を販売することにより、出発地から公共交通を利用してもらうとするシステムです。鎌倉駅を起点とし、主な観光スポットへ向かう5つの指定バス路線及び電車の一定区間が一日自由に乗り降りできます。

都心方面から鎌倉を訪れる観光客は、JR横須賀線を利用する人と小田急線藤沢駅経由で江ノ電を利用する人がいるため、「鎌倉フリー環境手形」も「A(頼朝きっぷ)」、「B(義経きっぷ)」の2種類を販売しています。

種類	環境手形A(頼朝きっぷ)	環境手形B(義経きっぷ)
発売開始日	平成13年10月1日(月)	
発売日	通年(ただし、正月三が日は除く)	
料金	550円(小人280円)	500円(小人250円)
発売場所	JR鎌倉駅・北鎌倉駅みどりの窓口、江ノ電鎌倉駅 長谷駅	小田急各駅 小田急トラベル
切符の概要	利用範囲 《電車》 ○江ノ電鎌倉駅～長谷駅 《バス》 ○鎌倉駅～北鎌倉駅 ○鎌倉駅～大塔宮 ○鎌倉駅～浄明寺 ○鎌倉駅～大仏前 ○鎌倉駅～名越	利用範囲 《電車》 ○JR鎌倉駅～北鎌倉駅 《バス》 ○鎌倉駅～北鎌倉駅 ○鎌倉駅～大塔宮 ○鎌倉駅～浄明寺 ○鎌倉駅～大仏前 ○鎌倉駅～名越
	【特典】協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス	
事業主体	東日本旅客鉄道(株)・小田急電鉄(株)・京浜急行バス(株)・江ノ島電鉄(株)	

●オムニバスタウン計画

<交通政策課>

オムニバスタウン計画は、鎌倉の環境と市民生活とが調和したバス交通の創造を基本理念として、利用者の立場に立ったバスサービスの充実、バス走行環境の総合的向上、移動制約者（高齢者や障害者等）が利用しやすいバス交通の実現などの基本方針に基づき、施策を推進してきました。

ミニバスについては、平成12年から「鎌倉駅西口線」、平成13年から「新鎌倉山循環線」及び「小動線」（平成22年4月から休止中）、平成15年から「城廻循環線」、平成16年から「教養センター循環線」の運行を開始しました。

●公用車の低公害車導入

<管財課>

低公害車とは、大気汚染物質の排出が少なく環境負荷が少ない自動車です。主に、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリット自動車等です。

平成22年度における市役所所有の低公害車は、電気自動車2台、ハイブリット自動車1台、天然ガス自動車2台、マイルドハイブリット自動車2台の計7台です。利用状況は、表2-12のとおりです。

表2-12 公用車の低公害車導入状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
電気自動車	—	2台	2台
ハイブリット自動車	—	1台	1台
天然ガス自動車	8台	2台	2台
マイルドハイブリット自動車	3台	3台	2台
バイオディーゼル自動車	—	2台	—
合計	11台	10台	7台
導入率	5.3%	5.0%	3.6%

2 水・土（目標の項目③）

目標：人や水辺の生物が住みやすい良好な水質と土壌を確保します。

◆目標達成するための指標

河川水質	環境基準の達成
海域水質	環境基準の達成
地下水質	環境基準の達成
ダイオキシン類(水質、底質、土壌)	環境基準の達成
市街化調整区域の下水道整備率	平成27年度(2015年度)までに下水道法事業認可済の市街化調整区域で75%
※注意：公共下水道普及率の目標年度が平成21年度のため、改訂後の指標とします (改訂前の指標)	
(公共下水道普及率)	平成21年度(2009年度)までに市街化区域で100%
(公共下水道接続率)	平成27年度(2015年度)までに市街化区域で100%
河川の水生生物	水質階級Ⅱ以上

河川環境は、公共下水道整備の推進に伴い、年々、水質の改善が見られています。

河川水質は、「人の健康の保護に関する項目」についてはすべて環境基準を満たしています。また、「生活環境の保全に関する項目」であるBOD(生物化学的酸素要求量)、pH(水素イオン濃度)等も全て環境基準を達成しています。環境基準、各物質の測定データは、「かまぐらの環境(平成22年度鎌倉市環境調査データ集)」第3章 公害の現況と対策 Ⅱ水質をご参照ください。

海域水質(由比ガ浜沖・七里ガ浜沖、A類型)、地下水質、ダイオキシン類(水質、底質、土壌)についても環境基準を達成しています。

平成22年度末、下水道法事業認可済みの市街化調整区域で下水道整備率は1.94ha、3.5%です。また市街化区域の公共下水道接続率は93%です。

下水道事業については、平成20年6月に下水道認可区域を拡大して調整区域54.6haを加えました。

供用開始は、平成21年5月1日です。

河川の水生生物による水質調査は、二又川(神戸川)において水質階級Ⅱです。

(1) 水質の改善

水質汚濁の原因としては、工場などの事業活動による排水と一般家庭からの生活排水があります。事業活動による排水で水質に影響を与えるおそれのあるものとして、カドミウム、シアン、鉛などの有害物質と食物残さなど有機物による汚濁物質があります。こうした物質が排出されないように事業活動による排水は、法律等により厳しく規制されています。

一方、生活排水の汚染源には有機物質が挙げられますが、公共下水道の普及とともに、水質汚濁は改善されてきています。今後も、水環境を把握するために監視パトロールを行っていきます。

※pH:溶液の酸性、アルカリ性を示す尺度。7が中性で、0に近づくほど酸性が強く、14に近づくほどアルカリ性が強い。

※BODはBiochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略。

●市内8河川水質調査(BOD経年変化)

＜環境保全課＞

水質調査の主な項目はBOD・COD等の生活環境の保全に関する項目など全21項目で、平成22年度の水質汚濁の指標となるBODの環境基準との適合状況は表2-13のとおりです。

「人の健康の保護に関する項目」及び「生活環境の保全に関する項目」について水質調査を実施しました。その結果、調査を実施した市内すべての河川で、環境基準を達成していました。

さらに、月1回16河川について河川パトロールを実施しています。温度計、透視度計、水質チェッカーを使用した8項目(pH、電気導伝率、濁度、DO、水温、塩分、気温、透視度)の簡易測定と異常の有無等の監視を行っています。(巻末資料の調査マップ参照)

※DO: Dissolved Oxygen(溶存酸素)の略。水中に溶け込んでいる酸素の量。一般に汚れが多いと値が小さくなる。

表 2-13 BOD(生物化学的酸素要求量)環境基準適合状況

河川名	平成22年度	河川名	平成22年度
豆腐川	パトロールのみ	新川	○
滑川	○	梶原川	○
稲瀬川	パトロールのみ	町屋川	○
極楽寺川	パトロールのみ	山崎川	○
音無川	パトロールのみ	小袋谷川	○
行合川	パトロールのみ	砂押川	○
神戸川	○	玉縄雨水幹線	○
大塚川	○	土腐川	パトロールのみ

※環境基準に対して○は適合、×は不適合。

※滑川・神戸川の判定には、いずれも県管理の河川なので、神奈川県の実測値を使用しました。

※環境基準の類型指定については、滑川・神戸川はB類型(BOD3mg/l以下)、大塚川・新川・梶原川・町屋川・山崎川・小袋谷川・砂押川・玉縄雨水幹線はD類型(BOD8mg/l以下)。

●水質の改善

＜下水道課＞

公共下水道は、市街地における雨水を排除し、汚水を処理するための施設で、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図る上で不可欠です。

市が実施した水質調査の結果においても、下水道整備が進んでいる大船処理区の河川の水質の改善が見られています。平成22年度末現在の水洗化普及・接続状況は表2-14のとおりですが、今後、河川水質の改善には下水道の普及をさらに進めることが重要です。

表 2-14 水洗化普及・接続状況(平成22年度末)

処 理 区	行政区内人口(a)	処理区域内人口(b)	水洗化人口(c)	普及率 (b/a)×100	処理区域内 接続率 (c/b)×100
鎌倉処理区	74,078人	73,070人	70,680人	99%	97%
大船処理区	100,174人	95,243人	85,218人	95%	89%
計	174,252人	168,313人	155,898人	97%	93%

●水質保全のための啓発

＜環境保全課＞

地元の河川において水辺の生き物の観察や水質調査を体験することは、環境問題を身近なものとして捉えることができ、今後の環境保全行動へ向けた有効かつ重要な啓発手法の一つです。市としては、学校教育等との連携など、多様な展開を図りつつあります。

平成22年度は、市立西鎌倉小学校4年生（103名）が神戸川、市立第二小学校4年生（60名）が滑川の水質調査と水生生物調査を行いました。

（２）土壌・地下水汚染対策の推進

●水質・土壌等のダイオキシン類調査

＜環境保全課＞

県ではダイオキシン類対策特別措置法の施行により、平成12年度からダイオキシン類の調査を実施しています。平成22年度の測定結果は表2-15、表2-16のとおりです。

表 2-15 河川（水質）のダイオキシン類測定結果 単位：pg-TEQ/リットル

	滑川	神戸川	環境基準
測定値	0.030	0.037	1以下

表 2-16 河川（底質）のダイオキシン類測定結果 単位：pg-TEQ/g

	滑川	神戸川	環境基準
測定値	0.61	1.6	150以下

※底質についての環境基準は、平成14年9月1日以降150pg-TEQ/gが適用されるようになりました。

●一般廃棄物最終処分場の地下水等のダイオキシン類調査

＜環境施設課＞

市では、名越・今泉両クリーンセンターの排出ガスに含まれるダイオキシン類調査のほか、一般廃棄物最終処分場の地下水などのダイオキシン類についても調査を実施しています。平成22年7月28日に実施した調査の結果は表2-17のとおり、環境基準を達成しています。

なお、焼却残さは、平成12年4月以降、溶融固化処理をしており、関谷最終処分場に埋立てを行っていません。溶融固化処理されたものは、道路の路盤材などに加工され、利用されています。また、溶融固化の際に分離される重金属類は、精錬所に運ばれ、有価物としての金属になります。

表 2-17 最終処分場地下水等のダイオキシン類測定結果 単位：pg-TEQ/リットル

検体	調査結果	環境基準
6号地モニタリング井戸	0.080	1以下
保有水等	0.000087	※

※ 6号地保有水は公共用水域へ排出していないため、基準の適用はありません。

●山崎浄化センターの放流水のダイオキシン類調査

＜浄化センター＞

山崎浄化センターでは、放流水に含まれているダイオキシン類の測定をしています。平成22年度の調査の結果は、表2-18のとおりで、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた基準を満たしていました。

表 2-18 山崎浄化センター放流水のダイオキシン類測定結果 単位：pg-TEQ/リットル

検体	測定値	排出基準
放流水	0.0016	10以下

※p g (ピコグラム)：重量をあらわす単位で1兆分の1グラムを指します

●工場・事業所への立入検査等

＜環境保全課＞

市では神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査を行っており、排水の規制基準を超えている施設への指導や未然防止のための啓発を行っています。

平成22年度には4事業所を対象として立入検査を実施したところ、全ての事業所において条例の排水基準を満たしていることを確認しました。

(3) 地盤沈下の監視

●地盤沈下調査

＜環境保全課＞

地盤沈下は、地下水を過剰に採取することにより生ずると言われています。本市では昭和52年から柏尾川周辺の工業地域を中心に水準測量調査を行っています。平成22年度の調査結果は表2-19のとおりです。

調査地点は、平成13年度に加えた5地点と平成15年度から新たに加えた4地点に既存の5地点を加えた14地点と、市内の国家水準点1地点の合計15地点で水準測量を行っていましたが、平成22年度に1地点について亡失が認められました。

平成22年度の調査では、平成21年度と比べ、全ての地点で沈下が認められましたが、沈下地点の最高変動量は0.38cm、全地点の変動量は1cm未満でした。年毎に変動はあるものの、調査を開始した昭和52年からの経年データを比較をすると、全体として地盤沈下は沈静化の傾向にあるといえます。

※地盤沈下調査のデータは、「かまぐらの環境（平成22年度鎌倉市環境調査データ集）」第3章 公害の現況と対策 V地盤沈下をご参照ください。

表 2-19 地盤沈下調査水準測量結果

		チュリス鎌倉マンション	神戸製鋼(藤沢市)	三菱電機鎌倉製作所	県立フラワーセンター	電気化学工業
標高(m)	平成21年度	7.6069	8.0174	8.2913	7.6351	9.4573
	平成22年度	7.6062	8.0169	8.2903	7.6330	9.4546
変動量(cm)		△0.07	△0.05	△0.10	△0.21	△0.27

		三菱電機情報 技術総合研究所	深沢派出所横 歩道	神鋼橋横歩道	山崎浄化センター横 歩道	玉縄橋横歩道
標高 (m)	平成21年度	10. 5053	7. 8217	9. 3965	9. 6764	10. 2547
	平成22年度	10. 5039	7. 8213	9. 3964	9. 6726	10. 2528
変動量(cm)		△0. 14	△0. 04	△0. 01	△0. 38	△0. 19

		鎌倉市大船行政セ ンター	大和橋横歩道	鎌倉市大船 体育館	玉縄青少年会館 横歩道	市立玉縄 小学校
標高 (m)	平成21年度	9. 2544	10. 3305	9. 9415	9. 8256	8. 5810
	平成22年度	9. 2533	10. 3292	9. 9408	－	8. 5792
変動量(cm)		△0. 11	△0. 13	△0. 07	－	△0. 18

3 化学物質（目標の項目④）

目標：化学物質を適正に管理し、安全に使用します。

◆目標達成するための指標

揮発性有機化合物(VOC)	排出量の削減
有害な化学物質(大気・水質・土壌)	環境基準の達成（再掲）
ダイオキシン類(大気・水質・土壌・底質)	環境基準の達成（再掲）

化学物質は私たちの生活を豊かにし、また便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっています。日常の生活や事業活動において多くの化学物質を利用し、それらを大気や水、土壌を通じて排出しています。

このような中、どのような化学物質がどこからどれだけ排出されているかを知るとともに化学物質の排出量や化学物質による環境リスクを減らす制度の一つとして「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年法律第86号。以下「PRTR法」）が制定されました。市民、事業所、行政などが化学物質による環境リスクに関する正確な情報を共有しつつ、相互に意思疎通を図るというリスク・コミュニケーションが重要視されています。

平成22年度に事業所から届出された平成21年度の届出排出量（大気、公共用水域など）は、29,376(kg/年)で、前年度に比べ2,509(kg/年)増加、また同じく平成21年度の届出移動量（下水道、廃棄物）は、107,670(kg/年)で前年度に比べ56,809(kg/年)減少しました。

ベンゼンなどの有害な化学物質（大気・水質・土壌）、ダイオキシン類（大気・水質・土壌・底質）は、環境基準を達成しています。環境基準、各物質の測定データは、「かまぐらの環境（平成22年度鎌倉市環境調査データ集）」第3章 公害の現況と対策 III化学物質をご参照ください。

（1） 化学物質に関する情報の収集、提供

●化学物質等に関する情報の収集・提供

＜環境保全課＞

PRTR法に基づき、事業者は個別事業所ごとの化学物質の環境への排出量・移動量を把握し国へ届出をしています。国は、そのデータを用途別に集計し、またPRTR法の届出義務対象外の排出源からの排出量も推計し併せて公表しています。

神奈川県では、国から通知されたデータをもとに各市町村別等に詳細なデータ推計し結果を公開しています。

神奈川県における排出割合を見ると製造業からの届出排出量・移動量は、全体の95.7%を占めています。総届出排出量・移動量において割合が大きい化学物質は、トルエン、キシレンで全体の約5割を占めています。

鎌倉市の平成22年度の報告事業所数は、29事業所で届出された平成21年度の届出排出量は29,376(kg/年)でした。前年度に比べ2,509(kg/年)増加しました。

同じく届出移動量は、107,670(kg/年)で前年度に比べ56,809(kg/年)減少しました。届出排出量のほとんどは、大気や公共用水域へ排出され、届出移動量は、下水道や廃棄物へ移動します。

(2) 化学物質対策

●建築材料等の使用制限

＜建築住宅課＞

市の建物の新築や改修等に際し、室内空気中の化学物質の抑制に関する特記仕様書を設けています。建築材料の使用制限の原則、施工中の安全管理、測定について定め、厚生労働省の指針値等により措置や監督を行いシックハウス対策に努めています。

●アスベスト対策

＜管財課・関係各課＞

平成17年に兵庫県尼崎市においてアスベストに起因する健康被害が発生しているとの新聞報道がなされた以降、各メディアが健康への影響を連日報じ、社会的に大きな問題となりました。このことから、鎌倉市においても全庁的に情報の共有化を図るとともに、市民からの問い合わせへの対応や、市の管理施設における吹き付け材の使用状況を調査することについて基本的な方針を協議し、平成8年度以前に竣工した建築物において文部科学省と厚生労働省の調査基準に準拠し調査を実施しました。

その結果、8施設についてアスベスト含有が認められました。平成22年度末において7施設については、アスベストの除去が済み、野村総合研究所跡地本館については、閉鎖をしています。

平成20年1月に、今まで国内で使用がないとされてきた3種類のアスベスト(アクチノライト、アンソファイト、トレモライト)の使用が確認され、また、同年6月には、平成17年当時、公式なアスベスト含有率測定方法がなかった「バーミキュライト(ひる石)」という物質について、日本工業規格による測定方法が定められました。

そのため、市では平成17年度に市が管理する施設の調査を実施していますが、改めてアスベストの含有が確認されなかった本庁舎関連の16施設19箇所及び学校関連施設13施設38箇所、分析調査を実施しました。

その結果、3施設についてアスベスト含有が認められ、全ての施設で除去工事を実施しました。

4 音（目標の項目⑤）

目標：自然が醸し出す音を楽しめるまちにします。

◆ 目標達成するための指標

環境中の騒音	環境基準の達成
自動車騒音及び道路交通振動	要請限度の達成

騒音は工場・事業場・建設作業などの固定発生源と自動車による移動発生源から発生するものとに大別されます。移動発生源では自動車などの交通騒音が依然として全県的な問題となっています。本市では、市域における騒音環境の実態を把握するため、道路交通騒音調査と環境騒音調査を実施しています。なお、騒音には、用途地域や時間帯ごとに自動車騒音の限度値や環境基準等が定められています。

環境中の騒音は、環境基準と比較して97.4%（昼間）の適合率です。（平成20,21年度調査結果より）
（表2-21参照）

自動車騒音は、要請限度と比較して66.7%（昼間・夜間）の適合率です。（平成20,21年度調査結果より）
（表2-20参照）

平成22年度は、天候等の関係から環境中騒音、自動車騒音の調査を実施できませんでした。

（１） 工場、事業所、建設作業における騒音振動対策の推進

●騒音に対する配慮

＜環境保全課＞

これまでの調査の結果、生活環境に影響を及ぼす主な騒音は自動車などの移動発生源によるもので、道路に面する地域ではその影響が顕著に見られます。自動車交通に伴う騒音は、車両の改良、道路構造の改善など、まちづくりと一体となった沿道環境の整備を図ることが求められます。また、建設工事現場からの騒音についても苦情が寄せられています。工事における特定建設作業は騒音規制法（昭和43年法律第98号）・振動規制法（昭和51年法律第64号）により届出が義務付けられており、適正な騒音・振動対策のもとで作業が行われるよう指導を行っています。さらに、身近な生活騒音問題については、一人ひとりの自覚や近隣とのコミュニケーションを図ること、相手の立場を尊重した思いやりの気持ちを持つことが大切です。

（２） 交通騒音振動対策の推進

近年の生活環境における騒音は、道路交通騒音が大きな比重を占めています。道路交通騒音の調査結果は、例年ほぼ横ばいで推移しています。

●道路交通騒音調査（平成22年度未測定）

＜環境保全課＞

道路交通騒音調査は、住居系地域を中心とした主要幹線道路の沿道に12カ所の調査地点を設けて、騒音レベルの測定調査を実施しています。道路に面する地域、その背後地の各6地点を各年で調査し2年間で12カ所行い、調査結果は表2-20のとおりです。

調査結果を騒音規制法に定められた自動車騒音の限度値と比較すると、昼間においては12地点中8地点が限度値を満足していました。夜間においても、12地点中8地点で限度値を満足していました。道路に面する地域における騒音の状況は、ここ数年、騒音レベルに大きな変化はありませんが、従来型の沿道対策と同時に、車両単体の低騒音化や交通環境政策の一層の進展が望まれます。

一方、背後地について環境基準を達成していなかったのは、昼間は、1地点でしたが夜間は7地点でした。

表 2-20 道路交通騒音調査結果

測定地点 (平成21年度調査)		道路に面する地域		背後地	
路線名	住所等	昼間	夜間	昼間	夜間
一般県道311号 鎌倉葉山線	大町5-5-15 (第一種住居地域)	×	×	○	○
一般国道134号	材木座6-5-15 (第一種住居地域)	×	×	○	×
一般県道304号 腰越大船線	腰越864 (第一種住居地域)	○	○	○	○
一般国道302号 小袋谷藤沢線	植木396 (第一種住居地域)	○	○	○	○
阿久和鎌倉線	植木92-1 (第一種住居地域)	○	○	○	×
市道055-000号線	津西1-19-42 (第一種低層住居専用地域)	×	×	○	×

測定地点 (平成20年度調査)		道路に面する地域		背後地	
路線名	住所等	昼間	夜間	昼間	夜間
一般県道204号 金沢鎌倉線	浄明寺 (第一種中高層住居専用地域)	○	○	○	○
主要地方道21号 横浜鎌倉線	山ノ内 (第一種中高層住居専用地域)	×	×	○	×
主要地方道21号 横浜鎌倉線	岩瀬 (第一種住居地域)	○	○	○	×
一般国道301号 大船停車場線	小袋谷 (第二種住居地域)	○	○	○	×
市道027-000号線	佐助 (第一種中高層住居専用地域)	○	○	○	○
主要地方道32号 藤沢鎌倉線	笛田 (準住居地域)	○	○	×	×

※道路に面する地域は騒音規制法に定められた自動車騒音の限度値に対して、背後地は環境基準に対して、○は適合、×は不適合を示す。

(3) 近隣騒音等に関する対策の推進

●近隣問題対策の推進

＜環境保全課＞

市に寄せられた全苦情件数22件のうち騒音に関する苦情件数は12件で、全体の55%を占めています。その主なものは、建設現場における重機によるもので、特定建設作業の届出書提出時や騒音苦情の連絡があった際に近隣への配慮や、日曜日・祝祭日作業禁止などの作業時間帯遵守を厳しく指導しています。

苦情に対しては早急な解決に向けた取組を行うほか、市広報紙による呼び掛けを実施するなど、苦情等の未然防止に努めています。

●環境騒音調査 (平成22年度末測定)

＜環境保全課＞

環境騒音調査は、市内全域の主要道路に面しない一般地域に38カ所の調査地点を設けて、簡易的な騒音レベルの測定調査を実施しています。平成20年度と平成21年度でそれぞれ19地点、合計38地点で調査を行い、環境基準適合状況は表 2-21のとおりです。全調査地点の測定結果から、測定値が環境基準を達成した地点の割合で環境騒音の評価をすると、昼の時間帯での適合率は97.4%、夜の時間帯に調査を行った10地点での

環境基準への適合状況は70%でした。

昼間の調査では、主に鳥のさえずりなどの自然音の影響がみられ、夜間の調査では、自動車の交通に伴う影響がみられました。

表 2-21 環境騒音の環境基準適合状況

	調査地点 (平成21年度調査)	類型 ※	調査結果			調査地点	類型 ※	調査結果	
			昼 ※	夜 ※				昼 ※	夜 ※
1	大町4-15-8	A	○	—	11	関谷387-21	A	○	—
2	材木座2-9-1	A	○	—	12	御成町10-12	C	○	○
3	扇ヶ谷1-15-45	A	○	—	13	笹目町6-46	C	○	—
4	今泉台3-6-15	A	○	—	14	大船5-3-8	C	○	○
5	今泉台7-15-4	A	○	—	15	台2-20-23	C	○	—
6	梶原2-6-12	A	○	—	16	常盤111-3	C	○	×
7	上町屋461-2	B	○	—	17	梶原630	C	○	—
8	腰越1101-49	A	○	—	18	腰越3-20-14	C	×	×
9	七里ガ浜東4-34-3	A	○	—	19	岡本1-1-6	C	○	×
10	城廻423-29	A	○	—					

	調査地点 (平成20年度調査)	類型 ※	調査結果			調査地点	類型 ※	調査結果	
			昼 ※	夜 ※				昼 ※	夜 ※
1	二階堂257-20	A	○	—	11	岡本2-18-4	B	○	○
2	長谷5-8-2	A	○	—	12	材木座3-16-22	C	○	—
3	極楽寺4-1-7	A	○	○	13	材木座3-3-34	C	○	—
4	山ノ内293	A	○	—	14	台2-8-5	C	○	—
5	台5-11-17	A	○	○	15	岩瀬1137-1	C	○	—
6	手広2-23	A	○	—	16	笛田1-6-12	C	○	—
7	笛田5-10	B	○	○	17	山崎1390-30	C	○	—
8	西鎌倉2-5-7	A	○	○	18	腰越2-10-7	C	○	—
9	七里ガ浜2-12	A	○	—	19	岡本1342	C	○	—
10	城廻360隣	A	○	—					

※環境基準に対して○は適合、×は不適合、—は未調査を示す。

類型…A類型：専ら住居の用に供する地域 B類型：主として住居の用に供する地域

C類型：相当数の住居と併せ商業、工業等の用に供する地域

昼夜…昼間：6:00～22:00 夜間：22:00～翌6:00

●深夜花火の禁止

＜環境保全課＞＜公園海浜課＞

鎌倉の海岸には、市民をはじめ毎年多くの観光客が訪れており、海水浴やマリンスポーツ、海沿いの散歩やサイクリングなど、様々に海を楽しんでいます。

一方、夏の深夜に、若者などにより音の大きい花火が行われることがあり、近くの住民の安眠を妨げるなどの被害が続出しました。こうした状況を改善するため、市は平成16年3月に「深夜花火の防止に関する条例」を制定しました。

これにより、夜10時から翌朝6時まで、市内全域において、海岸など公共の場所での打上げ花火等は禁止になりました。地域の住民の生活に被害が著しく、対策を講ずる必要があるとして、平成16年7月1日には七里ガ浜海岸の一部（鎌倉高校下から七里ヶ浜有料駐車場東端までの海岸部分の砂浜と駐車場）を「深

夜花火特別対策区域」に指定しました。

特別対策区域では、看板の設置、ポケットティッシュの配布による啓発を図るとともに、7月と8月の2カ月間、金、土曜日の午後10時から午前0時までの2時間、地域住民の協力のもと深夜花火の防止のため、夜間パトロールを実施しました。

また、平成21年度から7月・8月の62日間の午後9時から翌朝6時まで、警備員によるパトロールも同時に行っています。

周知啓発については、市内歩道橋6カ所への横断幕の設置、啓発用ポケットティッシュの配布、ポスター・ステッカーの掲示及び配布を行いました。なお、平成22年度における「鎌倉警察署管内」・「鎌倉市役所」への深夜花火における苦情件数及び110番件数（7、8月）は、市への苦情0件、110番への通報10件でした。110番通報は前年度の14件に比べ4件減少しました。

写真2-1 啓発用の看板(七里ガ浜 国道134号沿い)



●航空機騒音に関する情報収集・国への要請

＜環境保全課＞

市では、航空機騒音に関する情報収集・提供を行っています。航空機騒音に関する苦情をまとめ、県を通じて国等に要請を行うことにより、騒音の削減に努めています。特に、横須賀基地に米軍空母ジョージ・ワシントンが帰港し、米軍によるNLP(夜間連続離発着陸訓練)が実施されている期間は騒音被害が多く発生します。神奈川県総務部基地対策課は、市町村の苦情状況を取りまとめ、それらの資料等をもとにして、基地周辺7市(大和市、綾瀬市、座間市他)とともに米軍や政府等への抗議及び飛行訓練中止等の要請を行っています。

第3章 歴史的文化的環境の確保

1 歴史的遺産（目標の項目⑥）

目標：古都鎌倉の歴史的遺産を保全・活用し、世界遺産に登録されることをめざします。

◆目標達成するための指標

世界遺産への登録 早期登録の実現

※注意：世界遺産への登録の市の目標年度が平成21年度のため、改訂後の指標とします
（改訂前の指標）

（市の準備目標年度 平成21年度）

史跡の公有地化 平成27年度(2015年度)までに
235,022.30㎡ 市街化区域で100%

歴史的風土その他歴史的、文化的遺産を鎌倉の環境を形成する大きな要素のひとつとしてとらえ、これを保存し、活用することにより伝統と文化の香り高い歴史的、文化的環境を確保しています。

世界遺産委員会等における動向を勘案しながら、世界遺産登録に向けた準備を進めています。

史跡の公有地化取得面積は、164,271.86㎡、取得率は69.90%（追加指定含む69.14%）です。

（1）歴史的遺産とこれを取りまく自然環境の保全

●歴史的風土保存区域・特別保存地区の指定

＜都市計画課・都市景観課＞

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)は、「わが国固有の文化的資産として国民が等しくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与すること」を目的としています。平成22年度末現在、歴史的風土保存区域は、朝比奈地区約142ha、八幡宮地区約308ha、大町材木座地区約167ha、長谷・極楽寺地区約207ha、山ノ内地区約158haの合計約982haが指定され、歴史的風土保存計画において区域内の行為が規制されています。また、歴史的風土保存区域のうち、枢要な部分を構成している13地区約573.6haについては、歴史的風土特別保存地区に指定されています。

〔歴史的風土特別保存地区の指定面積及び買入面積〕

歴史的風土特別保存地区内において行為許可を受けることができず、その土地の利用に著しい支障をきたす場合、所有者は県に買い入れの申し出を行うことができます。平成22年度は92,563.74㎡が買い入れられました。

表 3-1 歴史的風土特別保存地区の指定面積及び取得状況

歴史的風土特別保存地区名	指定面積(ha)	平成22年度買入面積(㎡)	取得面積累計(ha)
建長寺・浄智寺・八幡宮	約172.0	—	約34.4
永福寺跡	約5.7	—	—

護良親王墓	約2.0	—	約0.8
瑞泉寺	約119.0	35,146.53	約51.1
浄妙寺	約8.1	—	約1.3
妙本寺・衣張山	約67.0	3,144.14	約13.2
大仏・長谷観音	約110.0	38,923.42	約40.3
寿福寺	約18.0	—	約1.7
円覚寺	約29.0	—	約0.4
朝比奈切通し	約7.0	5,985.60	約0.6
名越切通し	約20.0	3,594.29	約6.1
極楽寺	約9.8	5,769.76	約5.6
稲村ヶ崎	約6.0	—	約0.1
合 計	約573.6	92,563.74	約155.6

(2) 歴史的遺産の指定の推進

●文化財保護法等に基づく文化財(史跡等)の指定

＜文化財課＞

中世の一時期にわが国の政治・文化の中心として栄えた鎌倉市は、文化財の数も多く、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)、鎌倉市文化財保護条例(平成17年3月条例第13号)に基づき指定された文化財は、平成22年度末現在、表3-2に示すとおりです。

また、国登録有形文化財として、文学館本館及び国宝館本館等が登録されています。

表 3-2 指定文化財件数一覧

単位：件

種 別		国 宝	国指定	県指定	市指定	合 計
有形文化財	建 造 物	1	20	13	32	66
	絵 画	4	29	9	47	89
	彫 刻	1	37	25	80	143
	工 芸	6	20	14	26	66
	書 跡	3	44	2	19	68
	典 籍	—	—	—	4	4
	古 文 書	—	7	—	7	14
	考古資料	—	4	2	10	16
	歴史資料	—	1	—	2	3
無形文化財		—	—	—	2	2
民俗文化財(資料)	有 形	—	—	2	21	23
	無 形	—	—	1	—	1
記 念 物	史 跡	—	31	2	9	42
	名 勝	—	3	—	—	3
	天然記念物	—	—	—	33	33
合 計		15	196	70	292	573

(3) 文化財の保護・活用

●国指定史跡の公有地化

<文化財課>

国指定史跡である永福寺跡、鶴岡八幡宮境内(御谷地区)、北条氏常盤亭跡、東勝寺跡等については公有地化を進めており、平成22年度末現在の取得状況は、表3-3のとおりです。

表 3-3 国指定史跡の公有地化の状況

史跡名	指定年月日	指定面積 (㎡)	取得計画面積 (㎡)	既取得面積(㎡)	取得率
永福寺跡 ※1	昭和41年6月14日	87,463.54	70,833.08	60,703.83	85.70%
鶴岡八幡宮境内 ※2 (御谷地区)	昭和42年4月24日	193,345.51	31,107.41	28,929.73	93.00%
	計画外面積→		5,452.86	5,452.86	100%
亀ヶ谷坂	昭和44年6月5日	32,925.16	3,666.62	3,666.62	100%
北条氏常盤亭跡	昭和53年12月19日	115,033.28	111,878.50	51,392.12	45.94%
名越切通 ※3	昭和41年4月11日	53,338.11	4,721.32	4,721.32	100%
東勝寺跡	平成10年7月31日	50,132.18	8,983.29	8,448.03	94.04%
朝夷奈切通 ※4	昭和44年6月5日	97,098.87	957.35	957.35	100%
合計	—	—	237,600.43	164,271.86	69.14%

※1 追加指定/平成20年7月28日

※2 追加指定/平成17年8月29日

※3 追加指定/昭和56年10月13日・昭和58年11月26日・平成20年7月28日・平成21年7月23日

※4 追加指定/平成15年8月27日・平成19年7月26日・平成20年7月28日

●文化財保護法に基づく埋蔵文化財の発掘調査の状況

<文化財課>

埋蔵文化財については、市内の広い範囲にわたって多くの埋蔵文化財包蔵地の存在が知られており、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、鎌倉・室町時代の遺跡が発掘されています。平成22年度の国庫補助に基づく緊急調査の実施状況は、表3-4のとおり、平成21年度からの継続も含めて14件で、調査面積は746.00㎡でした。

表 3-4 国庫補助に基づく緊急発掘調査

遺跡名	所在地	面積(㎡)	遺跡名	所在地	面積(㎡)
安国寺跡	山ノ内	46.00	川越重頼邸跡	浄明寺五丁目	45.00
法泉寺跡	扇ガ谷四丁目	38.00	若宮大路周辺遺跡群	大町一丁目	66.00
北条小町邸跡	雪ノ下一丁目	27.00	建長寺旧境内遺跡	山ノ内	96.00
甘縄神社遺跡群	長谷一丁目	36.00	田楽辻子周辺遺跡	浄明寺一丁目	54.00
名越ヶ谷遺跡	大町六丁目	21.00	長谷小路周辺遺跡	由比ガ浜三丁目	72.00
若宮大路周辺遺跡群	小町一丁目	25.00	桑ヶ谷療病院跡	長谷三丁目	107.00
公方屋敷跡	浄明寺四丁目	48.00	極楽寺旧境内遺跡	極楽寺四丁目	65.00
			合 計		746.00

●文化財の維持・補修

＜文化財課＞

国、県、市では、指定文化財の修理等について補助を行っています。平成22年度の文化財修理補助事業は、表3-5のとおりです。

表 3-5 平成22年度文化財修理補助事業

補助対象文化財	事業内容
建長寺唐門（宗教法人建長寺）	銅板平葺の葺き替え、塗装の漆の塗替え、金具の修理
旧石井家住宅（宗教法人龍寶寺）	屋根の茅葺き替え、土壁の修理
円覚寺開山筆筒収納品（宗教法人円覚寺）	袈裟の布地、漆器、団扇等の修理
英勝寺山門（宗教法人英勝寺）	屋根工事、建具取付け、飾金具取付け、避雷針・火災報知器設置の修理
光明寺世代像（宗教法人光明寺）	第四世聖満良順坐像、第四十四世明譽檀通坐像の各矧目の緩み、離れ、後補の彩色の除去、欠失部新補、木地仕上げで尊容を整える等の修理
絹本著色白衣観音像（宗教法人建長寺）	本紙の縦横折れ、亀裂、料絹の欠失、顔料の浮き、剥落の修理

また、毎年度4月1日における市指定文化財の所有者、管理者などを対象にして、指定文化財の通常の維持管理に係る奨励金を交付しており、平成22年度の交付件数は183件でした。

さらに、文化財を災害から守るため昭和47年に発足した鎌倉文化財防災連絡協議会が、年3回防火防災設備保守点検等を実施しています。なお、この協議会は国・県・市の指定文化財を所有する27社寺1法人で構成されています。

●文化財の保護についての普及、啓発の推進

＜文化財課＞

市教育委員会は、市内にある文化財を紹介し、郷土への理解を深め、文化財愛護精神の啓発を図るため、「文化財めぐり」を実施していますが、平成22年度は、未実施でした。

●市民団体による史跡案内

＜市民・事業者＞

NPO法人鎌倉ガイド協会は、鎌倉および周辺の自然・歴史・文化を学習したほぼ60歳以上、鎌倉近所に住む会員106名が鎌倉を中心とした寺社、史跡、名所等を案内し、地域の魅力を伝え、文化の普及、社会教育及びまちづくりの推進に寄与しています。

同協会は、鎌倉近辺の観光ガイドを希望される方を対象として実施する「一般ガイド」と協会が独自に企画して案内する「史跡めぐりガイド」、小中学校や旅行会社からの依頼により案内する「総務ガイド」を行っています。

平成22年度は「一般ガイド」は3,800名、「史跡めぐりガイド」は9,900名、「総務ガイド」は9,200名、合計では22,900名の方々のご案内をしました。

協会では、会員を対象とした研修会を毎月開催して、史跡や自然を学び、歴史的遺産や自然環境の保全、美しい街づくりなど環境保全の啓発に努めています。NPO法人鎌倉ガイド協会は、鎌倉を訪れ、鎌倉観光をされる人々に古都鎌倉の良さや自然環境の大切さを伝えています。そのために、「ごみ」の持ち帰り、周りの生物を大切にす、周りの環境を壊さないようにする、歩行中や近隣の皆様に迷惑のかからないようにするなど、環境に対する保全と啓発活動を行っています。

（４） 世界遺産への登録

●世界遺産登録推進事業

＜世界遺産登録推進担当＞

候補資産が所在する横浜市、逗子市及び広域行政を担当する神奈川県との連携を強化して事業の推進を図るために設置された「神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会」において、同委員会に置かれた『「武家の古都・鎌倉」世界遺産一覧表記載推薦書作成委員会』で推薦書案の作成等を進めるとともに、同委員会と文化庁の共催で、『「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録に向けた国際専門家会議』を2回開催しました。

また、神奈川県知事と鎌倉市長が、文部科学大臣と文化庁長官を訪問し、推薦書案の仕上げに向けての確実な国の支援と早期推薦の実現を要望しました。

啓発事業としては、パンフレット「武家の古都・鎌倉」の増刷や、神奈川県教育委員会との共催による世界遺産登録啓発ポスターの募集事業を実施しました。

さらに、市民活動団体、宗教関係団体、商工関連団体、学校関係団体、行政等が協働する「鎌倉世界遺産登録推進協議会」に参加し、会報「武家の古都・鎌倉ニュース」の発行や「武家の古都・鎌倉マップ」の増刷、ワークショップ「鎌倉の世界遺産登録へのまなざし」等イベントの開催、バッジやステッカーの製作など様々な取組を進めました。

第4章 良好な都市環境の創造

1 緑・水辺（目標の項目⑦）

目標：公園や緑地、市街地の樹木などの緑や水辺地を保全・整備・創造・管理し、うるおいとやすらぎのあるまちをつくります。

◆目標達成するための指標

都市公園等の施設緑地の面積	平成27年度(2015年度)に183ha
1人当たり都市公園等の施設緑地の面積	平成27年度(2015年度)に12㎡

水と緑は都市において憩いの場を創出し、まちに潤いを与えます。市民や事業者の努力でまちの緑化が進んでいますが、今後も、行政は親水性に考慮した河川などの水辺の整備や緑化推進への支援をまちづくりの中で進めていく必要があります。

鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例（平成9年7月条例第5号）にうたわれているように、樹林地、水辺地、農地、公園などの緑地を適正に確保することは、潤いと安らぎのある都市環境を形成するだけでなく、地球温暖化対策や騒音などの軽減、さらには、災害に強いまちづくりにも寄与します。

また、神奈川県内の都市部ではヒートアイランドや地球温暖化の影響を受け気温上昇が見られます。豊かな緑と海に恵まれた本市においては、顕著な状況は現われていませんが、従来見られなかった南方系の昆虫が見られることがあります。

ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化の対策の一つとして鎌倉市の都市環境を穏やかなものにしていく丘陵の緑と海の重要性を考慮し、骨格的な丘陵の樹林地・三大緑地と海岸線及びその周辺の緑の保全は重要です。

平成22年度末、都市公園等の施設緑地の面積は99.66ha、1人当たりの都市公園等の施設緑地の面積は5.72㎡です。

（1） 保全すべき緑地の確保

●首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域の指定

＜みどり課・都市景観課＞

首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)は、「首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全し、首都圏の秩序ある発展に寄与すること」を目的としています。平成22年度末現在、近郊緑地保全区域は「円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域」として、横浜市分と合わせて約1,096haが指定され、このうち鎌倉市分は、約294haで、区域内では、同法に基づき行為の届出が必要となります。

●緑地保全契約の締結等による保全の推進

＜みどり課＞

「緑地保全契約」は、市街地に広がるまとまりのある緑地を保全するため、土地所有者の同意を得て締結するものです。緑地の所有者等に対しては、保全のための奨励金を交付しています。なお、平成22年度末現在の契約面積は約73.7haになります。

●緑地保全基金による緑地の買入れ等

＜みどり課＞

「緑地保全基金」は、鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和61年3月条例第21号)に基づき、市内の豊かな緑地の保全を目的とする事業の推進を図るために、昭和61年4月に設置されたものです。毎年度の市費による積立て、運用利子の積立て、寄付金による積立てが歳入の原資となり、緑地の買入れ及び緑地保全契約の奨励金の交付等が歳出の内訳となります。平成22年度末の市費積立などの累計は表4-1のとおりです。

平成元年度から平成22年度末までに約25.9haの緑地を基金の処分により買い入れました。

表 4-1 緑地保全基金の状況

単位：円

市 費 積 立	運用利子積立	寄付金積立	基 金 処 分	基金現在額
11,850,000,000	931,239,205	642,197,266	11,424,988,659	1,998,447,812

●森林法に基づく保安林の指定

＜みどり課＞

森林法(昭和26年法律第249号)は「森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資すること」を目的としています。この法律に基づいて、現在、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、潮害防備保安林、保健保安林、風致保安林として、5種約171ha(重複指定含む)が指定されています。

●農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の指定

＜産業振興課＞

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)は、「農業の健全な発達を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与すること」を目的としています。この法律に基づき神奈川県知事が定める農業振興地域整備基本方針により、「農業振興地域」として関谷・城廻地区115haが指定されており、農業振興地域整備計画が定められています。この計画において47.9haが「農用地区域」となっており、農用地区域では、開発行為が規制されています。

●生産緑地法に基づく生産緑地地区の指定

＜都市計画課・産業振興課＞

生産緑地法(昭和49年法律第68号)では、「農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資すること」を目的として、市街化区域内にある農地等を「生産緑地地区」として都市計画に定めることができます。平成22年度末現在、141カ所、約17.5haが生産緑地地区として都市計画で定められています。この地区においては、建築などの行為が規制されています。

(2) 都市公園等の整備

●都市公園等の整備

＜公園海浜課＞

市内の都市公園等の整備状況は表4-2のとおりです。平成22年度末で240カ所、合計面積99.66haの公園が整備されており、市民1人当たりの公園面積は5.72㎡となっています。

主な公園としては、総合公園である「鎌倉海浜公園(7.0ha)」、風致公園である「散在ガ池森林公園(12.9ha)」、「鎌倉中央公園(23.7ha)」、地区公園である「源氏山公園(9.5ha)」、「笛田公園(5.9ha)」などがあります。さらに、街区公園が227カ所(合計面積21.1ha)、都市緑地が6カ所(合計面積6.2ha)あります。このほか市が所有する緑地が96haあります。

平成22年度は、街区公園である「梶原六本松公園(0.25ha)」を供用開始しました。

表 4-2 都市公園等の整備状況

	箇所数	面積(ha)	1人当たり面積(㎡)
平成20年度	237	92.88	5.35
平成21年度	239	99.42	5.71
平成22年度	240	99.66	5.72

●鎌倉広町緑地

＜公園海浜課＞

市南西部に位置する、約48.1haのまとまりのある樹林地等について、平成15年12月に主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園である「都市林」としての基本構想を確定しました。この基本構想では、基本理念として①歴史ある鎌倉の緑を市民とともに後世へ継承する。②多様性の高い自然環境特性の保全を図りつつ、良好な自然環境の形成を目指し、古都のイメージを支える都市林として保全・育成を図る。③自然の回復力や再生、遷移等のメカニズムを活用しながら、生き物の生息空間の創出やきめ細かな管理等により、人が介在した自然な空間の保全・創出を目指す。④野生生物の保全、里地・里山の保全、生態的ネットワークの形成といった広町地区に求められる役割への対応とこれらの社会的な課題への貢献を目指す。の4つを定めています。また、「古都鎌倉の緑を継承し、人と自然が織り成す、多様で良好な都市林の保全創出をめざす古都の自然ふれあい都市林—広町の森」を基本コンセプトとし、自然環境の多様性の保全など5つの基本方針をうたっています。そして、この基本構想で定めた基本理念、基本コンセプト及び基本方針に基づき平成16年8月に（仮称）鎌倉広町緑地基本計画を、平成17年7月に基本設計を策定しました。また平成17年6月に都市計画緑地として都市計画決定し、同年12月に第一工区(約35.0ha)の事業認可を取得し、整備事業に着手しました。

現在は、用地取得を進めながら、市民との協働により、田畑の復元、森の手入れ、自然観察、散策路の整備等の保全作業に取り組んでいます。



写真 4-1 鎌倉広町緑地

●(仮称)山崎・台峯緑地の保全

＜公園海浜課＞

平成18年7月に「山崎・台峯緑地の優れた自然環境を守り後世に伝える」ことを基本理念とした基本構想を確定しました。

この基本構想で定めた基本理念に基づき、平成19年6月に基本計画を、同年12月に基本設計を確定しました。

確定した基本設計では、動植物に配慮したうえで一部に里山を復元し、継続調査を行いながら貴重な自然環境を保全していくことや自然環境と谷戸景観に配慮し用具庫、トイレや展示案内スペースがある必要最小限の管理用施設を区域の周縁部に設置することとしました。

また、(仮称)山崎・台峯緑地のうち、都市計画公園(風致公園)の都市計画については、平成19年11月に都市計画の変更決定、平成20年1月に事業認可を取得、事業に着手し、用地取得を進めています。



写真 4-2 (仮称)山崎・台峯緑地

●開発事業等における手続及び基準等に関する条例(旧開発事業指導要綱)に基づく空地の確保

＜道水路管理課＞

鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例(平成14年9月条例第5号)では、『商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で特に重要と認める地区においては、良好な市街地環境を形成し、又は歩行者空間の拡充に供するための空地を規則で定める基準により確保しなければならない。』(旧開発事業指導要綱では、『商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で特に重要と認める地区において開発事業を行おうとする場合、事業者は原則として歩道の用に供するまちづくり空地、通り抜け歩道の用に供するまちづくり空地などを設置するように努めなければならない』)とされています。この制度は平成8年1月から施行されており、平成22年度末現在、大船駅や鎌倉駅の周辺を中心に64カ所、旧開発事業指導要綱で設置された部分と合わせて計約1,859㎡の「まちづくり空地」が確保されています。なお、平成22年度においては、鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例に基づく「まちづくり空地」確保の設置実績がありませんでした。

(3) 緑化の推進

●都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定

＜都市計画課・みどり課＞

特別緑地保全地区は、良好な自然環境を形成している緑地を、快適で住みよいまちづくりを目指して将来にわたり保全していくために、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条に基づいて都市計画に定める地区です。平成22年度末現在、8地区(城廻、岡本、昌清院、玉縄城址、常盤山、寺分一丁目、天神山、手広・笛田)、面積約 41.4haが都市計画決定されています。

●風致地区・開発事業区域内での緑化誘導

＜都市景観課・みどり課＞

風致地区内行為許可申請、開発許可申請等に当たり、敷地・接道部分の緑化の誘導を行っています。この緑化誘導は、将来において高木、中木、低木等が一体となって良好な環境を形成すること、接道部分は特に緑視効果を高めること等を基準にしており、風致地区における緑化割合は、敷地面積の20%としています。

●生け垣等の接道緑化に対する補助(市民の緑化活動への支援)

＜みどり課＞

まち並みのみどりの奨励事業として敷地の接道部分に生け垣を設置し、又は樹木を植栽する人に対し、その費用の一部を補助しています。平成22年度は表4-3のとおり17件、距離にして192.6mの接道緑化に対し補助を行いました。これまでの実績は、接道距離にして15,588.2mに達しており、緑豊かなまち並みの景観の創造に寄与しています。

表 4-3 まち並みのみどりの奨励事業

年 度	件 数(件)	延 長(m)		本 数(本)
		総 延 長	道 路 面	
平成21年度	26	276.4	263.4	657
平成22年度	17	208.2	192.6	637
累計	1,216	23,554.2	15,588.2	64,795

※累計には「いけがき設置奨励事業(昭和55年度～平成12年6月)」の実績が含まれています。

●グリーンバンク制度の活用

＜みどり課＞

「グリーンバンク制度」は、樹木や草花の苗、種子、球根などを譲り受けた人、譲りたい人が登録した情報をホームページに掲載し、情報を見た希望者と登録者との間で、直接、引渡しを行う制度です。

平成22年度の実績は、表4-4のとおりで、制度変更前の累計実績は表4-5のとおりです。

※平成20年度から当該業務の内容を一部変更し、緑化啓発事業事務委託として、財団法人鎌倉市公園協会へ委託しています。

表 4-4 平成22年度末実績(グリーンバンク実施要領に基づくもの)

	譲渡希望登録	譲渡希望成立	譲受希望登録	譲受希望成立
平成22年度	4	1	2	0
累計	13	1	6	0

表 4-5グリーンバンク設置要領に基づく施行年度からの累計（平成19年度末までの実績）

	件 数	本 数
受 入 れ	310	2,646
払 出 し	647	2,482
委託金額(円)	21,004,985	

●公園、道路などの公共用地の緑化

＜みどり課＞

良好な環境を保全するため、公園・道路・緑地・学校その他公共用地の緑化に努めています。昭和47年度からの実績は、延べ170施設、延べ113,296本となっています。

（４） 市民との連携の推進

●トラスト運動「鎌倉風致保存会」

＜市民・事業者＞＜みどり課＞

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)制定の契機となった市民運動は、わが国初のナショナル・トラスト団体「財団法人鎌倉風致保存会」として存続しています。なお、平成23年3月に公益財団法人の認定を受け、平成23年4月1日からは「公益財団法人鎌倉風致保存会」として事業を行っています。

財団には457人の会員がおり、その会員が中心となって様々な活動を展開しています。平成22年度には、日本のナショナルトラストの第1号となった御谷山林の手入れをはじめ、笹目緑地、十二所果樹園などで緑地保存活動を行いました。この他、鎌倉の世界遺産登録を目指す活動や中学生の「緑のボランティア」体験など、約80回の行事・活動を実施しました。

市では鎌倉市風致保存基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和58年3月条例第27号)により、毎年寄付を受け入れています。平成22年度の積立金は、98,745千円で同額を基金から財団法人鎌倉風致保存会に寄付しています。

●鎌倉市緑化まつり

＜市民・事業者＞＜みどり課＞

平成22年10月23日(土)、鎌倉市役所前庭及び鶴岡八幡宮境内において、市民に対する緑化意識の高揚と緑化の普及を図ることを目的として、市と緑化関係団体で構成する鎌倉市緑化まつり実行委員会との共催による「第22回鎌倉市緑化まつり」を開催しました。(来場者は約2,600人)

（５） 公園・緑地等の管理

●樹林管理事業による樹林の維持管理への支援

＜公園海浜課＞

「樹林管理事業」は、歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域などを対象にして、毎年度地区を定めて樹林の所有者・管理者の申請により、市が自然林の枝払いや人工林の間伐などを行うものです。平成22年度は、山ノ内・今泉地区で行いました。

●保存樹林の指定

＜みどり課＞

鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例(平成9年条例第5号)に基づき、健全で、かつ、その集団の樹容が美観上優れている500㎡以上の樹林を所有者等の承諾を得て「保存樹林」として指定し、その保全の支援のため、奨励金を交付しています。平成22年度末現在の指定は211件、約291.3haになります。

(6) 親水性に配慮した河川、海浜などの水辺の整備・保全

●クリーンアップかまくら―海・まち・山―の実施

＜市民・事業者＞＜環境保全課＞

クリーンかまくら連絡会・鎌倉の海を守る会と市は、「みんなでつくるごみの散乱のない美しいまち」に向け「クリーンアップかまくら2010―海・まち・山―」として市内一斉清掃を行いました。当日は午前10時から11時まで清掃活動を行い、自治会、子供会、商店会などの皆様も参加していただきました。詳細は表4-6のとおりです。

表4-6 クリーンアップ実施状況

		参加人数	ごみ収集量
春 季	5月 5日 (水)「海の部」	1,164人	5,028kg
	5月30日 (日)「まち・山の部」	456人	3,342kg
秋 季	9月23日 (木)「海の部」	966人	3,123kg
	9月26日 (日)「まち・山の部」	394人	1,407kg

●道路、河川などの清掃

＜作業センター＞

道路、側溝、河川などを清掃しています。河川清掃は、市内主要河川の雑草の繁茂や散乱ごみ状況を調査するとともに、水の流れに支障をきたしている場所を委託と直営方式により清掃しています。この清掃実績は表4-7のとおりです。

表 4-7 河川清掃実績

年 度	(委託)		(直営)	
	清掃河川数	清掃距離(m)	清掃河川数	清掃面積(m)
平成19年度	21	16,110	24	7,615
平成20年度	22	17,140	25	7,715
平成21年度	26	19,086	25	7,840
平成22年度	31	22,962	18	3,975

※平成19年度から、「清掃河川数」、「清掃距離」に変更しました。

●海岸清掃

＜環境保全課＞

海岸清掃については、その実施を計画的・効率的に行うため、神奈川県及び相模湾沿岸自治体（８市５町）を中心に企業・団体等の参画を得て、平成３年４月１日に（財）かながわ海岸美化財団を発足させ、海岸清掃実施主体の一元化を図っています。美化財団では、横須賀市の走水海岸から湯河原町の湯河原海岸までの相模湾を中心とする延長約150kmの海岸清掃を実施し、海岸の美化を推進しています。なお、鎌倉市内の海岸でのごみの処理状況は表４－８のとおりです。

表 ４－８ 鎌倉市内の海岸でのごみの処理状況

単位：トン

	可燃ごみ	不燃ごみ	海 藻	合 計
平成20年度	217	27	2,908	3,152
平成21年度	213	25	3,466	3,704
平成22年度	229	6	2,565	2,801

●河川維持管理協力団体による河川清掃

＜市民・事業者＞＜道水路管理課＞

自然環境の保全等を目的に活動している団体が河川維持管理協力団体として、市長の委嘱を受け、市内の河川について、良好な環境を維持するため清掃等維持管理作業並びに環境実態調査等を実施しています。

平成22年度に活動した団体と河川名は表４－９のとおりです。

表 ４－９ 維持管理協力団体

協力団体名	委嘱河川名
鎌倉自主探鳥会グループ	佐助川
かまくら環境会議	扇川
鎌倉ホテル保存会	逆川
関谷川を守る会	関谷川

2 景観（目標の項目⑧）

目標：豊かな自然環境に恵まれた都市環境を継承・発展させ、魅力的な都市景観へと高めます。

◆目標達成するための指標

景観計画の策定 景観形成の詳細なルールを定めている地区の指定	平成27年度(2015年度)までに市域全域 平成27年度(2015年度)までに4地区
景観上重要な公共施設の整備方針策定	平成27年度(2015年度)までに県道3路線、 河川(県管理)1、海浜1の5施設
市民・NPOによる景観形成組織の育成 風致地区の指定拡大	平成27年度(2015年度)までに2組織 平成27年度(2015年度)までに167.5haの 指定拡大

鎌倉の都市景観は、豊かな自然環境の中で、先人たちが永年にわたり守り、育て、つくり上げてきたものです。時代を重ねた都市景観は、まちの顔であり、積極的に継承・発展させながら、より魅力的で快適なものへと高めていくことが求められています。

古都としての風格を基調とし、地域性豊かな都市景観の実現を図り、潤いと安らぎのある快適なまちづくりに寄与することを目的として、平成7年9月に鎌倉市都市景観条例を制定しました。

その後、平成16年6月の景観法制定を受け、平成19年1月に市全域を対象とした景観計画の策定、都市景観条例を改正・施行し、これまでの景観施策に法的根拠を持たせました。さらに平成20年3月には鎌倉駅及び北鎌倉を中心とした市街地約232haを景観地区に指定しました。

平成22年度末景観形成の詳細なルールを定めている地区は4地区、景観上重要な公共施設の整備方針を国県道3路線、河川（県管理）1、海浜1の5施設で策定、市民・NPOによる景観形成組織の育成については、市民活動の支援を行いながら検討しています。

鎌倉風致地区は、現在2,194haが指定されており更なる拡大に向けて検討しています。

（１） 良好な都市景観形成の誘導

●景観形成地区の指定(地区レベルの景観誘導)

<都市景観課>

「景観形成地区」は地域性豊かな都市景観の形成を図るため、市民の皆さんと行政が互いに知恵を出し合いながら、地区ごとの景観づくりの方針や基準を定め、そのルールにしたがってまちづくりを進める制度です。

これまでの地区指定等の状況は表4-10のとおりです。

表 4-10 景観形成地区の指定状況

	地区の名称	地区指定	景観形成の方針等
		基準等策定	
1	由比ガ浜通り(下馬～六地藏) 景観形成地区※	平成10年7月10日	・安全で快適な歩行空間づくり ・魅力的な建物づくり ・品のあるにぎわいの演出 ・歴史的資産の保全と活用
		平成13年8月1日	
2	浄明寺胡桃ヶ谷(住友) 景観形成地区	平成11年1月11日	・ゆとりある住宅地環境の維持、向上 ・建築物の色彩配慮 ・建物用途の混在防止 ・敷地内及び接道部の緑化 ・広告物等や自動販売機の制限
		平成12年3月15日	
3	鎌倉芸術館周辺景観形成地区※	平成14年4月15日	・建物色彩の周囲との調和 ・オープンスペースや敷地内の緑化 ・道路、ストリートファニチャー等色彩の配慮 ・広告物の周辺との調和
		平成14年7月15日	
4	由比ガ浜中央景観形成地区※	平成17年1月28日	・にぎわいの演出 ・歴史的資産の保全と活用 ・広告物の周辺との調和 ・安全で快適な歩行空間の確保
		平成18年11月7日	

※印のある地区は、平成19年1月1日から、景観法に基づく特定地区計画を策定しています。

●景観法に基づく届出制度

<都市景観課>

鎌倉市では、平成8年から市の都市景観条例に基づき、一定規模以上の建築物の建築などに対して、そのデザイン等に関する協議を行ってきました。景観法の制定を受けて、平成19年1月1日には、鎌倉市景観計画を策定し、景観法に基づく届出制度に移行させました。平成22年度の届出状況は、表4-11のとおりです。

表 4-11 景観法に基づく届出状況

種 別	内 容	件 数
宅地開発	300㎡以上の土地の区画形質変更など	54
建 築 物	共同住宅、商業ビルの新築など	63
工 作 物	電柱、崖崩れ防止擁壁の新設など	189

●景観地区における建築物の認定制度

<都市景観課>

平成20年3月1日に、鎌倉駅及び北鎌倉駅周辺を中心とした市街地を対象に景観地区を指定し、建築物の高さの最高限度と屋根・外壁の色彩等の制限を定めました。これに伴い、景観地区において建築物の建築等を行う場合には、事前に市に申請書を提出し、この制限への適合について、市長の認定を受けることが必要になりました。平成22年度の申請件数3163件です。

●都市計画法に基づく風致地区の指定

＜都市計画課・都市景観課＞

神奈川県風致地区条例(昭和45年神奈川県条例第5号)は、「都市の風致を維持すること」を目的としています。平成22年度末現在、鎌倉風致地区は、第2種約2,033ha、第3種約156ha、第4種約5haの合計約2,194haが指定され、地区内の行為が規制されています。

●良好な屋外広告景観の形成

＜都市景観課＞

良好な屋外広告景観の形成を図るため、市では平成11年4月から、屋外広告物の掲出許可と違反屋外広告物の除却について神奈川県から事務委任を受け、屋外広告物の掲出に対する適正な規制や誘導を行っています。

平成22年度の屋外広告物の許可物件数は、2,914件、違反屋外広告物除却件数は、324件です。市では、平成15年9月に「違反屋外広告物除却協力員制度」を創設し、違反屋外広告物への迅速な対応により、違反屋外広告物を掲出させない環境づくり、まちづくりを目指しています。

●景観重要建築物等の保存・活用(都市景観資源)

＜都市景観課＞

鎌倉市には、中世からの歴史を持つ寺社仏閣の他に、明治から昭和の始めのころに建てられた建築物が数多く残されています。これらは、鎌倉における近代の暮らしを彷彿させるとともに地域の景観を印象づける重要な役割を果たしています。

市では平成2年7月に鎌倉市洋風建築物の保存のための要綱を定め、貴重な景観資源であるこれらの歴史的建造物の保存と活用に努めてきました。この制度は鎌倉市都市景観条例に引き継がれ、表4-12のとおり「景観重要建築物等」として保存と活用を進めています。

表 4-12 景観重要建築物等一覧

指定No	建築物の名称	所在地	指定年月	備考
第1号	鎌倉文学館(旧前田家別邸)	長谷	平成2年10月	公共施設
第2号	伊藤邸(旧望洋楼)	大町	平成2年12月	住宅
第3号	篠田邸(旧村田邸)	由比ガ浜	平成3年3月	住宅
第4号	寸松堂	笹目町	平成4年2月	店舗併用
第5号	日本基督教団鎌倉教会会堂	由比ガ浜	平成4年3月	教会
第6号	ハリス記念鎌倉幼稚園	由比ガ浜	平成4年3月	教育施設
第7号	かいひん荘鎌倉	由比ガ浜	平成4年8月	ホテル
第8号	石川邸(旧里見弴邸)	西御門	平成6年2月	住宅
第9号	平成15年指定解除	—	—	—
第10号	川合邸	雪ノ下	平成7年1月	住宅
第11号	鎌倉聖ミカエル教会聖堂	小町	平成7年1月	教会
第12号	鎌倉市長谷子ども会館(旧諸戸邸)	長谷	平成7年1月	公共施設
第13号	白日堂	長谷	平成8年3月	店舗併用

第14号	小池邸	大 船	平成8年3月	住 宅
第15号	石島邸	雪 ノ 下	平成9年3月	住 宅
第16号	旧安保小児科医院	御 成 町	平成9年3月	事 務 所
第17号	高野邸	扇 ガ 谷	平成10年4月	住 宅
第18号	村上邸	西 御 門	平成11年12月	住 宅
第19号	旅館対僊閣	長 谷	平成12年10月	旅 館
第20号	笹野邸	佐 助	平成13年1月	住 宅
第21号	のり真安齋商店	長 谷	平成13年 5月	店舗併用
第22号	三河屋本店	雪 ノ 下	平成14年4月	店舗併用
第23号	東勝寺橋	小 町	平成14年4月	橋 梁
第24号	榑亭	鎌 倉 山	平成15年3月	店 舗
第25号	湯浅物産館	雪 ノ 下	平成15年3月	店舗併用
第26号	ホテル・ニューカマクラ	御 成 町	平成16年3月	ホ テ ル
第27号	去来庵	山 ノ 内	平成16年3月	店 舗
第28号	平井家住宅・長屋門	城 廻	平成18年4月	住 宅
第29号	旧華頂宮邸	浄 明 寺	平成18年4月	公共施設
第30号	野尻邸（旧大佛次郎茶亭）	雪 ノ 下	平成21年3月	住 宅
第31号	加賀谷邸	長 谷	平成21年3月	住 宅
第32号	成瀬家住宅	手 広	平成21年9月	住 宅
第33号	極楽洞	極 楽 寺	平成22年11月	坑 門

●景観重要建造物の保存・活用(都市景観資源)

<都市景観課>

景観重要建造物とは、景観法に基づく制度で、地域の景観上重要な建造物を市長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核としてその維持、保全及び継承を図るものです。平成22年9月1日に、表4-13のとおり旧川喜多邸別邸（旧和辻邸）を「景観重要建造物」に指定しました。

表 4-13 景観重要建造物一覧

第1号	旧川喜多邸別邸（旧和辻邸）	雪 ノ 下	平成22年9月	公共施設
-----	---------------	-------	---------	------

●かまくら景観百選事業の実施(普及、啓発)

<都市景観課>

景観づくりに対する市民の関心を高め、地域の景観資源を明らかにしていくことを目的に、平成11年8月に、表4-14のとおり「かまくら景観百選」の選定を行いました。

また、平成12年度に、鎌倉のまちの魅力を広く紹介し、地域の景観づくりについての意識向上を図るため、ガイドブックを作成しました。今後は、選出された「百選」が地域固有の景観資源であることの認識

を深めるとともに、これらの景観資源を活かした地域の景観づくりを積極的に進めていきます。

表 4-14 かまくら景観百選

系	区 分	番 号	百 選 の 表 題
自然系	見晴らし	1～6	富士の眺め ほか
	海、渚、岬	7～10	材木座海岸 ほか
	背景となる緑	11・12	裏山 ほか
	多様な水環境	13～17	二階堂川 ほか
	動植物との出会い	18・19	花の楽しみ、木の風格 ほか
歴史系	城塞都市のなごり	20～26	切岸(きりぎし) ほか
	中世の都市計画	27～30	釈迦堂口 ほか
	歴史の生きる空間	31～36	高野の切通 ほか
	寺社	37～52	明王院 ほか
生活系	農の風景、漁の風景	53～55	関谷の田園風景 ほか
	格調高い建物	56～61	神奈川県立近代美術館 ほか
	並木・プロムナード	62～65	鎌倉ハイランドの桜並木 ほか
	歩く楽しみ	66～74	天園ハイキングコース ほか
	憩いの場	75・76	源氏山公園 ほか
	乗り物バリエティー	77～80	江ノ電極楽寺駅 ほか
	鎌倉の文化	81～85	八幡宮の行事 ほか
	音の風景	86	杉本寺の晩鐘(聞く)

(2) 都市景観形成事業の推進

●電線類の地中化

＜道路整備課＞

電線類の地中化については、現在小町通りの電線類の地中化事業に取り組んでいるところです。

事業は、平成19年度に工事に着手し、平成21年度には駅前広場側の不二家前から瀬戸橋70メートル区間が、景観舗装を含めて完成しました。

引き続き、平成23年度末の完成を目指して、事業を進めていきます。

●砂押川プロムナードにおける桜の保全再生

＜大船駅周辺整備課＞

砂押川沿いでは、市民と協働のもと美しく桜並木を守り伝えていくため、プロムナードの桜の保全再生に向けた「砂押川桜保全再生計画」を策定し、樹勢回復治療等の取組を積極的に進めています。

(3) 市民、事業者への啓発、支援

●景観づくり賞の実施

＜都市景観課＞

景観づくり賞は、都市景観の形成に貢献したと認められる者及び団体を表彰する制度です。これを広く紹介することにより、景観づくりへの市民の意識を高めるとともに、景観づくりに関する市民相互の連携を深めることを目的としています。

第4回景観づくり賞（平成21・22年度実施）のテーマは、「美しいまち並みをつくる樹木」としました。募集は、平成21年11月から12月までの秋と、平成22年3月から5月までの春の2回に分けて行い、215件の応募がありました。応募樹木の中から、公募市民等で構成する景観形成推進委員会が選考を行い、景観づくり賞12件、奨励賞1件を決定し、平成23年2月に表彰イベントを行いました。

3 美化（目標の項目⑨）

目標：住む人と訪れる人との協力で、散乱ごみと落書きのないまちをめざします。

◆目標達成するための指標

飲料用自動販売機回収容器設置率	平成27年度(2015年度)に95%以上
自治町内会のまち美化クリーンデー実施率	平成27年度(2015年度)に100%
まち美化推進重点区域	平成27年度(2015年度)までに6区域
アダプト・プログラムの実施地区	平成27年度(2015年度)までに5地区

散乱ごみは、まちの美観や都市景観を損ね、居住する市民はもちろん、鎌倉を訪れる観光客にもたいへん悪いイメージを与えるものです。そこで、平成13年3月に鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（平成13年3月条例第24号）が制定されて以来、市ではまち美化行動計画の策定やまち美化推進重点区域の設定を行ったり、クリーン・キャンペーン、市内一斉清掃などを実施して、まち美化啓発に努めています。また、散乱ごみの中でも特にたばこの吸い殻が目につくため、平成17年度から路上喫煙に対するマナーアップのための路上禁煙指導を実施していましたが、改善が見られないため平成20年9月に鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例（平成20年9月条例第9号）が制定されました。

平成22年度末、飲料用自動販売機回収容器設置率は88%、自治町内会のまち美化クリーンデー実施率は60%、まち美化推進重点区域は4区域、アダプト・プログラムの実施地区は8地区です。

（１） 散乱ごみ、不法投棄、落書きの未然防止

●ごみの散乱防止

＜環境保全課＞

市民と行政が協働してごみの散乱のない美しいまちをつくることを目指した鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例に基づき、ごみの散乱のない環境をつくる仕組として、「まち美化推進協議会」の設置、「まち美化行動計画」の策定、「まち美化推進重点区域」の指定、「まち美化推進員」の委嘱などを行い、行政、市民、事業者、観光客などの滞在者が連携してまちの美化に対する取組を進めています。

平成20年度からは平成23年までを計画期間とする第2次まち美化行動計画に基づいて、さらにまちの美化を推進しています。

●路上喫煙の防止

＜環境保全課＞

路上喫煙による市民等の身体・財産の被害やたばこの吸い殻の散乱、さらに、たばこの煙やにおいによる不快感等を防止し、快適な生活環境を保持することを目的として鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例が制定されました。この条例では市内の屋外の公共の場所で喫煙しないよう努めるとともに、路上喫煙禁止区域（鎌倉駅・大船駅周辺の人通りの多い区域）を指定しそこでの路上喫煙を禁止しています。

●ごみ持ち帰りの啓発と観光ごみの削減

＜環境保全課＞

観光ごみの散乱を防止するため、観光パンフレット等に自ら出したごみの持ち帰りの呼びかけを掲載し、観光客等に啓発。平成7年6月に観光客が多く集まる鎌倉駅東口及び西口、由比ガ浜海岸石碑広場の3カ所に分別式の大型ごみ箱を設置しました。さらに、平成9年6月には、大船駅東口、北鎌倉駅東側・西側の3カ所、平成21年11月に大船駅西口に同様の大型ごみ容器を設置しました。これらのごみの収集回数は、平日は1日2回、土・日・祝祭日、1月2・3日は1日3回です。観光ごみの収集量は、表4-15のとおりです。

表 4-15 観光ごみの収集量

	観光客	観光ごみ収集量
平成20年度	1,934万人	63,522kg
平成21年度	1,883万人	70,267kg
平成22年度	1,950万人	77,091kg

●不法投棄の防止

＜環境保全課＞

鎌倉市廃棄物の不法投棄の防止に関する条例（昭和47年10月条例第24号）に基づいて市内の山林、道路際、谷戸等、不法投棄されやすい場所をパトロールするとともに、不法投棄防止看板を設置するなど、その未然防止に努めています。不法投棄物は警察と協議のうえ、投棄した者に処理させていますが、個人の土地（空地等）へ投棄されている場合で投棄した者が不明のときは、土地所有者へ連絡し、処理を要請するとともに、日頃から周囲を清潔に保つなど不法投棄されないよう指導しています。

表 4-16 タイヤ・鉄くずなどの不法投棄処理状況と費用

タイヤ		鉄くず・廃棄プラスチック	
54本	23,055円	7 m ³	88,200 円
			合計 111,255 円

表 4-17 家電4品不法投棄物処理状況と費用

エアコン		テレビ		冷蔵庫		洗濯機等	
4 台	10,500 円	43台	101,685 円	11台	51,008 円	1 台	2,520円
				4品 合計	59 台	合計 165,713円	

表 4-18 不法投棄物処理件数

	鎌倉地区	大船地区	合計
平成21年度	66件	99件	165件
平成22年度	39件	75件	114件

●落書きの防止

＜環境保全課＞

まちの美観及び良好な都市景観を保つことを目的に、落書きのない快適な生活環境をめざし、平成16年12月に鎌倉市落書き防止条例（平成16年12月条例第9号）が制定され、平成17年4月から施行されました。

その後、平成20年度から23年度までを計画期間とする「落書きのないまちづくり行動計画」に基づいて、落書きの発見・通報の呼びかけや消去依頼など落書きの防止策に取り組んでいます。

平成22年度には、通報などにより、417件417箇所の落書きが発見され、管理者及び市民活動団体の協力等により414箇所の落書きが消去されました。

写真4-3 市内の落書き状況



(2) 美化活動の実施

●まち美化統一クリーンデーの実施

＜環境保全課＞

市では、地域の自治会町内会などの協力を得て、毎月第一日曜日を「まち美化統一クリーンデー」とし、美化活動の推進と市民の美化意識の啓発を図っています。平成22年度の実施団体数は111団体で、これらの団体には、表4-19のとおり奨励金を交付しています。

表 4-19 奨励金交付状況

年 度	実施団体数
平成20年度	114
平成21年度	109
平成22年度	111

●あき地の適正管理

＜環境保全課＞

鎌倉市あき地の環境保全に関する条例(昭和47年10月条例第23号)に基づき、雑草等が繁茂し環境保全上支障のある土地について、その土地の所有者又は管理者に対し、除去指導をしています。あき地の調査状況は、表4-20のとおりです。

表 4-20 あき地の調査状況

単位：件

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調査件数	488	495	475	467
指導件数	350	269	209	215

●愛護会による公園や街路樹の清掃

＜市民・事業者＞＜公園海浜課＞

町内会・自治会・老人クラブ・子供会などが設立した公園愛護会や街路樹愛護会では、公園や街路樹周辺の清掃・除草を定期的に行っています。市では、これらの活動に対し報償金を交付しています。平成22年度に活動した団体数と箇所数は表4-21のとおりです。

表 4-21 愛護会による清掃実績

種 類	団体数	活動箇所数
公園愛護会	90	153
街路樹愛護会	21	37

●アダプト・プログラム

＜市民・事業者＞＜環境保全課＞

散乱ごみのないまちをめざし、新しいまち美化の手法「アダプト・プログラム」を平成12年10月から実施しています。

アダプト・プログラムとは、ボランティアとなる地域住民や企業が管理者である市や県と取決めを交わし、道路や公園、海岸などの一定区間の公共の場所を定期的に清掃する活動を行い、地元を大切に慈しんでいこうという制度です。

市や県は、アダプト・プログラムの実施区域を示すサイン・ボードの設置や、清掃活動により集められたごみの収集などの支援を行っています。

表 4-22 アダプト・プログラム実施団体一覧

実施団体名	実施場所	発足年月日
ロジューマンクリーン ファイターズ	フラワーセンター付近市道	平成14年 7月20日
常盤道普請の会	長谷隧道付近市道	平成18年11月 1日
玉縄城址まちづくり会議	玉縄 七曲坂	平成19年10月 1日
腰越まちづくり市民懇話会	神戸川・二又川	平成20年 5月 1日
グリーンバード鎌倉	若宮大路	平成22年 1月 9日
かまくら緑の会	若宮大路	平成22年 2月 1日
トレイルランニングクラブ TRAIL GUMPS	天園ハイキングコース等	平成22年10月 1日
西御門ボランティアグループ	西御門	平成23年 1月 1日
三菱電機株式会社電子システム 事業本部鎌倉地区	三菱電機株式会社鎌倉製作所 周辺	平成23年 3月 1日



写真 4-4 アダプト・プログラム実施団体活動の様子

第5章 健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保

1 生態系の保全（目標の項目⑩）

目標：さまざまな生物とともに生きられるよう、貴重種をはじめ市内に生息・生育する野生動植物の保全に努めます。

◆目標達成するための指標

野生動植物の生態調査・研究の推進
生態系の保全体制の整備

野生生物が急速に地球上から姿を消しはじめています。その理由は、都市開発や森林開発で棲みかが奪われたり、生活排水やその他の原因で生息環境が汚染されたりと様々な理由が考えられますが、どの理由にも共通するのは人間の活動が彼らの生命を脅かしていることです。生態系は植物、動物、微生物及びそれらを取り巻く土壌、水、空気などの微妙なバランスから成り立っており、このバランスが崩れると生物の種類数や個体数にも影響がでます。人もこの生態系の中に組み込まれており、生態系の保持は重要な課題となっています。

鎌倉市では、自然環境調査を行い市民団体等と協働して生態系の保全体制の整備に努めています。

（１） 緑地の保全のための市内に生息・生育する野生動植物に関する調査・研究、情報の収集

●鎌倉市自然環境調査

＜みどり課＞

平成12年度から14年度にかけて、市内22箇所の緑地保全推進地区及び指定候補地を対象に、その実態を把握するための自然環境調査を実施しました。

この調査の結果は、平成15年3月に報告書にまとめられ、その概要は表5-1（22地区の位置図は図5-1）のとおりで、概要版を作成し、市内の小中学校に配布するとともにホームページで公開しています。

また、平成22年度末現在で、22箇所の緑地のうち12箇所の緑地が特別緑地保全地区等の法制度の適用を受けて保全されています。

表 5-1 鎌倉市自然環境調査結果概要

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
(仮称) 関谷公園 約2.90ha	69科138種	哺乳類：モグラ、タヌキ他3科3種 鳥類：17科25種 爬虫類：カナヘビ1科1種 両生類：ニホンヒキガエル1科1種 昆虫類：79科201種 底生動物：13科16種	(仮称) 関谷公園は、湧水の水質は良く、周辺自然環境も豊かです。一部に水を溜めるなど、湿地の再活用を検討することで、動物生息空間としての価値が、さらに高まる可能性があります。
城廻地区 約4.5ha	66科166種	哺乳類：モグラ他3科3種 鳥類：17科24種 爬虫類：ヒバカリ1科1種 両生類：ニホンヒキガエル、アマガエル、 ニホンアカガエル3科3種 昆虫類：77科152種 魚類：1科1種 底生動物：12科14種	城廻地区の水質は悪化の傾向にあります。周辺が住宅地に囲まれており、生活排水等が流入していると推察されます。しかし、池周辺では、カワセミの繁殖の可能性がある他、コガモ、アオサギが飛来するなど、人があまり訪れない池に水鳥が集まっているようであり、適切な管理をしながら、維持していくことが望まれます。
玉縄城址地区 約3.56ha	55科126種	哺乳類：モグラ他2科2種 鳥類：18科22種 爬虫類：アオダイショウ1科1種 昆虫類：61科121種	玉縄城址地区、(仮称) 植木地区は、周辺の開発により、林縁部が増大し、林床にアズマネザサが密生する場所が多くあります。玉縄城址地区、(仮称) 植木地区は単独緑地としてではなく、龍宝寺などの周辺緑地と一体として扱い、保全していくことが重要です。なお、市民からの情報では、植木周辺でフクロウが数年前に巣をつくっていたということです。
(仮称) 植木地区 約4.60ha	46科86種	哺乳類：モグラ他2科2種 鳥類：15科20種 昆虫類：55科114種	
(仮称) 龍宝寺地区 約13.31ha	62科129種	哺乳類：ヒミズ、モグラ他2科3種 鳥類：15科20種 昆虫類：65科151種	(仮称) 龍宝寺地区は、寺の裏山に当たる部分で、比較的まとまりのある緑地となっています。平地部分は住宅地や神社仏閣が、尾根部分には学校が建設されており、複雑な地形をした斜面林が帯状に伸びています。面積が大きい割に種数はあまり多くありません。しかし、岡本地区、(仮称) 観音山地区、城廻地区、玉縄城址地区、(仮称) 植木地区と隣接し、かつその中央に位置していて、各緑地をつなぐ位置にあるので重要です。これらの緑地は一体として扱い、その連続性に注意して保全することが重要です。特に龍宝寺はその中心として、また、緑地同士をつなぐ回廊として保全していくと効果的です。

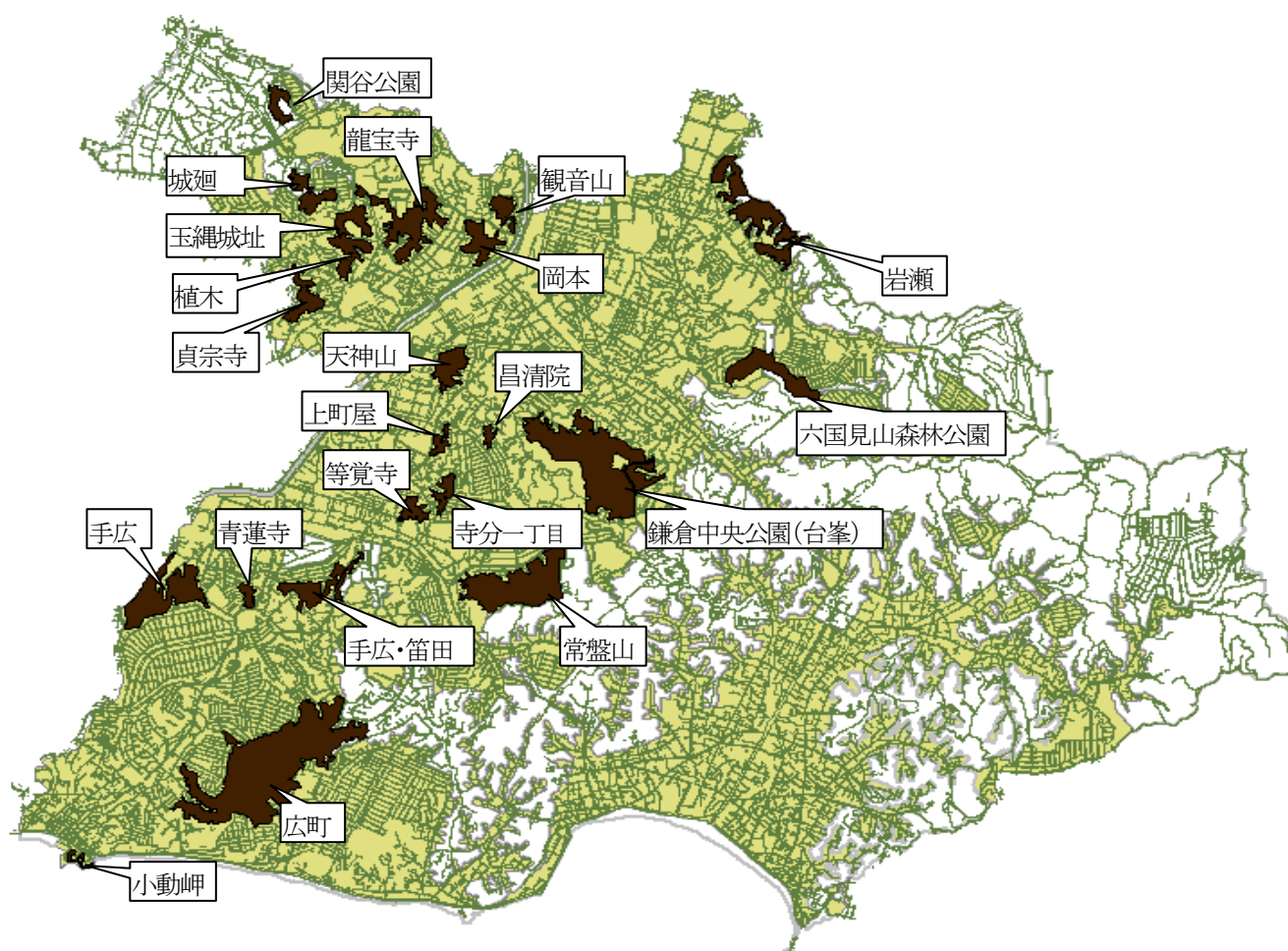
地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
岡本地区 約5.19ha	45科80種	哺乳類：2科2種 鳥類：11科14種 昆虫類：35科80種	岡本地区及び（仮称）観音山地区の平地部分はほとんど開発されてしまい、丘陵部分に島状にある緑地です。龍宝寺などの周辺緑地と一体として捉え、保全していくことが重要です。
（仮称） 観音山地区 約2.55ha	50科98種	哺乳類：アカネズミ他2科2種 鳥類：18科23種 昆虫類：48科96種	
岩瀬地区 約15.62ha	94科270種	哺乳類：モグラ、ノウサギ、タヌキ 他5科5種 鳥類：17科26種 爬虫類：3科4種 両生類：ニホンヒキガエル1科1種 昆虫類：85科226種 底生動物：9科10種	岩瀬地区は関東ローム層が堆積し、耕作に適しています。スギ、ヒノキ植林、竹林、アカマツ植林、クヌギ植林、オニシバリーコナラ群集などが生育し、一部畑作が行われています。樹林は今も管理がなされています。また、東側（横浜市側）及び南側に緑地が続いているので、比較的多くの哺乳類が確認されて、市民からニホンザルを見たとの情報も寄せられております。岩瀬地区の周辺は、湧水が豊富で多数の井戸があります。
（仮称） 貞宗寺地区 約4.91ha	46科88種	哺乳類：モグラ、タヌキ他3科3種 鳥類：オオタカ、チョウゲンボウ、フクロウ他17科26種 昆虫類：44科84種	（仮称）貞宗寺地区では、複数の猛禽類の飛翔が確認されました。あまり大きな緑地ではありませんが、鳥類にとって比較的良好的な自然環境が維持されているものと考えられます。
天神山地区 約5.42ha	63科126種	哺乳類：モグラ他2科2種 鳥類：16科20種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ2科2種 両生類：アマガエル1科1種 昆虫類：56科115種	天神山地区は、丘陵部分に島状にある緑地で、確認種はあまり多くありませんが、面積が比較的に大きく、市民からの情報では、渡り鳥の中継緑地として使われているとのこと、動物の移動経路として重要です。
六国見山森林公園 約9.74ha	65科145種	哺乳類：モグラ、ノウサギ、 アカネズミ他4科4種 鳥類：15科22種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ2科2種 昆虫類：51科131種	六国見山森林公園の北側は住宅地となっており、急な斜面には植木類が植栽されています。西側、南側の緑地は割合広く、緑地が連続していますので、中型哺乳類のノウサギが生息しています。公園西側、南側は今回の調査の対象外ですが、市民からの情報では野草の種類は多いそうです。また、六国見山周辺は、秋期、タカの渡りの重要な休息所となっています。

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
(仮称) 上町屋地区 約1.66ha	60科125種	哺乳類：モグラ他2科2種 鳥類：13科19種 昆虫類：31科78種	(仮称)上町屋地区は、住宅地に囲まれた小面積の斜面で、大部分が針葉樹の植林となっていて、生物相も単純です。しかし、この緑地も動物の移動には重要なので、緑地の質を高め、周辺緑地との連続性を高めるような整備を行うことが重要です。
昌清院地区 約1.02ha	70科136種	哺乳類：1科1種 鳥類：17科21種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ2科2種 昆虫類：53科106種 魚類：1科1種 底生生物：7科7種	昌清院地区は社寺林で、ため池があり、鎌倉中央公園（台峯）と連続しています。そのため、面積は小さいですが、比較的多くの動物種が確認されました。昌清院のため池には、枯木が倒れ込み、落ち葉が底に堆積し、水深が浅くなっています。
(仮称) 鎌倉中央公園 （台峯） 約36.69ha	104科361種	哺乳類：ノウサギ、カヤネズミ、 タヌキ他6科7種 鳥類：フクロウ他21科38種 爬虫類：4科6種 両生類：4科6種 昆虫類：127科453種 魚類：モツゴ、ホトケドジョウ、 クロヨシノボリ他3科3種 底生生物：25科30種	(仮称)鎌倉中央公園（台峯）は、全体的に確認個体数が多く、特に爬虫類、両生類は多く確認されました。(仮称)鎌倉中央公園（台峯）は、他地区と比べて面積が大きく、そのうえ尾根と谷が織りなす変化に富んだ自然環境が形成され、湧水、ため池、湿地、素ぼりの水路など、多様な水系が存在し、立地に特有な植生も保たれていて、動物にとっては良好な生息環境が維持されていると言えます。
(仮称) 等覚寺地区 約2.73ha	76科157種	哺乳類：1科1種 鳥類：16科20種 爬虫類：トカゲ1科1種 昆虫類：46科98種	(仮称)等覚寺地区、寺分一丁目地区は、丘陵部が島状に残された小面積の樹林地で、確認種も少ない状況です。住宅地を挟んで隣接する両者を一体として考え、効果的な保全を行う必要があります。
寺分一丁目地区 約2.45ha	60科119種	哺乳類：モグラ他2科2種 鳥類：14科17種 爬虫類：ヤモリ、トカゲ、 カナヘビ3科3種 昆虫類：43科93種	

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
(仮称) 手広地区 約15.40ha	75科179種	哺乳類：モグラ、アカネズミ、 タヌキ他5科5種 鳥類：フクロウ他22科36種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ、 シマヘビ3科3種 両生類：3科5種 昆虫類：130科485種 魚類：3科4種 底生動物：21科24種	(仮称) 手広地区は企業の敷地内であり、一般の立ち入りが制限されているため、動物にとって静かで好適な環境が保たれています。また、藤沢市との境に位置し、藤沢市側に川名緑地、新林公園と緑地が広がっており、比較的良好的な環境が維持されているものと思われます。藤沢市側の緑地と一体として扱い、一般の立ち入りを制限して保全することが、より効果的であると考えられます。
(仮称) 青蓮寺地区 約1.44ha	64科129種	哺乳類：モグラ、アカネズミ、 タヌキ他4科4種 鳥類：15科18種 爬虫類：トカゲ1科1種 昆虫類：59科110種	(仮称) 青蓮寺地区は、常緑広葉樹の自然林が生育する社寺林でいわゆる鎮守の森です。面積は小さいもののタヌキの糞が確認されるなど、比較的多様な動物が観察されました。(仮称) 青蓮寺地区は、手広・笛田地区から連なる緑地と道路を隔てて隣接しており、さらに住宅地や学校が間にあるものの、(仮称) 手広地区と比較的に近くに位置します。これらの緑地間を行き来できるので、タヌキのような中型哺乳類の生息が可能になっていると考えられます。
手広・笛田地区 約7.06ha	66科141種	哺乳類：モグラ、アカネズミ 他3科3種 鳥類：チョウゲンボウ 他19科28種 爬虫類：トカゲ1科1種 両生類：アマガエル1科1種 昆虫類：75科180種	手広・笛田地区の南西には畑が広がり、東側には住宅を挟んで、水田が広がっています。緑地全体としては、道路による分断はあるものの、鎌倉山へと連なり、帯状にかなりの広がりを持っています。この緑地の広がり、周辺にある耕作地との連続性を考慮に入れ保全していけば、生物相がより豊かになるものと考えられます。

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
常盤山地区 約21.60ha	80科206種	哺乳類：モグラ、アカネズミ 他3科3種 鳥類：15科22種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ、 ジムグリ3科3種 昆虫類：68科185種	常盤山地区の植物は、関東地方を北限とするカラタチバナやカゴノキ等が確認され、温暖な気候下の植物相の特徴を表している一方で、関東地方を南限とするソクバトリカブトも多く確認されました。また、サルシナが確認されましたが、市民からの情報によると市域西部には大変少ないとのこと。さらに、昔は、フクロウの巣があったという市民情報も得られました。
(仮称) 広町地区 約59.05ha	101科404種	哺乳類：ノウサギ、カヤネズミ、 タヌキ他6科7種 鳥類：オオタカ、ノスリ、フクロウ 他21科38種 爬虫類：カナヘビ、アオダイショウ、 ヤマカガシ2科3種 両生類：4科5種 昆虫類：122科462種 魚類：ホトケドジョウ、 シマヨシノボリ2科2種 底生動物：29科38種	(仮称) 広町地区は、22地区で一番広い緑地で、緑地内に複数の谷戸が存在し、多様な水辺環境が形成されていました。そのため、多くの種が確認されました。しかし、一部の谷戸では乾燥化が進行しており、その対策が急がれます。(仮称) 広町地区は鎌倉市西部地域を代表する緑地の中心として保全していくことが重要です。
小動岬地区 約0.83ha	35科62種	哺乳類：イタチ他2科2種 鳥類：15科20種 昆虫類：35科74種	小動岬地区は22地区中唯一、海からの風を直接受ける地区で、海岸地区特有のイソギクハチジョウススキ群集やマサキトベラ群集が生育していました。他では生育しない海岸植物も多く確認されました。また、ユリカモメ、ウミネコなど、海岸に特有のカモメ類も確認されました。市民からは、アオバトが時々休憩しているとの情報が得られました。

図 5-1 鎌倉市自然環境調査対象地区位置図



(2) 野生動植物の保全

●天然記念物の樹木の保護

<文化財課>

健全な生態系の保持のため、市では神奈川県文化財保護条例及び鎌倉市文化財保護条例等によって天然記念物の樹木等を保護しています。

鎌倉市指定の天然記念物としては、鶴岡八幡宮や建長寺のビャクシンなど33件があります。

●傷病野生動物の保護

<環境保全課>

傷病野生鳥獣の保護については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法第88号）に基づき神奈川県が策定する鳥獣保護事業計画の一つの施策事業として位置づけられています。

市では、平成4年度から傷病野生鳥獣の保護を行っており、治療等を必要とする野生鳥獣を横浜市立金沢動物園内にある動物病院に搬送しています。

平成22年度の実績は表5-2、表5-3のとおりです。

表 5-2 傷病野生鳥獣保護通報実績

	種類	通 報 内 容 及 び 件 数				
		病気	傷害	幼鳥獣	その他	合計
鳥 類	14	—	18	16	6	40
獣 類	1	20	1	—	1	22
その他	—	—	—	—	—	—
合 計	15	20	19	16	7	62

表 5-3 傷病野生鳥獣保護処理実績

	種類	処 理 内 容 及 び 個 体 数					
		搬送	放野	死亡	指導	その他	合計
鳥 類	14	18	4	10	—	8	40
獣 類	1	15	5	—	—	2	22
その他	—	—	—	—	—	—	—
合 計	15	33	9	10	—	10	62

●鎌倉メダカ

＜環境保全課＞

環境省の絶滅危惧種に指定されたメダカは、市内では昭和60年頃に滑川の源流近くで生息していることが観察されて以来、確認できない状況でした。その後、佐助在住の方が昭和40年代前半頃、滑川支流近くの水田で採取した「鎌倉メダカ」を大切に育てていることがわかりました。

市ではこの鎌倉メダカ55匹を平成11年8月に譲り受け、市役所敷地内の池で繁殖させ、児童の手により扇川に放流するほか、平成22年度までに、市内の小中学校等に合計1,060匹を配布し、育てています。また、鎌倉自主探鳥会グループでは、飼育環境等の条件を満たせば、希望する市民の方にも配布し、里親になってもらっています。

メダカは河川の水系ごとに「しりびれ」の軟条数の遺伝的な差異が見られます。滑川水系のメダカの軟条数は17.30本で、他市の水系に棲息するメダカとは軟条数が異なるため、「鎌倉メダカ」（写真5-1）と呼ばれています。

写真 5-1 鎌倉メダカ



●鎌倉市クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画

＜環境保全課＞

タイワンリスなどの外来生物は、その繁殖力の高さなどから生息域を拡大し、生態系等に重大な影響を与えると懸念されています。このため、鎌倉特有の谷戸の生態系の保全や生活被害の軽減を図るために「鎌倉市クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画」を策定し、平成21年3月24日に環境大臣の確認を受け、平成21年4月から取組を始めています。今回、期間の延長の申請を行い、平成23年3月7日に再び確認を受けたため、防除を行う期間が平成28年3月31日までとなりました。市が主体となり、生活被害に遭った市民を中心に自治町内会等にも呼びかけ、捕獲などを実施しています。また、三浦半島全域に生息範囲を拡大していることから近隣市町と連携して広域的な取組も行っています。

(3) 野生動植物の生息・生育に重要な場所（ビオトープ）の保全

●ビオトープ

＜市民・事業者＞＜環境保全課＞

ビオトープとは、ドイツ語で、野生の生き物たちが互いに関係を持って暮らしていける空間を指します。本来は幅広い自然生態系のことを指しますが、ここでは人の手で作り出されたものについて記します。

市では、環境教育を目的に平成13年市役所に隣接する御成小学校の児童とともに市庁舎前の池をビオトープとして整備しました。

現在、市立第一小学校・西鎌倉小学校・山崎小学校・今泉小学校・鎌倉女子大大船キャンパス・鎌倉女学院・県立鎌倉高校の7校においてビオトープが完成しています。



写真 5-2 鎌倉市立山崎小学校

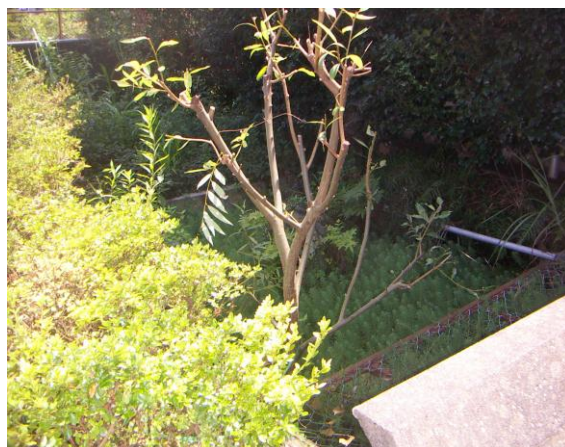


写真 5-3 鎌倉市役所

(4) 生物の多様性を高めるエコアップ

●エコアップ活動

＜市民・事業者＞

生態系を健全に保持するには、第4章で述べられているような都市公園等の整備をはじめとした緑地の確保・保全が大切な条件となってきます。また、下水道の普及による河川の浄化も不可欠なものです。さらに、開発や災害等で失われた自然環境を復元するとともに、生態学的な見地に基づいて、限られた緑地面積の中により多くの野生生物が生息できるよう、生息環境の向上と多様化を図る「エコアップ」にも取り組む必要があります。市内では様々な市民団体が、表5-4のとおり公園や河川などにおいて野生生物の生息環境を整えるなどの活動を行っています。

表 5-4 市内におけるエコアップの活動事例

場 所	目 的 と 作 業 内 容 の 例
源氏山公園	公園のオーバーユースによる野鳥生息地の荒廃を防ぎ、貴重な植物の保護を図る。 ・野鳥誘致施設の水場の清掃・管理 ・林内の下草刈りの制限等により、生息環境の多様化を図ると共に、アオゲラ・フクロウなどの営巣している木の保全など
佐助稲荷	谷戸環境の保全と復活したゲンジボタルの生息環境の保護 ・水源環境の保全と流れの維持管理 ・水路周辺の草を間引き、開水面を確保することにより、トンボ類の産卵場所を確保
鎌倉中央公園	公園の整備に伴う生息環境の変化の影響を受けやすい動植物をできるだけ保全する。 ・カエル類の産卵用に湿地を整備 ・池や湿地の水質・水位の管理 ・トンボ類の産卵場所を確保するために草を間引く。 ・公園内で採種した種子から育てた野草の苗を植え、保護増殖させる。 ・間伐や下草刈りによる雑木林の保全 ・各調整池や湿性花園の取水口の清掃 ・特定外来種のブルーギル等の駆除
佐 助 川	二面護岸された川の水生生物の生息環境の多様化を図り、ヨシノボリの遡上数とモクズガニの生息数を増やす。 ・重量ブロックを利用し、生息環境を創出した区域の維持管理作業 ・水質と水生生物の調査 ・草刈り・ごみの清掃
御 谷 川	多自然型河川改良整備が実施された川の生息環境の維持管理、ゲンジボタル・モノサシトンボ・ツチガエル等の保護増殖 ・水質と水生生物の調査 ・草刈り ・ごみの清掃
逆 川	ホタルの生息環境の維持管理と保護増殖 ・水質調査 ・カワニナの放流、セリを植える。 ・草刈り

2 自然とのふれあい（目標の項目⑪）

目標：海、山、川、池などで自然にふれあい、自然から学び癒される機会を増やします。

◆目標達成するための指標

都市公園等の施設緑地の面積	平成27年度（2015年度）に183ha（再掲）
1人当たり都市公園等の施設緑地の面積	平成27年度（2015年度）に12㎡（再掲）
生き物観察広場の数（小・中学校）	平成27年度（2015年度）に10箇所追加

自然には、生態系の保持、環境の保全や資源の提供など、様々な働きがあります。その一つに私たちに潤いや安らぎを与えてくれるという働きがあります。私たちは自然と触れ合うことにより、自然から様々な知見を得るとともに自然の大切さを学ぶことができます。

また、市民団体等によるボランティア活動が環境保全や環境教育を進める上で大きな力となっています。

平成22年度末、都市公園等の施設緑地の面積は99.66ha、1人当たりの都市公園等の施設緑地の面積は5.72㎡です。生き物観察広場の数（小・中学校等）は7箇所です。

（1）ふれあいの場の確保

●鎌倉中央公園

＜市民・事業者＞＜公園海浜課＞

自然とのふれあいや農作業体験などができるようにしました。平成9年6月に修景池周辺の約8.5ha、平成16年4月には更に約15.2haが開園しました。園内には庭園植物園や食材園、子供の森、田畑や湿地など、自然を生かし緑と水が中心になった施設を配置しています。

公園化される以前からこの場所では市民団体が独自に環境保全活動を行っていましたが、開園後も引き続き、自然観察会、農芸体験などを通じて、積極的に公園の環境保全や市民に対する環境教育に寄与しています。鎌倉中央公園で環境保全・環境教育に取り組んでいる「山崎・谷戸の会」は、平成20年度に特定非営利法人となり活動を発展させています。（107ページ参照）

①市民による農業体験

（財）鎌倉市公園協会と「山崎・谷戸の会」が協働して自然や農業に対する理解や関心を深めるため、市民を対象に農業体験を実施しました。

田んぼ体験（4月4日～3月20日）は延べ535人、畑体験（4月4日～3月20日）は延べ424人の参加者がありました。



写真 5-4 市民による農業体験

②教室・講座の開催

(財)鎌倉市公園協会主催で表5-5のとおり園芸教室や、大人の講座・こどもの講座を開催しました。講座では、樹木の剪定や自然観察を通じて、自然に対する関心を深めてもらうことを目的としています。

表 5-5 鎌倉中央公園の教室・講座の開催

	開催日	テーマ	対象と参加者数
ミニ園芸教室	7月2日～3月28日の68回	樹木の剪定、害虫防除法など	延べ500人
大人の講座	4月2日～3月25日の26回	自然観察会、木っこりーズ、土つきりーズなど	延べ285人
こどもの講座	4月24日～2月26日の13回	こどもエコパーク、ちびっこチャレンジなど	小学生など、延べ291人

●鎌倉広町緑地

＜公園海浜課＞

市南西部に位置する、約48.1haのまとまりある樹林等について、その生物相の豊かな自然環境の保全・活用を図るため、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園である「都市林」として整備することとなり、平成17年度から第一工区(約35.0ha)の整備を進めています。基本コンセプトを、「古都鎌倉の緑を継承し、人と自然が織り成す、多様で良好な都市林の保全創出を目指す、古都の自然ふれあい都市林～広町の森」として、現在では、世代を超えた多くの市民が市と協働で田畑の復元、森の手入れ、自然観察、散策路の整備等の保全活動に取り組んでいます。

また、里山の身近な生き物とのふれあいの場や環境教育の場としての価値が高く、保全を前提とした上で、自然環境の容量に応じた活用を図っていきます。



写真5-5 鎌倉広町緑地

●市民農園の整備

＜産業振興課＞

市では、市民が野菜や草花の栽培を通して自然とふれあい、農業への親しみと理解を深めるため、「鎌倉市市民農園」を開設しています。公開抽選により、1世帯当たり1区画(概ね15㎡)の農園を23ヶ月間利用することができます。なお、市民農園の区画数及び面積は、表5-6のとおりです。

表 5-6 市民農園の区画数及び面積

	区画数	面 積(㎡)
大船地域	140	3,599.45
合 計	140	3,599.45

●ハイキングコース

<観光課>

市内には表5-7のとおり、自然とのふれあいが楽しめる3つのハイキングコースを紹介し、多くの人に利用されています。

表 5-7 ハイキングコース

No	コース名	経 路	距離 (k m)
1	天園ハイキングコース	建長寺—天園—瑞泉寺	約5.5
2	葛原岡・大仏ハイキングコース	浄智寺—葛原岡神社—高德院(大仏)	約3.0
3	祇園山ハイキングコース	高時腹切りやぐら—祇園山—八雲神社	約1.5

(2) 海、山、川、池などで自然とふれあうスポーツ・レクリエーションなどの機会の充実

● 自然の中で行うスポーツ・観察会等の振興

<スポーツ課>

市民の皆さんがともに自然とふれあう機会を楽しむものとして、表5-8のような催しが実施されています。

表 5-8 自然の中で行うスポーツ・観察会等

	実施日 (参加人数)	実施主体
体力測定とドッジボール (ビーチフェスタ)	平成22年5月15、16日 (291人)	市教育委員会
材木座海岸子ども教室 「砂浜でかけっ子」	平成22年6月～平成23年2月 (7・8月を除く、 月1回) (56人)	市教育委員会
マリンスポーツ体験教室 (ウインドサーフィン・ヨット・ス タンドップバトルボード)	平成22年7月10、11日 (73人)	市教育委員会
野外活動体験	平成22年11月28日 (19人)	市教育委員会
健康ウォーク	平成23年3月6日 (326人)	市教育委員会

●環境にやさしい観光の推進

<観光課>

良好な環境を保全するため、鎌倉を訪れる観光客に対し、公共交通機関の利用と「歩く観光」をアピールし、環境にやさしい観光を推進しています。なかでも、歩いてまわりたくなるような道づくりを推進するため、自然、歴史、文化等のテーマ性をもったモデルコースとして11コースの「かまぐらの道」を選定し、市民・観光客へのPRに努めています。

また、「かまぐらの道」のリーフレットをはじめ、観光地図「鎌倉」や毎月発行する「かまぐら四季のみどころ」、観光課ホームページにおいても、環境保全の呼びかけやマナー啓発に取り組んでいます。

●わくわく花フェスタ・鎌倉中央公園フェスティバルの開催

＜市民・事業者＞＜公園海浜課＞

(財)鎌倉市公園協会が主催して、平成22年4月29日に鎌倉中央公園において、市民に対する緑化意識の高揚と緑化の普及・啓発を図るため、花と緑をテーマとした「わくわく花フェスタ」を開催し、参加者は約3,000人でした。

また、平成22年7月17日～19日の3日間、午前7時30分から午前8時30分まで「おはよう花市」を開催し、参加者は約150人でした。

さらに、平成22年10月31日には、防災公園として位置付けられている鎌倉中央公園で、「はしご車乗車体験」や「ちびっこ消防士体験」など、市民に対する防災意識の高揚と緑に関する各種事業のPRを行う「鎌倉中央公園フェスティバル」を開催し、参加者は約1,000人でした。

なお、参加・協力団体は、近隣町内会・自治会、大船消防署、消防分団、参加協力団体、社会福祉団体などでした。

(3) 自然とふれあうための指導者など人材の養成及び確保

●緑の学校の開講

＜みどり課＞

緑豊かなまちづくりをめざし、樹木に親しみ、緑の大切さなどの普及を図るために昭和58年度から、毎年度「緑の学校」を開催しています。平成22年度は4月19日から12月6日まで表5-9のとおり11回の講座を開講し、延べ71人の受講者がありました。

※平成20年度から、「緑の学校」は、緑化啓発事業事務委託として、(財)鎌倉市公園協会へ委託しています。

表 5-9 平成22年度緑の学校プログラム

開催日	講座名	場所
平成22年4月19日	緑の概要	鎌倉中央公園管理事務所
平成22年5月17日	自然観察会	佐助稲荷・源氏山公園・寿福寺・巽神社
平成22年6月7日	野鳥観察	散在ガ池森林公園
平成22年6月21日	自然と親しむ	鎌倉中央公園
平成22年7月5日	緑の現状	鎌倉中央公園管理事務所
平成22年7月26日	病害虫	鎌倉中央公園管理事務所
平成22年9月6日	庭木の手入れ	鎌倉中央公園管理事務所
平成22年9月13日	自然観察会	十二所果樹園・熊野神社・朝夷奈切通
平成22年10月18日	自然観察会	鎌倉霊園・ハイキングコース・横浜自然観察の森
平成22年11月8日	まとめ	鎌倉中央公園管理事務所
平成22年12月6日	自然観察会（特別講座）	天園・獅子舞ハイキングコース

●緑の学校等を通じた指導者の育成

<みどり課>

緑の学校の修了者等を対象に緑化講習会を開催し、地域住民の自主的な緑化活動の中心となる緑化指導者の育成を図っています。

昭和60年度からの延べ参加者は920人になります。

●緑のレンジャーの育成

<みどり課>

市では、公園緑地等の樹林地を管理するボランティア等の人材養成と確保を目的として、緑のレンジャー（小学校4・5年生を対象としたジュニアレンジャーと大人を対象としたシニアレンジャー）を育成しています。平成22年度の緑のレンジャーの活動は表5-10、5-11のとおりです。

※平成20年度から、当該事業は、緑化啓発事業事務委託として、(財)鎌倉市公園協会へ委託しています。

表 5-10 ジュニアレンジャー平成22年度活動プログラム

	日程	活動内容	活動場所
1	平成22年4月10日	八幡様の自然	鶴岡八幡宮
2	平成22年5月8日	川と水の生きもの	二階堂川
3	平成22年6月12日	磯の生きもの観察	和賀江嶋
4	平成22年7月10日	池のタニシを数えよう	鎌倉中央公園
5	平成22年9月11日	トンボとツル植物を観察しよう	夫婦池公園
6	平成22年10月9日	秋の野草観察と公園パトロール	明月院付近、レイ・ウェル鎌倉
7	平成22年11月13日	下池のいかだづくりとエコクラブ壁新聞づくり	鎌倉中央公園
8	平成22年12月11日	野鳥の巣箱かけかえ	鎌倉文学館
9	平成23年1月8日	森の手入れを体験しよう	源氏山公園
10	平成23年2月12日	ビーチコーミング	由比ガ浜海岸
11	平成23年3月12日 (中止)	早春の里山	鎌倉中央公園



写真 5-6 森の手入れの体験作業をするジュニアレンジャー

表 5-11 シニアレンジャー平成22年度活動プログラム

回	日程	活動内容	場所
1	平成22年4月17日	自然のしくみ	鎌倉中央公園
2	平成22年5月15日	森林のはたらき	鎌倉中央公園
3	平成22年7月3日	樹木の手入れ	鎌倉中央公園
4	平成22年7月17日	管理作業	源氏山公園
5	平成22年7月31日	管理作業	鎌倉中央公園
6	平成22年9月4日	公園・緑地の巡回	散在ガ池森林公園
7	平成22年9月18日	管理作業	散在ガ池森林公園
8	平成22年10月16日	管理作業	源氏山公園
9	平成22年12月4日	管理作業	鎌倉中央公園
10	平成23年1月15日	救命講習会	鎌倉消防署
11	平成23年2月5日	まとめ	鎌倉中央公園

シニアレンジャー自主活動

シニアレンジャー講座修了者の有志により、ボランティアによる公園緑地の保全管理活動が実施されているもので、市では、当該活動を支援するため、その育成に係る事業を平成20年度から緑化啓発事業事務委託として、公的な緑化推進団体へ委託しています。

第6章 循環型社会の構築

1 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（目標の項目⑫）

目標：生産や消費に伴う廃棄物の発生を抑制し、再使用・再生利用等により資源を有効に利用します。

◆目標達成するための指標

一般廃棄物焼却量（家庭・事業所）	平成27年度（2015年度）までに 平成15年度（2003年度）に比べ30%削減
ごみ・資源物の総排出量	平成22年度（2010年度）までに 平成15年度（2003年度）に比べ10%削減

わが国は国土が狭く、大都市地域においては土地の高密度利用により、埋立処分に適した土地の確保が困難であることから、これまで増え続けるごみに対応するためには「燃やして埋め立てる」という処理方式を廃棄物行政の基本としてきました。この処理方式は、ごみの減量化や公衆衛生の見地からはすぐれているものの、焼却による大気環境への影響や二酸化炭素の排出による地球温暖化への影響が懸念されます。

こうした状況を踏まえ、市では、できる限りごみの焼却量を減らし、資源として有効活用できる物を増やすため、様々なごみの分別に取り組んできました。平成9年度から、ごみの分別収集方法を従来の3分別（可燃・不燃・粗大）から5分別（可燃・不燃・粗大・資源物・危険有害）に変更し、ごみの中から資源となる物を分別して資源化する取組を始めました。当初は飲食用ビン・カン、新聞などの紙類、古着などの布類の分別収集から始め、平成9年7月からは家庭から出る植木剪定材の堆肥化に取り組みました。その後も平成12年11月からはペットボトル、平成16年2月から月2回だった収集回数を増やし資源物の毎週収集を始め、平成17年10月からは容器包装プラスチック、平成19年4月からは使用済み食用油の資源化に取り組んできました。

鎌倉市は、市民の方々のご理解とご協力のもと、環境省がリサイクル率の順位を発表した平成16年度から5年連続で、リサイクル率日本一（人口10万人以上50万人未満の市町村）を達成しました。平成21年度は第2位でしたが、依然高い割合を維持しています。

計画目標を達成するためには、一層のごみの減量化・資源化を進める必要があります。

なお、鎌倉市のごみの発生量、焼却量及び減量化・資源化量は表6-1のとおりです。

平成22年度末現在では、焼却量は41,096トンで、基準年度の平成15年度と比較して2,759トン、6.3%の削減となっています。ごみ・資源物の総排出量は、基準年度の平成15年度と比較して1,833トン、2.6%の減少となっています。

表 6-1 鎌倉市のごみの発生量、焼却量及び減量化・資源化量の推移

単位：トン

	平成15年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総排出量	71,873 (100)	73,463 (102.2)	73,634 (102.5)	73,573 (102.4)	69,349 (96.5)	69,761 (97.1)	70,040 (97.4)
焼却量	43,855 (100)	41,764 (95.2)	41,008 (93.5)	42,275 (96.4)	39,698 (90.5)	40,835 (93.1)	41,096 (93.7)
総資源化量	33,249 (100)	35,734 (107.5)	36,827 (110.8)	35,051 (105.4)	33,118 (99.6)	32,491 (97.7)	32,719 (98.4)
リサイクル率	46.3%	48.6%	50.0%	47.6%	47.8%	46.6%	46.7%

() 内は平成15年度を100とした指数

(1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進

●中が見えるごみ袋での排出及び5分別排出の推進

＜資源循環課＞

平成9年4月から、ごみと資源物の混入を防ぐなどの理由から、透明・半透明のごみ袋による排出を実施し、同年10月からは、市内全域で従来の3分別収集（燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ）に「危険・有害ごみ」と「資源物」を加えた5分別収集にしています。また、市民の皆さんの利便性の向上と燃えるごみの減量化を推進するため、資源物は、平成16年2月から収集回数を月2回から毎週1回にしています。

現在は、飲食用カン・ビン、ペットボトル、植木剪定材、容器包装プラスチック、紙類、布類、使用済み食用油、燃やすごみ、燃えないごみ、危険・有害ごみ、粗大ごみの区分などで、資源物で12品目、ごみで8品目の合計20品目に分類しています。

※「燃えるごみ」は、平成16年2月から「燃やすごみ」に名称変更しています。

●生ごみ処理機の普及

＜資源循環課＞

生ごみ処理機の普及を図るため、購入費用の一部を助成する「生ごみ処理機購入費助成制度」を平成3年4月から実施しています。（平成20年度の助成率は、電動型＝75%、非電動型＝90%で、1台当たりの限度額は40,000円です。）なお、生ごみ処理機の助成件数及び台数は表6-2のとおりです。

表 6-2 生ごみ処理機の助成件数及び台数

	平成3年度～ 平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	累 計
助成件数	12,714	348	319	323	524	14,228
助成台数	14,124	366	337	345	631	15,803

※ 平成2年度以前のモニター・既普及台数の数値(870台)は累計に含めない。

●市施設への生ごみ処理機の設置

＜資源循環課＞

事業所として自らの責任において生ごみを適正に処理するため、市役所本庁舎及び市立小学校に生ごみ処理機を設置するとともに、集合住宅における生ごみ処理を促すために市営住宅に生ごみ処理機を設置しています。設置状況は表6-3のとおりです。

表 6-3 市施設における生ごみ処理機設置状況

	名称
市役所	市役所本庁舎
市立小学校	第二小学校、深沢小学校、玉縄小学校、大船小学校、山崎小学校、西鎌倉小学校、七里ガ浜小学校、富士塚小学校
市営住宅	岡本市営住宅
合 計	10施設

●啓発活動の実施

＜資源循環課＞

ごみの減量化、資源化のため、自治会・町内会や各種団体等を対象とした説明会、ごみダイエット展（生ごみ処理機や分別啓発パネルの展示）、ごみ発生抑制、減量化及び資源化キャンペーン（職員と地域の廃棄物減量化等推進員によるスーパー店頭での市民への啓発運動）、施設見学会、保育園・幼稚園児及び小学生・中学生を対象にした環境教育、小・中学生を対象にした意識啓発（3Rかるた募集）、環境ニュースの発行などにより啓発活動を実施しています。

活動の実施状況は表6-4のとおりです。

表 6-4 啓発活動の実施状況

啓発事業の名称	平成22年度		
	活動回数等 (A)	参加人数等 (B)	平均参加人数 (B/A)
自治町内会、各種団体等を対象とした説明会	34回	1,377人	40.5人
ごみダイエット展	334日	—	—
ごみの発生抑制及び減量化・資源化キャンペーン	54回	300人	5.6人
施設見学会	11回	204人	18.5人
小学生、中学生を対象にした環境教育	10校	897人	89.7人
保育園、幼稚園児を対象にした環境教育	6園	629人	104.8人
小・中学生を対象にした意識啓発 (3Rカルタ募集)	27校	794人	29.4人
環境ニュースの発行（特集号含む）	7回	280,000部	40,000部

●廃棄物減量化等推進員の委嘱

＜資源循環課＞

ごみの減量化・資源化、廃棄物の適正な排出とクリーンステーションの環境保持等のため、推進員を委嘱し、市が実施する施策への協力をお願いしています。平成5年度に25人に委嘱し、その後順次増員し、平成22年度には、189人に委嘱しています。推進員の皆さんは、市と地域とのパイプ役として様々な活動を行っています。

●資源物分別収集の推進

＜資源循環課＞

限りある資源を有効利用するために、平成9年度から資源物の収集区分を設け、従来ごみとしていたものの中から資源物を分別収集し、資源化を図っています。

資源物収集量の推移は、表6-5のとおりです。

表 6-5 資源物収集量の推移

単位：トン

年度 項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
紙類等資源物	10,826	10,574	10,289	9,357	8,696	8,455
紙パック ミックスペーパー	2,610	2,800	2,859	2,840	2,768	2,703
ペットボトル	432	466	484	474	471	487
容器包装 プラスチック	1,120	2,230	2,269	2,211	2,163	2,158
植木剪定材	4,404	4,849	5,028	5,075	4,953	5,119
カン・ビン	2,226	2,216	2,184	2,137	2,122	2,115
使用済み食用油	0	0	28	36	38	38
合 計	21,618	23,135	23,141	22,130	21,211	21,075

※神奈川県に提出している数値にあわせて既に公表している数値も修正しています。

●植木剪定材の堆肥化

＜資源循環課＞

事業者が持ち込む植木剪定材について、減量化・資源化を図るため平成4年8月から堆肥化を試行したところ、この堆肥が、有機栽培の専門家や農協から高い評価を得ました。そこで、植木剪定材の堆肥化事業を、緑が多い鎌倉の特色を生かした減量化・資源化事業と位置付け、推進しています。クリーンステーションに排出された植木剪定材は、鎌倉市関谷にある植木剪定材受入事業場に運搬され、事業者が直接搬入した物と合わせて、山梨県にある堆肥化事業場に運搬して堆肥化しています。

これらの堆肥は、市内の有機農家に配布するほか、市役所、腰越行政センター、各クリーンセンター、笛田リサイクルセンター等で市民に無料配布しています。

また、自治会・町内会による様々な催し物会場等でも配布しています。なお、植木剪定材の搬入量と市民堆肥出荷量は表6-6のとおりです。

表 6-6 植木剪定材受入量等の推移

単位：トン

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受入量	11,522	11,120	11,200	11,065	11,177	11,439
堆肥出荷量	2,901	2,432	2,103	2,112	2,110	1,922

※神奈川県に提出している数値にあわせて既に公表している数値も修正しています。

●飲食用カン・ビン、ミックスペーパーの資源化

＜笹田リサイクルセンター＞

資源循環型社会を形成するため、平成9年度から、カン・ビン、ミックスペーパーの資源化に向けた中間処理業務（選別・圧縮・梱包・保管）を行い、資源化しています。

平成22年度の実績は、表6-7のとおりです。

表 6-7 リサイクルセンターにおける資源化量

単位：トン

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
カン類	536.4	516.3	504.0	480.6	469.9	461.5
ビン類	1,697.6	1,700.1	1,686.1	1,661.2	1,649.5	1,660.6
ミックスペーパー類	2,501.2	2,694.9	2,752.2	2,752.0	2,646.8	2,613.7
合計	4,735.2	4,911.3	4,942.3	4,893.8	4,766.2	4,735.8

●オフィス紙ごみの分別収集

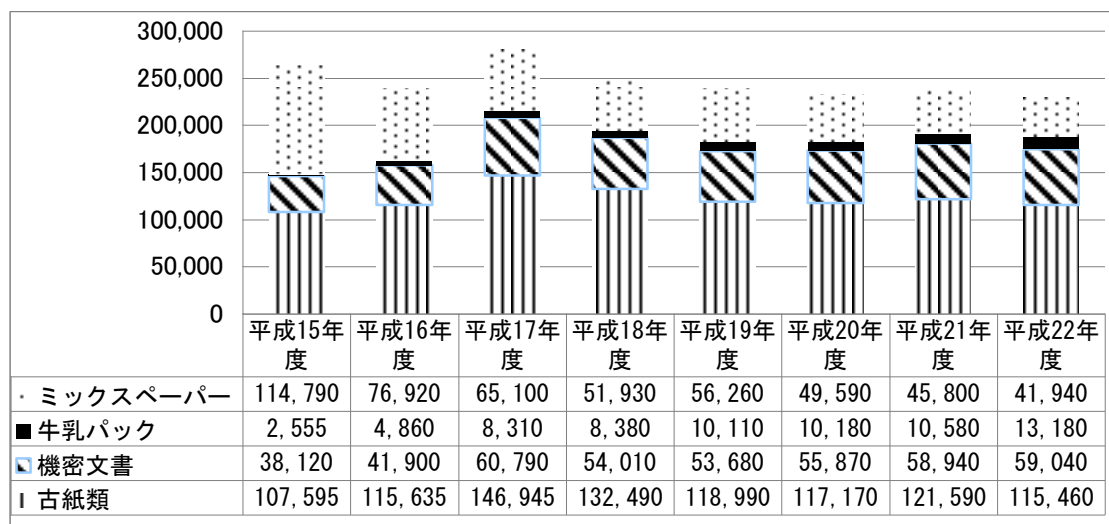
＜環境政策課＞

平成3年度から本庁舎で排出される新聞、雑誌、事務用紙等について分別回収を行い、さらに平成7年度からは、シュレッダーごみ、あるいは金属付着の紙、カーボン紙なども回収し、より一層の減量化・資源化を図っています。

また、平成8年7月からは、市の全ての施設で定期的に回収を実施し、燃やすごみとの分別をさらに徹底しました。回収したミックスペーパーは、「かまくらブランド」のトイレットペーパーとして再生し、平成7年11月以降、市の全施設で使用しています。本庁舎及び本庁舎以外の施設における紙類回収量の実績はグラフ6-1のとおりです。

グラフ 6-1 鎌倉市役所における紙類回収量の推移

(単位：kg)



●不用品登録制度

＜市民活動課＞

「省資源化を図ろう、生活の無駄を見直そう」という趣旨で昭和54年2月から始めた制度です。ご家庭にある不用品を有効に活用するために、平成20年度からは市民活動団体と鎌倉市が、協働事業で行っています。

「譲ります」「譲ってください」を登録すると、その品物の情報をインターネットのページと市役所本庁舎の掲示板などに掲示します。利用状況は表6-8のとおりです。

表 6-8 不用品登録制度利用状況

単位：件

年度	登録件数			成立件数		
	譲ります	譲ってください	計	譲ります	譲ってください	計
平成19年度	514	100	614	204	17	221
平成20年度	557	173	730	255	10	265
平成21年度	535	207	742	299	14	313
平成22年度	1,038	169	1,207	614	34	648

●「図書リサイクル」の実施

＜中央図書館＞

図書館では、不要となった本を希望する市民に無料配布し、廃棄処理する本の有効活用を図っています。

表 6-9 図書館不要本の無料配布冊数

単位：冊

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	累計
図書館不要本	26,536	10,094	19,763	56,393
無料配布した本	20,492	5,103	6,658	32,253

●不用品家具や古着などのリサイクル

＜市民・事業者＞

「特定非営利活動法人 鎌倉リサイクル推進会議」では、笛田リサイクルセンターを会場に、不用になった品物を必要な人が再使用できるように各種のリサイクルマーケットを開催しています。平成22年度に開催したマーケット等の実績は表6-10のとおりでした。

表 6-10 リサイクルマーケット等の開催状況

	実施日	実施内容	来場者数
リサイクルマーケット こどもリサイクルマーケット	平成22年5月23日、 7月25日、9月26日、 11月28日	出店数 合計201	合計 1,850人
古着・古本 リサイクル市	平成23年3月27日	古着 寄付数 1,733kg 引取数 1,030kg 古本 寄付数 4,045kg 引取数 1,799kg	合計 250人

(2) 再生資源利用製品・材料の選択促進

●グリーン購入（再掲）

＜環境政策課＞

11ページ第1章 地球環境の保全、1 地球環境、(2) 地球温暖化対策の推進の●グリーン購入を参照。

2 水の循環利用（目標の項目⑬）

目標：上水の節水のため一度利用した水や雨水の有効利用に取り組むとともに、雨水の地下浸透をすすめます。

◆目標達成するための指標

上水使用量（ $\text{m}^3/\text{人} \cdot \text{年}$ ）

平成27年度（2015年度）に

平成16年度（2004年度）に比べ5%削減

雨水貯留槽購入費補助件数

平成27年度（2015年度）に延べ380件

浄化槽雨水貯留施設設置費補助件数

平成27年度（2015年度）に延べ140件

※注意：浄化槽雨水貯留施設設置費補助件数の目標年度が平成21年度のため、改訂後の指標とします

（改訂前の指標）

（浄化槽雨水貯留施設設置費補助件数 平成21年度（2009年度）に延べ160件

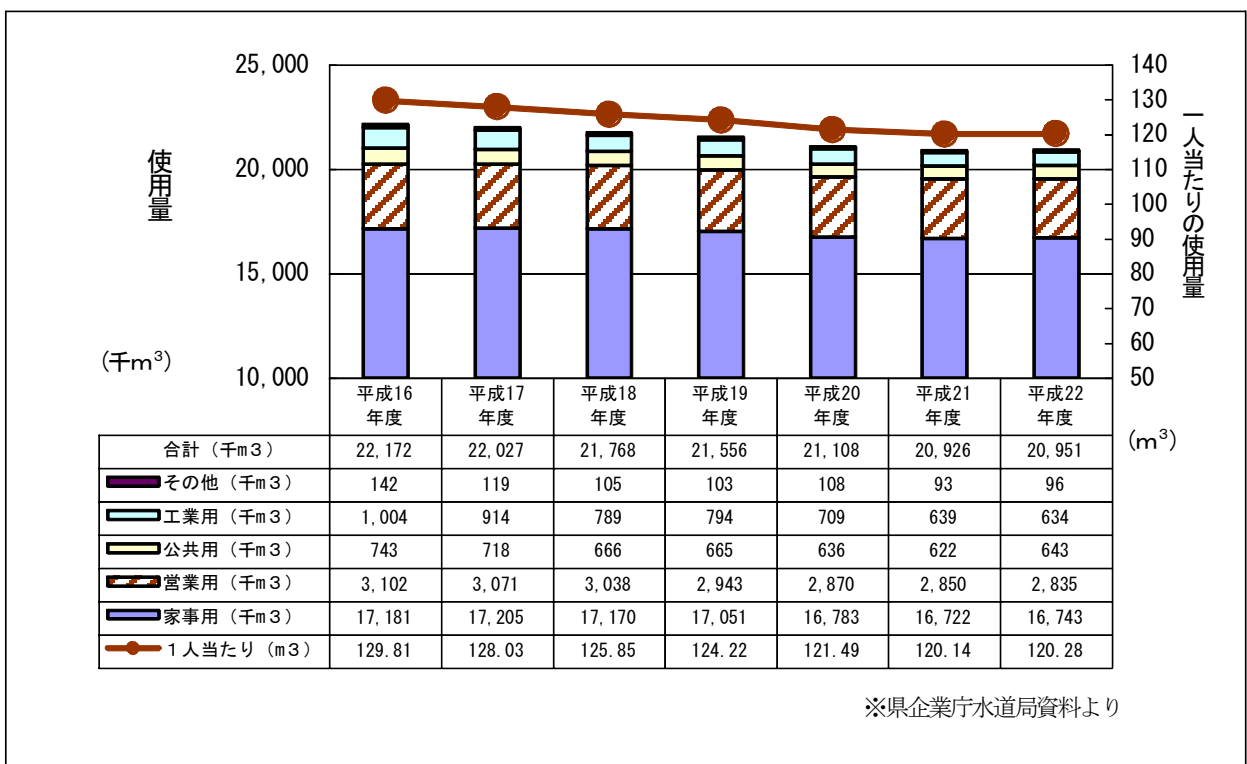
水資源を市域の中で循環利用するため、家庭、事業所、公共施設における節水、雨水の利用や地下浸透に努めるとともに、風呂の水を洗濯に利用するなど、一度使用した水の再利用も勧めています。

特に災害時に避難場所となる施設や普及啓発効果の高い公共施設については、新築・改修時に雨水利用システムの導入を図っています。

平成22年度の1人当たりの上水使用量は、グラフ6-2のとおり基準年の平成16年度（2004年度）と比べ 9.53m^3 、7.3%の減少となっています。

平成22年度末、雨水貯留槽購入費補助件数は累計244件、浄化槽雨水貯留施設設置費補助件数は累計129件です。

グラフ 6-2 上水使用量の推移



(1) 上水の節水の推進

雨水貯留槽などの雨水利用設備の導入により、植木の散水などの雑用水として有効に利用することは、節水を行う上でも重要です。

鎌倉市では、雨水利用を積極的に進めるため、次のとおり助成制度を実施しています。

●浄化槽雨水貯留施設の設置

＜下水道課＞

鎌倉市浄化槽雨水貯留施設の設置に係る補助金交付要綱（平成7年9月）により、公共下水道に接続する排水設備工事の際、不用となる浄化槽に雨水管を接続して、雨水貯留施設として再利用する場合に補助金を交付しています。これまでの実績は、表6-11のとおりです。

表 6-11 浄化槽雨水貯留施設補助金交付件数 単位：件

補助金限度額	平成7～16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	累計
40,000円	112	7	6	1	2	1	0	129

●雨水貯留槽の設置

＜環境政策課＞

雨水貯留槽は、屋根に降った雨水を貯めて、庭の散水などに利用し、雨水浸透施設は、雨水を地下に浸透させ、地下水などの水資源を作り出す施設です。

鎌倉市雨水貯留浸透施設の設置に係る補助金交付制度を平成9年1月に創設して、雨水貯留槽及び雨水浸透施設の2つの施設に補助金を交付していました。しかしながら、平成14年度に18件、平成15年度に16件しか交付することができませんでした。このことを踏まえて、平成16年3月に制度の見直しを行い、平成16年度からは、補助対象を雨水貯留槽のみとし、それまで容量によって2段階（100ℓ以上200ℓ未満：補助金限度額25,000円及び200ℓ以上：補助金限度額30,000円）に分けていましたが、100ℓ以上600ℓまでの地上据置型に一本化しました。また、標準工事費を廃止し雨水貯留槽本体購入価格の2分の1か2万円のうちどちらか少ない額を補助額としました。

さらに、1家屋につき2個までとしていたものも、1家屋1個を補助対象にしました。

雨水浸透施設の補助金交付件数は、表6-12、雨水貯留槽の補助金交付件数は表6-13のとおりです。

また、平成22年度末現在、雨水貯留槽購入費補助件数は累計244件です。

表 6-12 雨水浸透施設補助金交付件数

浸透ますの種類	補助金限度額	平成9～15年度累計(件)
コンクリート製	20,000円	14
合成樹脂製	10,000円	19
合 計		33

表 6-13 雨水貯留槽補助金交付件数

単位：件

平成9～16年度累計	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	累計
101	5	11	32	31	37	27	244

●市施設における雨水の利用

＜環境政策課＞

鎌倉市では表6-14のとおり、各公共施設で雨水利用を進めています。こうした取組は上水の浄化・配水過程で使われるエネルギーや物質の投入を削減することにつながります。

表 6-14 市施設の雨水利用状況

	原 水	供給能力 (m ³)	利用用途
笛田リサイクルセンター	雨水	69	トイレ・散水
中央公園管理事務所棟	雨水	51	トイレ
諏訪ヶ谷住宅集会所	雨水	22	トイレ
市役所本庁舎	雨水	5	散水
台在宅福祉サービスセンター	雨水・地下水	202	トイレ・消火水槽
玉縄交流センター	雨水	15	トイレ
腰越行政センター	雨水	100	トイレ
合 計		464	

●市施設における水の再利用

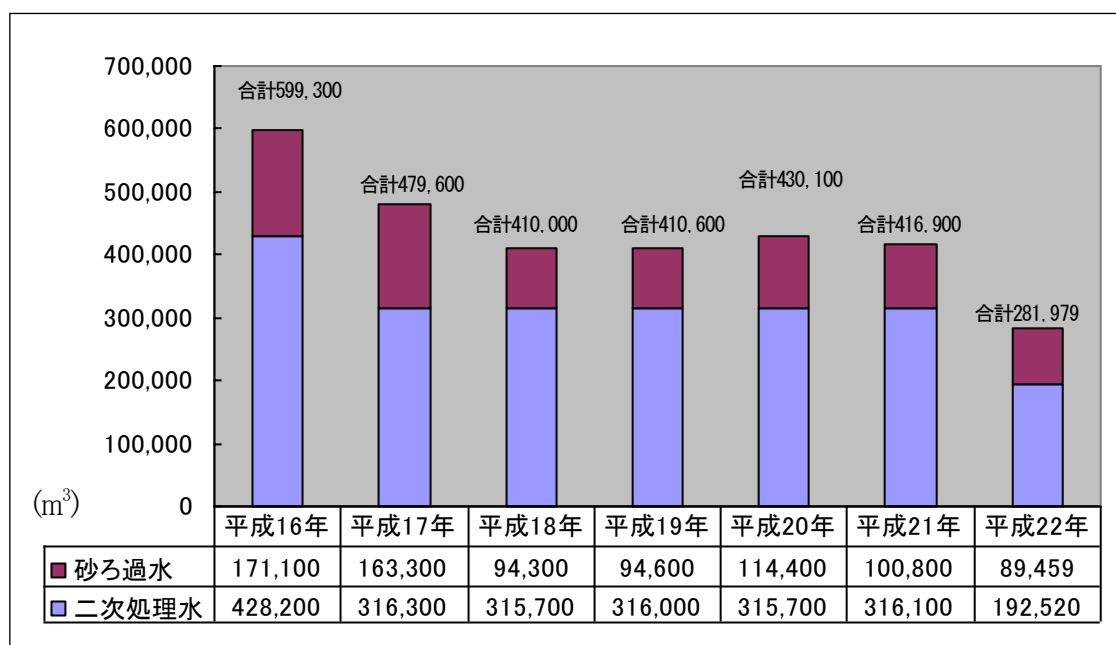
＜浄化センター＞

七里ガ浜浄化センター及び山崎浄化センターでは、下水道汚水の処理水を、グラフ6-3及びグラフ6-4のように使用しています。利用状況としては、二次処理水を消泡水として、また、砂ろ過水（処理水を砂ろ過設備に通した水）を汚泥脱水機ろ布洗浄水、雑用水等として利用しています。

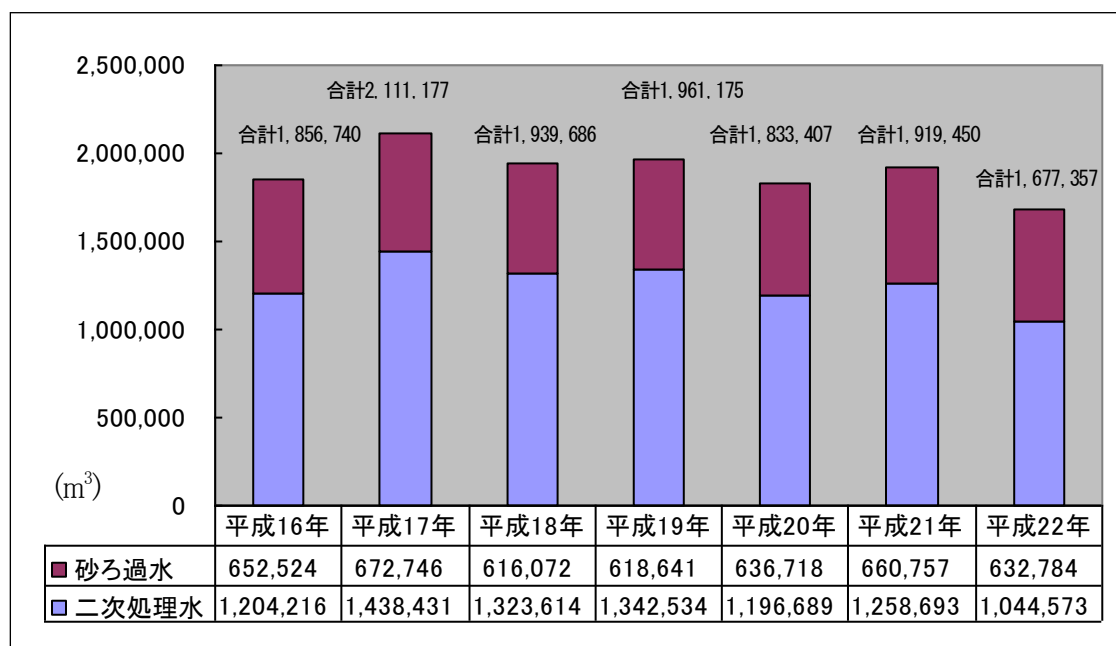
さらに、山崎浄化センターでは、鎌倉武道館のトイレ洗浄水や池の修景用水として砂ろ過水を利用して

います。

グラフ 6-3 七里ガ浜浄化センター処理水の再利用



グラフ 6-4 山崎浄化センター処理水の再利用



(2) 雨水の地下浸透の推進

近年、開発による都市化が進み自然の恵みである雨水が地下に浸透しにくくなり、地下水のかん養能力が年々低下しています。地下水かん養能力の低下は、地下水の過剰利用とともに地下水位低下の原因となり、地盤沈下を引き起こします。こうした中で、水資源対策、洪水対策、防水対策として雨水の地下浸透の有効性が注目を集めるようになってきました。

3 エネルギーの有効利用（目標の項目⑭）

目標：家庭や事業所における省エネルギーや再生可能エネルギー等の導入を促進します。

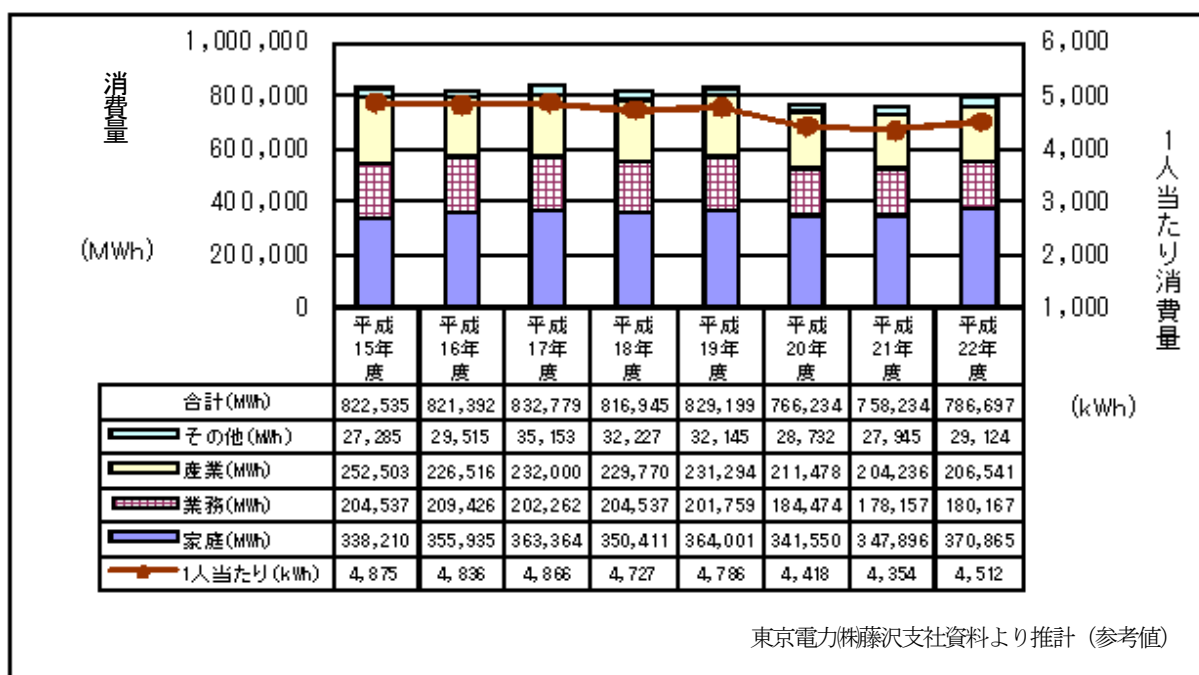
◆目標達成するための指標

市内の買電量（kWh/年）	平成22年度（2010年度）までに 平成15年度（2003年度）に比べ15.7%削減 （平成2年度（1990年度）対比28.4%増加）
家庭の買電量（kWh/年）	平成22年度（2010年度）までに 平成15年度（2003年度）に比べ10.7%削減 （平成2年度（1990年度）対比30.3%増加）
家庭における1人当たりの買電量（kWh/人・年）	平成22年度（2010年度）までに 平成15年度（2003年度）に比べ8.5%削減 （平成2年度（1990年度）対比38.0%増加）
環境マネジメントシステム 導入事業所数	平成27年度（2015年度）に270事業所

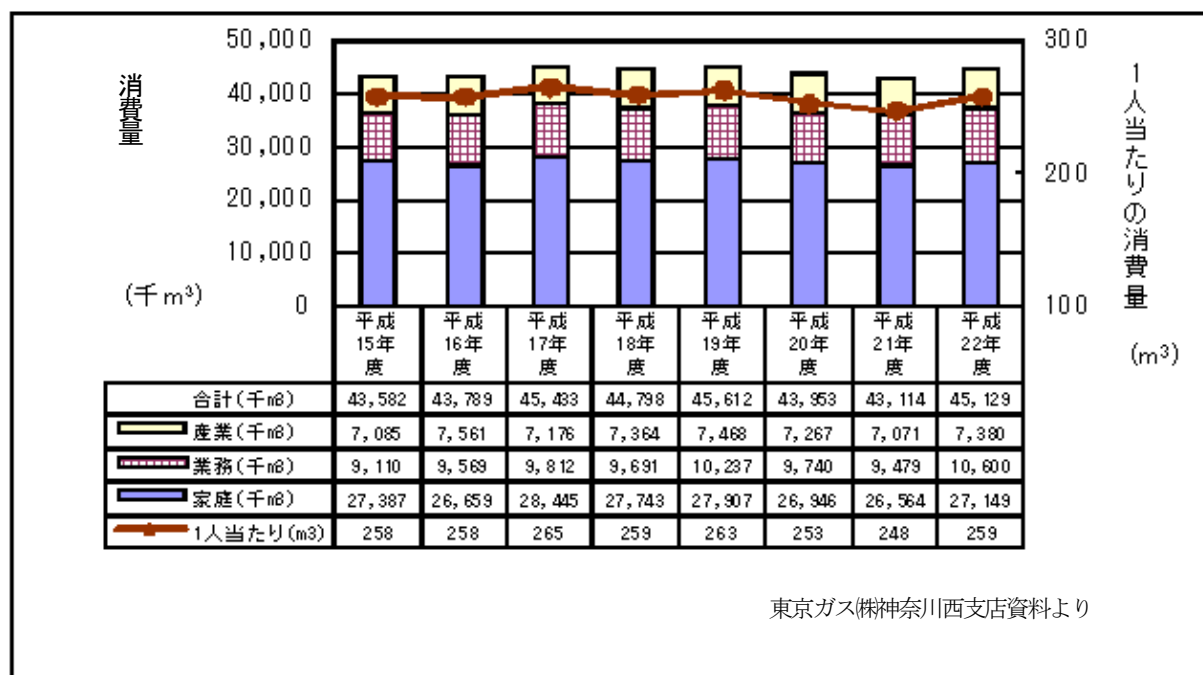
グラフ6-5のとおり、平成22年度の鎌倉市内の買電量は786,697MWh、基準年の2003(平成15)年に比べて35,838MWh、4.4%減少、家庭の買電量は、基準年比較で32,655MWh、9.7%増加、1人当たりの買電量は、基準年比較で363kWh、7.4%の減少となっています。引き続き節電や再生可能エネルギー等への転換に努めていくことが必要です。鎌倉市における平成22年度末の太陽光発電システム導入件数（累計）は、724件でその設備容量（累計）合計は約2,494kWです。

環境マネジメントシステム導入事業所数は延べ62事業所です。（ISO14001取得事業所を含む）

グラフ 6-5 用途別年間電力消費量の推移



グラフ 6-6 用途別年間ガス消費量の推移



(1) 事業所における省エネルギーの推進

石油危機を契機として経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効利用の確保と工場・事業場、輸送、建築物、機械・器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるため、昭和54年にエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」)が制定され、平成10年5月には温室効果ガス排出量削減の観点から、エネルギー使用の徹底した合理化の推進を目的に改正されました。

また、京都議定書の発効を踏まえ、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、エネルギー消費量の伸びの著しい運輸分野における対策を導入するとともに、工場・事業場及び、住宅・建築物分野における対策を強化する等の措置を講ずることとして、一部改正され、平成18年4月1日に施行されました。

さらに、平成20年5月の改正により大規模な建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令の導入や、一定の中小規模の建築物について省エネ措置の届出等が義務付けられ、いままでは工場や事業所単位だったエネルギー管理が企業単位になりました。それに対応すべく、本市において市内に省エネルギー検討会を設置し省エネルギーの取組に向けた市内体制を整備しました。

平成22年度に省エネ法に基づき関東経済産業局から特定事業者として鎌倉市役所、教育委員会、第二種エネルギー管理指定工場として浄化センターが指定され、使用状況届出書、定期報告書、中長期計画書を提出しました。

鎌倉市役所全体のエネルギー使用量の把握や、平成22年度から平成26年度の5年間で約5%以上(年平均1%以上)のエネルギー消費原単位の低減に努めます。

●市施設における省エネルギーの取組

＜管財課＞＜環境政策課＞

市役所では、平成7年から「環境にやさしい事業所」を目指し、空調の適温化、執務時間以外の消灯、省エネタイプの事務機器の導入などによる「エコオフィス化」を進めてきました。鎌倉市役所は、平成16年2月に「かまくらエコアクション21」に参加登録し、温室効果ガスの排出量低減のために、事務室等における電気使用量削減を個別目標の一つに定め、取り組んでいます。本庁舎の電気・ガス使用量は表6-15のとおり、基準年（平成15年度）に比べ平成22年度は、電気使用量が4.2%増加しています。ガス使用量の増加は、平成17年度の途中からボイラーに使用する燃料を重油からガスに変更したためです。

表 6-15 本庁舎における電気・ガス・水道使用量(1㎡当たり)

年 度 \ 項 目	電気(kWh/㎡)	ガス(㎡³/㎡)	水道(㎡³/㎡)
平成15年度	110.6 (100.0)	1.46	1.44(100.0)
平成16年度	115.1 (104.1)	1.33	1.34 (93.1)
平成17年度	120.6 (109.0)	3.46	1.34 (93.1)
平成18年度	109.4 (98.9)	*7.48 (100.0)	1.40 (97.2)
平成19年度	113.3 (102.4)	*6.90 (92.2)	1.34 (93.1)
平成20年度	113.7 (102.8)	*6.75 (90.2)	1.19 (82.6)
平成21年度	113.7 (102.8)	*6.57 (87.8)	1.26 (87.5)
平成22年度	115.2 (104.2)	*6.28 (84.0)	1.31 (91.0)

()内は平成15年度を100とした指数

* 平成17年度途中から、ボイラーに使用する燃料を重油からガスに変更したため、平成18年度を基準年として、指数100とします。

その他、市役所としてはマイカー通勤から公共交通機関への切り替え、アイドリングストップ運動、ノーカーデー、低公害車の導入など、燃料の節約による省エネルギーの取組も行っています。

●省エネルギー等の利用促進

＜建築住宅課＞

鎌倉市では、新設・改修工事において、LED照明器具の使用、廊下・トイレの照明を人感センサーにより点灯及び、節水器具（節水型便器、自動水洗等）の採用等、環境負荷の低減を考慮した設計に心がけ、省エネルギー製品を積極的に採用しています。

(2) 家庭における省エネルギーの推進

●省エネルギーの普及啓発

＜市民・事業者＞＜環境政策課＞

鎌倉市では平成20年3月に「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、同計画を推進するため市民、事業者、環境保全団体の各主体で構成された「かまくら環境保全推進会議」のエコライフ認識プロジェクトにおいて省エネルギーを含めた地球温暖化対策の取組の重要性の認識を高めるため、緑のカーテン設置による省エネ対策のためのゴーヤ苗無料配布や広報紙やホームページなどによる情報提供、イベント、展示会、映画会、環境学習等による普及啓発を行いました。

（３） 再生可能エネルギー等の導入

再生可能エネルギー等とは、太陽、風力、バイオマス、水力、地熱、海洋資源などから生成される「再生可能エネルギー」のうち、その普及のために支援を必要とするものを指します。地球温暖化の原因になる二酸化炭素の排出抑制のため、「省エネルギー」対策と平行して「再生可能エネルギー等」の導入を進めていくことも重要です。

長期的な視点で見た場合、再生可能エネルギー等の導入による環境負荷の低減が期待されますが、他のエネルギーと比較してコストが高く、しかも太陽、風力などは自然条件に左右されます。今後、導入や利用等を促進させるため、技術開発や普及のための取組が進められています。

●住宅用太陽光発電システム設置費の補助

＜環境政策課＞

平成21年度から、地球温暖化の防止に向けて、再生可能エネルギー等の有効利用を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する方へ、設置費用の一部を補助する制度を設けています。平成22年度は、市内の住宅用太陽光発電システム設置する世帯43件に補助しました。

表6-16 住宅用太陽光発電システム設置費補助件数

	平成21年度	平成22年度
件数（件）	62	43

●市施設における再生可能エネルギー等の導入

＜環境政策課＞

市の施設では、表6-17及び表6-18、表6-19のとおり、廃棄物エネルギーや新設の施設を中心に太陽光・熱を有効利用するための設備を導入しています。

表 6-17 廃棄物エネルギー導入施設

施 設 名	設 備	導入時期
名越クリーンセンター	施設内給湯	昭和58年2月

表 6-18 再生可能エネルギー等（太陽光発電）導入施設

施 設 名	発電容量	平成22年度の 発電量	設備	導入時期
山崎中央公園	18W	—	外灯 1基	平成8年1月
市営諏訪ガ谷ハイツ	90W	—	外灯 5基	平成8年1月
玉縄小学校	20kW	22,100kWh	校内照明	平成8年3月
笛田リサイクルセンター	4kW	4,663kWh	系統照明	平成9年2月
たまなわ交流センター	9kW	5,451kWh	館内電力	平成10年5月
深沢中学校	10kW	11,389kWh	校内電力	平成22年3月
防災備蓄倉庫	約60W	—	倉庫内換気・照明	平成22年1月
第二中学校	3.3kW	—	校内電力	平成23年2月

表 6-19 再生可能エネルギー等（太陽熱）導入施設

施設名	設備	導入時期
今泉さわやかセンター	太陽熱利用（給湯）	昭和62年3月
大船保育園	太陽熱利用（給湯）	平成8年11月
笛田リサイクルセンター	太陽熱利用（給湯・暖房）	平成9年2月
たまなわ交流センター	太陽熱利用（給湯）	平成10年5月
御成小学校	太陽熱利用（暖房）	平成10年3月
腰越行政センター	太陽熱利用（暖房）	平成11年2月

●「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設」の整備

＜環境施設課＞

市では平成20年11月に市民、事業者にごみを分別していただき資源化する施設として山崎浄化センター用地内に下水汚泥とごみ等を混合してメタン醗酵し、エネルギーを回収する「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設」を整備することを決定しましたが、平成23年1月20日に山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設を整備しないで、ごみを減量・資源化する方策を決定しました。

この方策に沿って、環境部内において事業ごとの推進体制を確立し取り組みを開始したところです。

第7章 環境教育の推進

1 環境教育（目標の項目⑮）

目標：環境保全の重要性を認識し、自ら意欲的に行動し、活動の場を広げたいけるよう、体系的な環境教育を推進します。

◆目標達成するための指標

環境教育推進計画の策定・計画の実施

持続可能な社会を構築していくためには、すべての人が様々な場所で環境保全に向けた実効性のある取組を実践することが必要であり、このためにはすべての人を対象とした環境教育の充実が不可欠であることから、平成15年に環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）が制定されました。

自然的環境と歴史的環境に恵まれた本市では、環境に対する市民の意識が高く、幅広い分野で市民による自発的な環境保全活動が行われています。

今後は、地域の身近な環境に関する環境教育を推進するとともに、地球温暖化問題など地球環境を視野に入れた環境教育について充実を図るほか、省エネルギー・再生可能エネルギー等普及のための様々な情報の提供や啓発活動を行うことが求められます。

そこで本市では、平成19年12月に「鎌倉市環境教育推進計画」を策定し、学校等へ環境に関する専門的な知識を有する環境教育アドバイザーを派遣するなど、環境に関する講習会を実施し環境教育の推進を図っています。

（１） 環境教育をする場、素材の整備

●環境教育素材の作成

＜環境政策課＞

7月から9月までの3ヶ月間、ガスと電気の二酸化炭素排出量を前年と比較し、省エネ・光熱費削減にチャレンジする「鎌倉市チャレンジ環境家計簿」をイベントなどで配布、環境政策課窓口に配架しています。併せて出前授業や環境学習会で使用し、地球温暖化対策の普及啓発を図っています。

●生涯学習ガイドブック

＜生涯学習課＞

毎年発行している「生涯学習ガイドブック」には、いつでも、どこでも、だれでも、気軽に、どんなことでも学べるように、講座・催し物、自主学習グループ・サークル、生涯学習指導者などの情報が掲載されています。また、この生涯学習ガイドブックでは、自然や環境の分野にかかわりのある講座・催し物・グループ等の情報についても紹介しています。

●教育資料の刊行

＜教育センター＞

学校における副読本など、環境分野の教材の充実に努めています。小学校3・4年生社会科学習用副読本「かまくら」や中学校社会科学習用副読本「私たちの鎌倉」、中学校理科学習用副読本「鎌倉の自然」において、市の環境政策の概要や市内に生息する動植物・地質などについて紹介しています。また、環境教育研究会では平成13年3月に総合的な学習の時間などで活用できる「かまくら環境教育ハンドブック」を作成しました。現在、様々な場面で活用されています。

●子ども酸性雨調査

＜環境保全課＞

子どもたちが調査を通じて大気環境の実態を学習し、大気保全の重要性を理解することを目指し、市内の小中学校等を対象に酸性雨調査を平成9年度から毎年実施しています。平成22年度は、22の小中学校等、828名が参加しました。

調査の結果、酸性雨のpHはここ数年横ばいの状況が続いています。児童・生徒たちからは、「実際に調査をすることによって、雨が酸性であることを確認できた」「大雨のときより、小雨のときのほうが酸性が強かった」などの感想が寄せられました。

酸性雨調査結果はパンフレットにまとめ、調査に参加していただいた生徒へ配布するなど環境学習の資料として使用しています。

表 7-1 子ども酸性雨調査参加者数とpH平均値

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
参加者数(人)	1,000	995	694	868	828
pH全校平均値	5.4	5.3	5.3	5.4	5.5



写真 7-1 酸性雨パンフレット

(2) 啓発の推進、環境教育の実践

●広報かまくら

<広報課>

市の情報提供媒体として、原則毎月2回発行している広報紙「広報かまくら」があります。平成22年度中の主な環境関連情報記事として、エコライフ鎌倉集計結果、環境保全の取り組み、まちを美しくするための取り組み、環境調査の結果、清掃施設の理化学検査結果、光化学スモッグの啓発、環境月間のお知らせ、リサイクル率5年連続全国1位、合併処理浄化槽の設置に補助金交付、太陽光発電の設置費に補助金交付、クリーンアップ鎌倉開催、地球温暖化対策、かまくらエコアクション報告書、大気・騒音・水質調査の結果などを掲載しました。

●環境ニュース

<資源循環課>

省資源への取組を推進し、循環型社会の形成に向けて、3Rの推進や地球温暖化対策などの情報を掲載し、年6回偶数月に通常号を、また、年1回特集号を発行しています。

●鎌倉ケーブルテレビ

<広報課>

鎌倉ケーブルテレビの「鎌倉市からのお知らせ」の中で、市の環境政策などの様々な情報について紹介しています。この鎌倉市からのお知らせの放映は、土曜日～金曜日を1サイクルとして1日4回、週28回です。

●かまくらFM

<広報課>

かまくらFMの「鎌倉市からのお知らせ」でも、市の環境政策などの様々な情報について放送しています。放送は月曜日～金曜日は1日6回、土・日曜日は1日2回です。

●市ホームページ (<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>)

<広報課>

インターネットを活用し、環境関連など様々な情報を発信しています。従来、紙媒体で提供していた情報から電子情報への切り替えによる紙資源の節減などを通じて循環型社会の形成に役立っています。

また、生活環境のページ (<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kurashi/seikatsu/index.html>) では、「鎌倉市の環境政策」、「かまくら環境白書」、「環境調査データ集」などのデータのほか、その時々環境トピックスも掲載しています。

なお、ごみ・リサイクルのページ (<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kurashi/gomi/index.html>) でも、「資源物とごみの分け方・出し方」などを掲載し、循環型社会の形成に向けて情報を公開しています。

●環境に関する図書館資料の充実

<中央図書館>

鎌倉市立図書館には、環境をテーマとした資料が2,943点(図書2,705点、雑誌204点、AV資料34点)(平成23年4月現在)あり、市民の環境学習を支援しています。

身近な自然環境や生活環境等に興味を持ち、環境保全に対する認識を深めたり、行動力等を身につけたりするという、いわゆる「生きる力」の育成に視点を置きながら、地球環境の問題や、リサイクル、ごみ問題などをテーマにして、市内小・中学校において、総合的な学習の時間での環境教育・学習の充実を図っています。また、私立学校、公立高等学校においても環境教育の推進を図っています。

表 7-2 公立小・中学校における環境教育の取組

学 校 名	内 容	学 年
第一小学校	ビオトープで活動しよう	全学年
	海とのふれあい	1～5年
	野山を歩こう	1～5年
	鎌倉を調べよう	6年
第二小学校	環境学習（分別収集と救援活動）	1～6年
	酸性雨調査	4年
	身近な地域（川探検）	3・4年
御成小学校	生物の飼育	3年
	季節の野菜や草花の栽培について	全学年
稲村ヶ崎小学校	稲・野菜の栽培	全学年
	生物の飼育（田んぼの生きもの）	1・2年
	牛乳パックリサイクル、ごみの分別	全学年
七里ガ浜小学校	生物の飼育、稲・植物の栽培と収穫	1・2・3・5・6年
	海を調べよう 環境を考える	4・5年
	広町の自然と触れ合う	1～4年
腰越小学校	稲・野菜・花の栽培	全学年
	海に学ぶ（ワカメの種付け、タイの稚魚の放流）	5年
	磯の学習（磯の生物）	2年
	海の学習	3年
	エコクッキング	5年
深沢小学校	稲・野菜・草花の栽培と収穫	1～5年
	環境学習（酸性雨について）	4・5年
	環境学習（ペットボトルのリサイクル）	6年

学 校 名	内 容	学 年
深沢小学校	生物の観察・飼育	1・2・3・5年
小坂小学校	稲作り体験	5年
	野菜の栽培・収穫	1・2・3年
	環境を考える（人と水と自然について）	4年
玉縄小学校	稲・野菜・花の栽培	全学年
	生き物の観察とふれあい	1・2・5年
山崎小学校	地域の自然観察・調査	4・5・6年
	稲・野菜の栽培	全学年
	生物の飼育	3・5年
	谷戸の学習	全学年
西鎌倉小学校	稲・野菜・花の栽培	1・2・5年
	食について理解する活動	全学年
	生物の飼育や観察	全学年
	環境学習（地域探検活動）	3・4年
	学校の身の回りでできるエコ活動	全学年
今泉小学校	土作りや草花、野菜の栽培 稲の栽培	全学年
	生物の観察や育成	1～3年
	地域探索	2～5年
富士塚小学校	牛乳パックリサイクル活動	全学年
	環境学習（酸性雨、水の調査）	4年
	鎌倉の自然を調べる	全学年
関谷小学校	稲・野菜・草花の栽培	全学年
	関谷川の調査	6年
	酸性雨調査	4年
大船小学校	稲・野菜・花の栽培 苗木作り	全学年
	環境学習（ごみ・上下水道について）	4年
植木小学校	稲・野菜の栽培	1・2・5・6年
	酸性雨調査	4年
	ごみの分別収集の学習 牛乳パックリサイクル	全学年
	学校花壇	全学年

学 校 名	内 容	学 年
第一中学校	環境学習（修学旅行で自然や環境保全の必要性について）	3年
	地域学習（自然や環境の保全、磯の観察）	1年
	和賀江島の清掃	全学年
第二中学校	グリーンコースの整備	全学年
	身近な自然環境の保全活動	1・3年
	作物の栽培（畑づくり）	1年
御成中学校	自然体験プログラム（谷戸の草刈り、湿地復元作業）	1年
	さつまいも栽培、学校林の手入れ	1年
	環境学習（出前授業・鎌倉の自然環境）、南斜面の整備	2年
	自治体の環境への取組 海岸清掃	3年
	緑のカーテン	全学年
腰越中学校	作物の栽培・収穫	1年
	自然体験学習（環境比較）	2・3年
深沢中学校	校地緑化活動	全学年
手広中学校	環境問題学習（浄化センター・クリーンセンター見学）	1年
	地域清掃活動	全学年
	学校緑化・緑のボランティア	全学年
大船中学校	地域学習（環境についての調査活動）	1年
玉縄中学校	環境をテーマとした緑地保全、谷戸の環境観察、リサイクル・リユース学習	1・3年
	植栽の剪定	1・2年
岩瀬中学校	地域の自然環境をテーマとした調べ学習	2・3年
	自然学習（里山の保全活動）	3年
	植樹の講話	1・2年

私立学校における環境教育の取組

学 校 名	鎌倉学園中学校高等学校	代表者	竹内 博之
取組状況 本校ではゴミの分別を生徒にしっかりと実施してもらうために、入学時にゴミ問題についてホームルームの時間を使用して話をしています。また、国語や理科の時間に授業と関連づけて地球の温暖化、環境破壊といった内容の教育ビデオを見せて生徒たちが環境問題に関心を持つことも行っています。体験学習としては中学1年生と中学2年生で6月の海開き前に材木座と由比ヶ浜の海岸清掃を実施しています。また、中学生では年に数回クラス単位で道德教育も兼ねて北鎌倉駅周辺の通学路清掃を実施しています。生徒たちにいかに多くのゴミが捨てられているかを知ってもらうとともに、自分たちはゴミを捨てないという意識を持ってもらおうと思っています。そのほか、環境問題に関心を持ってもらうために中学生に長期休暇中の課題として美化に関するポスターの作成を課したり、国語の宿題として「環境問題」に関する作文を書かせることもしています。高校生では2年前に発足したインターアクト同好会が、ボランティア活動の一環として通学路や鎌倉の街の清掃などを実施しています。			

学 校 名	北鎌倉女子学園	代表者	又木 正登
取組状況 鎌倉三大緑地のひとつである台峯緑地に囲まれ、自然に恵まれた本校では、中学1年生を中心として、その豊かな自然を利用して環境教育を行っています。まず、中学1年生時に学習する理科2分野の「身近な植物の観察」を学校周辺野外にて行います。近頃の子どもたちにとっては珍しい様々な「雑草」を観察することができます。また夏には野辺山合宿を行い、登山を通して北鎌倉とは大きく異なった自然に接しています。そして学年末には「北鎌倉の景観を後世に伝える基金」のボランティアの方々に講師をお願いして、北鎌倉山歩きを行います。耕地から自然に戻った様子を実際に見ることができます。こうして一年を通して自然本来の姿を理解し、人間と自然の共存を学ぶ機会としています。他に中学3年生が水質調査（COD）を学校周辺の野外、小袋谷川にて行います。また科学部では、環境保全課で主催している酸性雨調査に毎年参加しています。高校3年生が学園内の芝地の植生調査を行っています。			
   			

学 校 名	鎌倉女子大学中・高等部	代表者	部長 山下 和久
取組状況 鎌倉女子大学中・高等部では、学校農園を活用した環境教育を行っています。22年度は、農園で育てた作物を自分たちで調理して食べることにくわえ、学園祭では農園で採れたサツマイモを使ったダイダイモ販売を行いました。 作物は無農薬で育てており、木酢液で虫除けを行っています。また、化学肥料をできるだけ使わないために、イチョウの葉を肥料として土に混ぜる取り組みもしました。イチョウは毎年秋に美しく学園を彩りますが、落ち葉の処理に困っているところでした。 22年度は、作物が全体的に不作でした。気候や土壌の影響が考えられますが、このように農作物は環境に大きく影響を受け、いつも豊作というわけにはいかないことを学ばせる機会となりました。 イネ、サツマイモ、ジャガイモ、ラディッシュ、ヒマワリ、チンゲンサイ、カブ、ミズナなど、多様なものの栽培に挑戦しました。			
 カブを使った調理実習  ジャガイモの収穫・調理  チンゲンサイ・ミズナ			
 イチョウの葉を肥料に  6月の農園の様子			

学 校 名	鎌倉女学院中・高等学校	代表者	錦 昭江
取組状況 中1 「富士五湖周辺自然観察」で、2泊3日で次のような研修を行い、環境学の基礎として、自然に関心を持ってもらいました。 第1日 ・ 富士湧水の里水族館にてワークシートを用いた淡水魚の観察 ・ インストラクターの解説を聞きながら、青木ヶ原樹海ウォーク 第2日 ・ ペットボトルを使って山中湖の生物を採集 ・ 山中湖畔に落ちている釣り糸の回収 ・ 山中湖をきれいにするための方法について話し合い、班ごとに発表 第3日 ・ 山梨県環境科学研究所及び生物多様性センターの見学 中3 「環境」という授業を1年間行い、環境問題について班ごとに調べ、次のようなテーマで発表してもらいました。 ・ ゴミとリサイクル ・ エネルギー問題 ・ 地球温暖化 等 高2 4泊5日の「フィールドワーク沖縄研修」で、事前のリサーチや事後のレポート提出を通して、沖縄の自然や環境問題について学びました。 ・ 事前リサーチでは、授業や書籍、インターネットで沖縄の環境問題について学びました。 ・ 4泊5日の研修ではマングローブの観察や海洋生物の観察を通して沖縄の自然を体験的に学びました。 ・ 事後のレポートでは、さんご礁の被害など海洋生物の問題について報告しました。 高3 英会話の授業の中で、4技能を使いながら、リサーチ、ディベート、プレゼンテーションを通して世界の環境問題に関するプロジェクトに取り組みました。 中学生 次の「土曜講座」で自然観察の仕方を学びました。 ・ 「ビーチコーミング」では、材木座海岸の漂流物を観察 ・ 「バードウォッチング」では、鎌倉八幡宮周辺の鳥の観察			

公立高等学校における環境教育の取組

学 校 名	神奈川県立大船高等学校	代表者	校長 佐藤 信行
取組状況 創立29年目の大船高等学校は、緑豊かな野鳥の声の響く高野台にあり、目の前に朝焼け・夕焼けに染まる富士山を堪能できる、本当に環境のよい学校です。そんな本校における環境教育に関する様々な取り組みの中から、3点を紹介します。 ○ 新聞委員会における環境に関する連載「緑特集」は31回目をむかえました！ 今年も高等学校文化連盟全国大会に参加する大船高等学校新聞委員会は、ずっと以前から環境に関する記事を掲載し続けており、昨年10月15日号で「緑特集」は31回目となりました。第98号(緑特集31弾)では、「循環する自然～鎌倉の水から見る緑～」と題して、六国見山を中心とした北鎌倉の自然環境の保全と、湧き水を使った地ビールの売り上げの一部を寄付して北鎌倉の町の活性化に取り組んでいるボランティア団体である「湧き水ネットワーク」、県民参加の森林づくりをおこなっている「かながわトラストみどり財団」、鎌倉のおいしくて安全な水道水を守る「鎌倉水道営業所」の方々に取材をさせていただき、活動を紹介しています。さらに「記者の眼」というコラムを通じ、鎌倉市において緑と水の循環を守っている人々の努力に敬意を表しています。このように、最低でも年1回は環境に関する特集記事を書いている新聞委員会の活動は、大船高校生が環境問題に関する意識を高めることに一役かっています。 ○ ゴミの分別とエコキャップ運動に生徒が熱心に取り組んでいます！ 大船高校生徒会組織の一つである美化委員会は、校内のゴミの分別の徹底や自動販売機の容器回収はもとより、「エコキャップ運動」を熱心にすすめています。平成23年4月28日には24,000個(60キログラム)のエコキャップを回収しNPO法人に寄付しました。今までの累計数は60,800個で、これまでに479キログラムのCO2の削減に協力し、76人分のポリオワクチンを寄付できたこととなります。大船高校の生徒のボランティア意識は高く、今回の東北大地震の際にも、自分たちでできることはないかと考えた有志が自主的に動いて大船駅頭に立ち続け、1,000万円を超える募金を集めました。 ○ 家庭科の授業における環境教育を紹介します！ 1年次には夏休みに全生徒が自らの生活の中に課題を見つけ、解決に取り組む「ホームプロジェクト」を行っていますが、今年の夏も環境に関するテーマが多く見られました。例えば「重曹と酢で風呂掃除」「エアコンを使わずに夏を涼しく過ごす方法」「ぜったいにムダにしないエコおかず大作戦」「我が家の節水生活」などです。お互いに発表しあうことで、知識や体験を共有し、環境問題への意識を高めあうことができました。 2年次には食生活の分野を中心に学習していますが、「食材の選び方・ムダのない活用法」「ゴミの減量・分別」「省エネ」等の勉強をしっかりおこなっています。			
 第98号(緑特集31弾)「循環する自然～鎌倉の水から見る緑～」			

学 校 名	神奈川県立鎌倉高等学校	代表者	校長 林 誠之介
取組状況 1) 国語科 ① 1年生の夏休みの課題で、中央大学の「地球環境論文賞」に入選、佳作各1名。 ② 現代文の授業などで環境問題に関連した項目について、随時ふれました。 2) 社会 現代社会＜現代に生きる私たちの課題＞ ○地球環境問題 ① 地球環境問題の現状と相互関係・・・地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、砂漠化 ② 環境問題への国際的な取り組み・・・人間環境宣言、持続可能な開発、地球温暖化防止京都議定書 ③ 次世代に繋げたい環境・・・ラムサール条約、世界遺産条約、ナショナルトラスト運動など ○資源・エネルギー問題 ① 限りある資源・・・エネルギー資源の利用 ② 新エネルギー・・・「環境にやさしい」クリーンエネルギー ③ 循環型社会に向けて・・・3R→5R環境型社会形成推進基本法、個別リサイクル法など ④ 身近な問題から世界環境問題について現状を理解させ、先進国や途上国の主張の違いを踏まえながら環境に対する世界的取り組みや自分たちにできることを考えました。 政治・経済＜日本国憲法の基本原理「基本的人権の保障」＞ ① しい人権・・・環境について訴訟問題の判例を取りあげ考察しました。 ＜現代社会の仕組み＞ ① 企業の活動・・・現代の企業がISO14001の取得や環境にも配慮していることを学ばせました。 ② 企業の社会的責任・・・CSRとして環境保護活動や環境配慮型商品の生産をしていることを具体例をあげ理解しました。 ＜市場経済の機能と限界＞ ① 市場の失敗・・・公害が外部不経済の典型であることを理解させ、社会的費用をどのように負担すべきかを考察させました。 3) 理科 生物ⅠⅡ＜生態系の保全＞ ① 授業の中で「環境問題」に関するビデオを見て、各自の考えをまとめ関心を高めました。 ② 「earth」担当クラス2時間程度実施 化学Ⅰ＜酸・塩基＞ ① 性雨についての説明、身近な物質のpHの例を挙げ、酸性雨について学びました。 4) 英語 環境に関連した教材から環境問題を身近な問題として捉えました。 英語Ⅰ＜Living with Chimpanzees＞ ① 霊長類学者ジェーン・グドール氏へのインタビューという形式を取り、若者に環境保全の大切さを訴えかけています。 ② グドール氏が創設した教育プログラム「Roots & Shoots」等の紹介を通じて、野生動物を守る運動や地域社会に貢献する活動を学びました。			

英語Ⅱ＜Tuvalu-Disappearing Islands＞

- ①赤道直下にある島国ツバルが、海の中に沈んで消滅する危機にあることを学ぶことにより、深刻化している「地球温暖化問題」に取り組みました。
- ②先進工業国の日常的な人間の活動が、温暖化の一因と考えられることを学び、ツバルの人々は、国民全員が移住しなければならない事態にまで深刻化している問題を少しでも改善していくためには、一人ひとりが毎日できること・・・ゴミを減らす等の努力が必要だと確認しました。

英語Ⅲ＜The Ancient Trees of Yakushima＞

- ①屋久島杉の原生林が天然記念物に指定され屋久島の保護が開始されました。
- ②「環境文化村構想」を通して環境学習に力を入れました。

5) 保健・体育

環境と健康＜地球環境を守るための私たちができる具体的な対策＞

- ①光化学大気汚染の発生するメカニズム・人体への影響
 - ・運動時、外出時の対策
 - ②水質汚濁（食物連鎖と生物濃縮）ビデオ学習
 - ・生活の水質は？ 地域の生活排水は？
 - ③土壌汚染の人間への影響を調査学習しレポートにまとめ発表しました。
 - ④産業廃棄物処理の流れと神奈川県の実態
- ※地球保健保全貢献度チェックを行い、環境保全について考えました。

6) 家庭科（家庭科基礎）

- ①資源を生かす
自分たちの生活が環境に及ぼす影響を考え、自覚させ、未来の生活環境を守るために、今できることを考えさせ発表しました。
- ②衣生活を営む
衣生活の計画について・・・衣服のリサイクル、リデュースを考えました。
- ③食生活を営む
家族の食事計画や調理について・・・生ゴミ、廃棄物を少なくする計画的な買い物や、生ゴミの処理について考えレポートにまとめました。

●環境教育の人材派遣

＜環境政策課＞

平成19年4月1日に体系的な環境教育の推進を図るため、学校等の環境教育の場へ環境に関する専門的な知識を有する又は活動経験を有する環境教育アドバイザーを派遣する制度を創設しました。平成22年度は、市内の小中学校、その他の団体に延べ25回環境教育アドバイザー等を200人派遣しました。

表7-3 環境教育の人材派遣実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
回数 (回)	18	29	25	25
派遣人数 (人)	101	208	189	200

●環境出前講座

＜環境政策課＞

主に小中学校からの要望に基づく環境出前講座を実施しました。講師は市職員と事業者で、平成22年度は10回開催し、受講者数は合計802人でした。

平成22年度は表7-4、表7-5のとおり実施しました。

表7-4 環境出前講座実績

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
回数 (回)	17	16	14	22	7	10
受講者数 (人)	1,049	756	774	1,242	475	802

表7-5 環境出前講座 平成22年度の内訳

No.	月日	対象者	人数	場所	内容
1	6月11日	腰越小学校4年生	68	腰越小学校	酸性雨、地球温暖化、電気自動車について
2	6月11日	御成中学校科学部・ボランティア部	40	御成中学校	酸性雨、地球温暖化、電気自動車について
3	6月17日	関谷小学校4年生	77	関谷小学校	酸性雨、地球温暖化、電気自動車について
4	6月18日	西鎌倉小学校4年生	102	腰越行政センター裏 神戸川	水生生物調査
5	6月29日	御成中学校	121	御成中学校	鎌倉の環境 水・大気・音・地球温暖化
6	7月13日	西鎌倉小学校4年生	120	西鎌倉小学校	酸性雨、地球温暖化、電気自動車について
7	7月27日	社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会	7	福祉センター	かまくらエコアクション21について
8	10月6日	西鎌倉小学校4年生	103	西鎌倉小学校	ごみと3R、地球温暖化について
9	10月28日	大船中学校1年生	150	レイウエル鎌倉	ごみと3R、地球温暖化について

10	10月29日	かまくら食育クラブ員	14	玉縄学習センター	鎌倉市における環境への取組（家計にやさしいエコライフ）
合計			802		

●かまくら食育クラブ員養成講座

＜市民健康課・環境政策課＞

「かまくら食育クラブ員養成講座」（地域で鎌倉の食育を推進するボランティアを養成する講座）において、食を通して環境を考える単位を設けています。

この中で「食の3Rを考える」と題した講話や環境に配慮した調理実習を行い、併せて環境政策課職員が地球温暖化の現状やその対策などについて話し、省エネ行動・環境にやさしい生活の普及啓発を行いました。

●「収穫まつり」における環境保全、地産地消PR活動

＜資源循環課・市民健康課＞

毎日の生活の中で、ごみダイエットや省エネ行動などを心がけることで、鎌倉にも、地球にも、そして、体にも優しい環境づくりを考えていただくことを目的とするPR事業として「からだ元気・かまくら元気・地球元気 in 収穫まつり」のブースを設置しました。（秋の収穫まつり実行委員会主催 「収穫まつり」会場・大船中学校） また、かまくら食育クラブ（地域で鎌倉の食育を推進するボランティアのネットワーク）の協力で、鎌倉で育った農作物（関谷で収穫したさつま芋）を利用したメニューの提供を行い、地産地消をPRしました。

●鎌倉市職員の環境教育

＜環境政策課＞

市では、環境保全に関する職員の資質を高めるため研修等を実施しています。平成22年度は表7-6のとおり実施しました。

表7-6 エコアクション事務局により実施した環境保全に関する研修

研修等の名称	対象・参加人数	内容
平成22年度鎌倉市役所エコアクション21環境監査員、実行推進員研修会	環境監査員 実行推進員 20 名	鎌倉市役所エコアクション21環境監査について
鎌倉市学校事務研修協議会研修会	鎌倉市学校事務 研修協議会委員 20 名	グリーン購入と鎌倉エコアクション21について
不要紙類分別	実行推進員 36 名	不要紙類分別回収業務を体験

●環境保全に関する作品コンクール

＜環境保全課・みどり課・下水道課＞

夏休みの自由研究として、平成7年度から毎年、市内の小学校4～6年生と中学生を対象に環境保全に関するポスターの「作品コンクール」を実施しています。

平成22年度は「緑」（小学生4～6学年、中学生対象）と「まちの美化」（中学生対象）という二つのテー

マで実施しました。応募作品（ポスター）は、緑に関するものが275点、まちの美化に関するものが270点で、その中から「美化」では、36点、「緑」では40点が優秀作品として選ばれました。

小中学生及び一般の方を対象に9月10日の「下水道の日」にちなみ、(社)日本下水道協会及び(株)日本水道新聞社主催で、「下水道いろいろコンクール」が実施されました。

●環境保全関連講座の開催

＜生涯学習課・青少年課＞

市民や青少年を対象に、環境保全に関心を持ってもらうため、表7-7のとおり講座を開催しました。

表 7-7 環境保全関連講座開催状況

講座名	開催期日・主催	参加者数
身近なのに意外と知られていない 海のこと	平成22年11月13日(土) 鎌倉生涯学習センター	12人
中高年者の登山の楽しみ方	平成22年9月14日(火) 腰越学習センター	57人
市民大学・土曜講座 (環境問題特集)	平成22年11月20日(土)・27日(土)・12月4日(土) 11日(土)・18日(土) 腰越学習センター	86人
地球環境もエネルギーも私たちの 問題です	平成22年5月8日(土)・15日(土)・22日(土)・29 日(土) 深沢学習センター	92人
身近な自然：パートⅠ植物編・ パートⅡ野鳥編	平成22年6月11日(金)・25日(金) 深沢学習センター	47人
エコと電気のお話	平成22年8月4日(水)・18日(水) 大船学習センター	14人
Eco Peopleになろう	平成22年12月7日(火)・14日(火)・21日(火) 大船学習センター	56人
「冬の星座と私たちのいる宇宙」	平成23年2月17日(木)・24日(木) 大船学習センター	304人
宇宙の話 はやぶさの見たものは	平成23年2月19日(土) 玉縄学習センター	23人
こどもの科学「海洋教室」	平成22年6月5日(土) 玉縄青少年会館	29人
こどもの科学「電気教室」	平成22年6月6日(日) 玉縄青少年会館	22人
たのしい暮らしの教室「世界」	平成23年1月29日(土) 玉縄青少年会館	12人
たのしい暮らしの教室「くらしの水」	平成23年3月5日(土) 玉縄青少年会館	13人
子ども科学教室「エネルギー教室」	平成22年5月22日(土) 鎌倉青少年会館	26人
子ども科学教室「電気教室」	平成22年5月23日(日) 鎌倉青少年会館	19人

●消費生活移動教室・消費生活講座の開催

＜市民活動課＞

身近な生活知識（食の安全、住生活、金融商品の知識など）をテーマに取り上げて、学習の場を提供しています。平成22年度に開催した環境問題に関連した教室等の状況は表7-8のとおりです。

表 7-8 移動教室・消費生活講座の概要（環境問題関連）

講座名	内 容	参加者
夏休み子ども教室 実験してみよう！台所排水の環境への 影響・飲み物の甘さ	ジュース、菓子などに含まれている糖分を実験に よって確認し、また、排水への影響などを学ぶ	42人

●こどもエコクラブ

＜市民・事業者＞ ＜環境保全課＞

次世代を担う子どもたちに対する環境保全活動・学習の場として、平成7年度から環境省が主唱して都道府県や市町村との連携で始まった「こどもエコクラブ」があります。こどもエコクラブは、子どもたちが自発的に楽しく継続的な活動を行うことを目的としています。

なお、市内のクラブ数は、表7-9のとおりです。

表 7-9 こどもエコクラブ登録数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
クラブ数	3	3	3	4
メンバー数	140人	138人	204人	137人

（3） 各主体の連携

「環境共生都市の創造」に向けた具体的な目標を達成していくためには、市民、事業者、滞在者、市のそれぞれが環境に関心を持ち、環境に対する自らの責任と役割を理解することが重要です。市民団体等の協力を得て、環境教育・学習を推進するとともに、自発的な環境保全行動の取組を活性化し、その活動を広げ、地域社会全体に定着させていかなければなりません。

●環境保全団体活動に対する支援

＜環境保全課＞

市では、市内の環境保全団体の自発的な活動を促進するための支援策として、環境保全に関する学習会等を行う場合に講師を派遣する助成のほか、活動における通信費の負担を軽くし、より多くの環境保全情報を提供するため、環境保全団体の会員の方への会報などを郵送する通信助成を行っています。さらに、環境保全団体が実施する催しについての後援も行っています。後援の内容は、後援名義の使用承認、催しの施設提供、「広報かまくら」への掲載及び必要な電話の取次ぎなどです。なお、これまでの実施状況は表7-10のとおりです。

表 7-10 環境保全団体に対する支援の実施状況

項目 年 度	通信助成		講師派遣助成		後 援	
	団体数	支援実績	団体数	支援実績	団体数	支援実績
平成20年度	6	1,134通	2	2回	5	6回
平成21年度	5	1,201通	2	2回	4	8回
平成22年度	6	990通	2	2回	3	5回

●市内環境保全団体等の活動状況

＜市民・事業者＞

市内には、自然保護、美化、環境教育など環境保全に関する様々な活動を行っている市民団体があります。これらの団体から平成22年度の活動内容を報告してもらい、原文のまま掲載しました。（五十音順）

団体名	鎌倉を美しくする会	会員数	28名	代表者	高田晶子さん
活動目的	散乱ごみゼロとベンチで憩う美しいまちづくり				
【活動の内容】					
落書き・貼り紙防止：消去及び除去活動					
➢ 通年町中の落書き・貼り紙をチェックし担当課に報告及び情報提供					
※ 通年パトロール。平成21年度から鎌倉市と「落書きのないまちづくり」相互提案協働事業に参加し、当会の市内巡回活動も多大な貢献をしています。前年度比3割減りました。					
※ 平成15年度違反屋外広告物除却協力員制度が発足し当時8,600枚/年だった違反広告が、平成22年324枚/年となり街中を見続ける大切さを実感しています。					
展示・研修等					
➢ 「日本を美しくする会 in 神奈川」参加。トイレ清掃シンポジウムと実践					
➢ 市民活動の日フェスティバル・パネル展示「定額給付金を活かした幸せベンチがやってきた」支援者の善意を紹介					
➢ 「屋外広告の日鎌倉駅東口界隈キャンペーン」都市景観課主催。当会協力員3人参加					
➢ 第12回アダプト・プログラムシンポジウム参加					
散乱ごみ防止・清掃活動					
➢ 5月連休（5/3、4、5）若宮大路とその周辺					
➢ 正月三が日若宮大路とその周辺啓発清掃					
➢ 花火大会散乱防止啓発活動					
➢ 通年 バス停ベンチ設置周辺の見回り、清掃と管理					
➢ 通年 古館橋バス停花壇の手入れ など					
➢ 通年 大船駅笠間口周辺の清掃と除草					
➢ 通年 大船駅周辺まちみがき（貼り紙痕の除去清掃）					
➢ 鎌倉学園活動/鎌倉駅前土剝がし清掃サポート					
ベンチ維持活動・ステッカーの更新張替え					
➢ 昨年度から設置したベンチのメンテナンスを始めました。2010年度は27台のベンチを対象の支援金を募り、ステッカーの素材をアルミニウムにグレードアップし表面磨き清掃を行い、5年経過したとは思えないほどきれいになりました。この活動も多くの方の善意の支援があつてのことです。					
特記事項					
○「鎌倉を美しくする会」の活動を卒論のテーマにした立教大学生の佐藤さんから、装丁した冊子の贈呈がありました。					
○県立鎌倉高校で講演「落書きのないまちづくり」落書き発見隊誕生 「落書き防止」関連記事掲載 9/2 毎日新聞					
○C. O. P（海岸清掃をしている仲間）20周年パーティーご招待出席					
○川崎市立平小学校先生 学習教材のため当会取材					
○ベンチ維持活動支援者：高知市の方から支援がありました。（当会Webを見たとのこと）					

団体名	鎌倉を楽しくする会	会員数	70名	代表者	伊藤泰三郎さん	
活動目的	「鎌倉の歴史を背にしてボランティア」とのキャッチフレーズに鎌倉の歴史的な場所で文化探求をしながら、まちの散乱ゴミを拾い、街の美化活動を13年継続的に行っている。					
【活動内容】						
鎌倉の歴史は、鎌倉幕府がスタート。しかし都市景観は京都・奈良に大きく遅れをとっている。街の散乱ゴミを拾っても追いつけない。街の構造改革をしないと世界遺産はおぼつかない！道路の無用な構造物を撤去しよう！ガードレール・鉄柱・石柱・電柱・鉄蓋・記念ポール・金網等。						
活動日	活動場所	活 動 内 容	参加者数	ゴミ拾い実績 (リットル)		
				燃えるゴミ	ビン・缶	その他
平成22年 4月19日 (月)	夫婦池散策と等覚寺の法話	夫婦池から二手に分かれ深沢支所までゴミ拾い。等覚寺は「やすんば」と呼ばれた休み場だった。	17名	25 リットル	少々	少々
5月14日 (金)	光徳寺	ご本尊の阿弥陀三尊像は元国宝、今は重文。時宗の修行僧と最高位僧は灰色の法衣。	11名	25 リットル	少々	少々
6月16日 (火)	光明寺	大谷上人の法話。来年は法然上人の800年大遠忌。法然共生…良い年に。	10名	—	—	雨天
7月21日 (水)	山崎浄化センター	猛暑日！柏尾川沿いのゴミ拾い。所長と松村さんから「下水道に歴史、汚水処理の行程」など説明を頂きながら現地見学。	13名	100 リットル	20リットル	10
8月9日 (月)	鶴岡八幡宮ぼんぼりまつり夕方境内集合	昭和13年から続く、内外の文化人による夏の風物詩。今年は若い方から外国人の出品も多い。鑑賞後、小町通の居酒屋で納涼祭。	11名	—	—	—
10月6日 (水)	浄楽寺	芦名の浄楽寺と前田川、秋谷海岸散策。浄楽寺では運慶作の重要文化財（非公開）5を拝観。辻井善弥氏の説明。前島密の墓参拝。	17名	20 リットル	5 リットル	5 リットル
平成23年 1月12日 (水)	浄妙寺・報国寺	若宮大路から鶴岡八幡宮経由、金沢街道を歌の橋までゴミ拾い。浄妙寺では枯山水の庭を眺めながらお抹茶を戴く。	17名	20 リットル	5 リットル	5 リットル
3月22日 (火)	龍口寺の輪番寺を廻る	日蓮宗龍口寺の輪番寺8ヶ寺を廻る。何れも綺麗に整備され気持ちが良い！常立寺はモンゴルから来日の名士が参拝している。	10名	20 リットル	10 リットル	5 リットル
3月23日 (水)	江ノ島の児玉神社	山本白鳥宮司の講話。「日露戦争を勝利に導いた将軍・台湾提督として台湾近代化に貢献、台湾からの貢物が多い。	14名	250 リットル	50 リットル	20 リットル
ゴミ回収実績			合計595リットル	460 リットル	90 リットル	45 リットル
年間活動日数 9日 延べ活動人員 120人 ※他にまち美化クリーンデー参加がある。						
＜ひとこと＞（各月のボランティア企画は企画委員の自主的な提案をベースにしている。）						
① 東鑑・源平盛衰記など鎌倉の歴史的資料は豊富である。しかし、横浜西部・葉山・逗子・藤沢など旧鎌倉郡を含めた景観づくり活動が肝要。						
② 世界遺産登録には、社寺以外の民間建物、公的インフラ、まち全体の景観改造が必需。						

団体名	鎌倉自主探鳥会グループ	会員数	142名	代表者	岩田晴夫さん
活動目的	自然観察、自然保護、水質・動植物調査、環境教育、エコアップ作業、政策提言				

【活動の内容】

私達は、(財)日本野鳥の会・神奈川支部の趣旨に基づき、野鳥を通じて自然に親しむと共に、自然の保護と住環境のアメニティーの向上をはかることを目的として活動を実施しています。

- ① 一般市民対象の定例自然観察会「鎌倉自主探鳥会」を毎月2回実施。
自然観察の精神と方法の普及、自然観察会リーダーの養成、地域的な自然保護活動の促進、都市公園と緑地のエコアップ(生息環境向上)を図ること等が目的です。コースの途中、佐助川の清掃・エコアップ・水質と水生生物調査、佐助稲荷のエコアップ(1993年5月～)、源氏山公園の野鳥用水場の清掃、台峯緑地と鎌倉中央公園の動植物調査やエコアップ(1993年5月～)等の作業を実施。
- ② 源氏山公園の野鳥誘致施設の管理(1984～)。
- ③ 鎌倉市傷病鳥獣保護搬送システムへの協力を委託されています(1993～)。
- ④ 平成6年以降、鎌倉市から鎌倉市緑のレンジャー(ジュニア)指導員の委嘱を受け、鎌倉市緑のレンジャー(ジュニア)の活動を年間10回指導。
- ⑤ 鎌倉市道水路管理課から道路・河川維持管理協力員の委嘱を受ける(1997～)。
佐助川のエコアップ活動・水質調査・水生生物調査・清掃・草刈り等を実施しています。
- ⑥ 鎌倉中央公園の管理運営協力団体として、鎌倉中央公園の管理に対し、既存の野生動植物ができるだけ保全されるように、基礎データを提供すると共に、具体的な方法を提示し、エコアップ作業と環境モニタリング調査を実施。
- ⑦ 教養センターの「バードウォッチング」講座の講師。
- ⑧ 「鎌倉の海岸動植物の生息分布調査」をかまくら環境会議・鎌倉市緑のレンジャー指導員と協力し、鎌倉市の後援を得て実施し(1996～)、海岸動植物の保護策を提言。
- ⑨ (財)日本野鳥の会の全国一斉ガンカモ調査に協力(1月)。
- ⑩ 鎌倉市内を春秋に通過するタカ類の渡り調査、鎌倉市内の自然環境台帳作り、酸性雨調査、河川の水質と水生生物調査、緑地のモニタリング調査等を実施。
- ⑪ 自然保護団体や自治会・学校関係の自然観察会等に講師を派遣。
- ⑫ 鎌倉メダカの保護増殖。市役所前のビオトープ池の管理・モニタリング調査に協力。
- ⑬ 鎌倉市のアライグマとタイワンリスの防除実施計画に協力。
- ⑭ 神奈川県藤沢土木事務所による坂ノ下の災害対策工事に際し、貴重な海岸植物の保全を図るため、除草・除伐・工法についてアドバイスを行ない、モニタリング調査を実施した。
- ⑮ 鎌倉市土地利用調整課からの相談を受け、大規模開発計画地の自然環境現況調査を実施しました。

【活動の成果】

鎌倉中央公園の湿性花園内に既存動植物の保全区域を維持しています。主要緑地における環境モニタリング調査と湿地環境のエコアップ作業を継続。近郊緑地保全地区や開園後の夫婦池公園等の自然環境調査結果から、神奈川県と鎌倉市の管理・整備に対しアドバイスし、既存の野生動植物の保全に寄与しました。坂ノ下の災害対策工事による貴重な海岸植物への影響を最小限に留められました。大規模開発計画地の自然環境現況調査報告書をまちづくり審議会用資料として提供しました。

団体名	かまくら環境会議	会員数	35名	代表者	大道不二子さん
活動目的	自然保護、調査活動、環境啓発、環境学習支援、学習会、情報発信				
【活動の内容】					
○ 鎌倉市の河川維持管理協力団体として、扇川の生物・水質調査を原則として奇数月の土曜日に、水部会を中心に年5回実施しました。その他、ホタルの観察会を1回開催しました。また、扇川の清掃及び草刈を1回行いました。					
○ 2月に学習会「鎌倉の川を語ろう」を計画し久保宏晃、大道不二子両氏を講師に鎌倉の川について学習しました。					
○ 海洋生態観察として、5月に「海岸調査」を実施し、鎌倉の海の現状を知りました。					
○ 大気中の窒素酸化物測定を6月と12月に年2回実施しました。					
○ NPOセンターフェスティバルに展示参加し会のアピールをしました。					
○ まち美化運動連絡会に参加し、美化活動に協力しました。					
○ 4月と9月に神戸川環境調査を実施しました。					
○ かまくら環境保全推進会議に団体委員として参加し、市の環境政策推進に協力しました。					
○ 広町の水質調査及び生きもの調査を1回行いました。					
○ 「扇川だより」を発行しました。					
○ 会報「エコ・コミュニティ」を2回発行しました。					
○ 石原谷戸と関谷川の環境調査を2回実施しホタル観察会を行いました。					
○ 関谷小学校6年生の環境教室に講師として参加しました。					
○ 3月に見学会「境川遊水地公園」を計画したのですが震災で中止しました。					
○ 5月の総会の後で「玉縄さくら」の学習会を、講師、渡辺邦昌さんをお迎えし開催しました。					
【活動の成果】					
○ 扇川の水質・生物データを市に提供し、共有することができた。					
○ 環境教育では、市民や子供達への支援をすることで、啓発の一端を担えた。					
○ 行政や企業、また他の市民団体との協働により、意識の共有ができた。					
○ 環境保全やまち美化に貢献できた。					
○ 「よへい屋敷谷戸の会」にアドバイザーとして参加しました。					

団体名	特定非営利活動法人 山崎・谷戸の会	会員数	900名	代表者	相川明子
活動目的	鎌倉中央公園の貴重な谷戸景観や多彩な動植物を保全する市民活動				

【活動の内容】

「鎌倉中央公園」第一工区開園(1997年)以来、運営協力してきた谷戸ボランティアの会10団体の各活動を継承し、準備会議を重ね2004年4月に全面開園に合わせて行政との協働で本会を発足させた。2008年4月より特定非営利活動法人団体となる。

当会は7つの活動班①田んぼ班(湧き水を利用した伝統的作業の米作り)②畑班(根菜・豆・麦等を中心に、堆肥を利用した循環型の無農薬農法)③雑木林管理班(下草刈りや間伐などの雑木林の手入れなど)④農芸班(農産物・谷戸資源の加工)⑤自然遊び班(農作業の手伝いを含む子どもの自然遊び)⑥生態系保全班(動植物の観察や調査、小動物が住みやすい環境作り)⑦植物育成班(谷戸に自生する植物の保護、育成)を設け、この班活動を中心に鎌倉中央公園内の谷戸において、昔ながらの農林作業や保全作業を行いながら、谷戸の景観と自然生態系を守り育て、里山の復活再生を目的とする。

<年間の活動>

- 谷戸の保全に必要な季節に応じた7つの班活動(年267回)
- そのうち、公園協会との協働事業(年70回)
- 事務局の運営(木曜を除く毎日6時間、交代制で実施)会員、一般市民、各種団体の問い合わせ対応・案内、行政交渉、広報活動、各メディアからの取材対応、谷戸パトロール、各班の平日補助作業等
- 谷戸まつりを開催し(年2回)、公園で収穫した農産物や加工品を参加者に頒布
- 会報の発行(年6回)
- 谷戸塾開催(全46回 田んぼ班、畑班の作業、雑木林の作業、谷戸講座)
- 環境省主催モニタリングサイト1000里地調査

<行政、公園海浜課、公園協会との協働など>

公園利用者懇談会(2回)、鎌倉中央公園管理運営協議会(2回)、3者協議に出席(4回)

<主要事業及び公園協会との協働事業>

理事会(3回)、谷戸まつり(2回)、お泊り里山体験、活動連絡会(1回/月)、「ホテルの紙芝居」とパトロール(6/5～7/10まで全13回)、春の七草・どんどこやき

<体験学習の受け入れなど>

鎌倉市環境政策課へ環境アドバイザーに登録し、学校との連携を深めた。毎回、事前に学校、担当者で打合せをし、活動後は担当者で反省会を行う。また、子ども達が学校でまとめた活動ごとのふりかえりをもとに次の活動につなげ、さらに学習、活動が充実するように努める。

- 深沢小学校小5年「谷戸田の米作り」9回、1年「自然となかよし」3回
- 御成中1年「谷戸の保全作業」3回
- 教育支援教室ひだまり「谷戸田の米づくり」11回
- 湘南学園中2年「昔ながらの谷戸」1回
- 深沢中3年「下草刈り」1回
- 玉縄中3年「下草刈り」1回
- その他、深小教員補助作業、鎌倉市保育士講座

<他団体の受け入れなど>

てらこや「目指せ！里ヤママスター」9回、市民健康課主催「食育講座」の畑体験、かまくら子育て支援グループ懇談会の「サトイモとどろんこ」、茅ヶ崎里山クラブ来訪、PHD研修生の谷戸体験、横浜国立大学土壌生態学研究室田んぼ調査

<他団体への訪問・交流・会議出席など>

山崎夏祭り協力、日本自然保護協会主催自然観察指導員講習会説明会・講習会に参加、かながわ生物多様性市民保全活動シンポジウム参加、かまくら子育て支援グループ懇談会・鎌倉女子大共催の「かまくらパパ・ママカレッジ」展示発表、「地域子育て支援事業における契約を検証する」横浜市・新しい協働を考える会主催講習会に参加、「神奈川県水源環境保全・再生事業紫煙制度市民事業交流会」出席、山崎の北野神社にて賀詞交換会参加、NPOセンター主催 協働研修「持続可能な協働のしくみを探る」参加、森づくりフォーラム出席、かまくら子育て支援グループ懇談会月例会出席、深小ふれあい広場炊き出し会合に出席

<講演会・事例発表など>

- 1、かながわ生物多様性市民保全活動シンポジウム参加
 - 2、「逗子名越緑地里山の会 の活動報告会」講演
 - 3、横浜国大環境研究所「生態系と人間～地域と描く里山・里海の未来～」にてブース展示、ポスターセッション
- <取材および掲載など>

鎌倉朝日にて毎月コラム欄担当 10回

鎌倉FMにて毎月第2第4水曜日「おはよう かまくら」ライブ出演

KCTV(年間数回)

タウンニュース(年間数回)

<協力>

NPOフェスティバルに参加・展示・デモンストレーション

<農産物の寄付提供および道具の貸し出しなど>

深沢小学校、かまくら子育て支援グループ懇談会、デイ華花、深沢地区社会福祉協議会、社会福祉法人ほしづきの里 工房ひしめき、鎌倉風致保存会、青空自主保育4団体、障害児施設支援「のんびりスペース大船」、寺分丸山子ども会、ハリス記念鎌倉幼稚園、広町田んぼの会、鎌倉市青少年指導員連絡協議会、教育支援教室「ひだまり」、てらこや、山崎町内会、腰越地区社会福祉協議会

<活動の成果>

- ・里山保全活動により、多様な生物の生息が確保されている。
- ・助成金などによる事業拡大ができた。
 - 「かながわ子ども・子育て支援プロジェクト」、「神奈川県 もり・みず市民事業支援補助金」、東芝従業員ボランティア活動支援団体に選考されパソコン寄贈
- ・ 谷戸塾を開催し、班活動への会員参加が増え、事務局員も2名増員となった。
- ・ かながわコミュニティーカレッジ連続講座開催し、他地域への活動伝搬ができた。
- ・ 会員数が安定し、活動が継続できた。正・準会員数 350名 総会員数 900
- ・ 事務局員の運営の充実化に努め、多くの業務を対処した。
- ・ 一般市民が参加できる事業実施で、会の周知を図れた。
- ・ 小・中学校の総合的な学習が定着し、継続できた。
- ・ 事務局員の運営の充実化に努め、多くの業務を対処した。
- ・ 一般市民が参加できる事業実施で、会の周知を図れた。
- ・ 小・中学校の総合的な学習が定着し、継続できた。

団体名	鎌倉の自然を守る連合会	会員数	7自治・町内会会員 4,200世帯	代表者	奥田せい子さん
活動目的	① 連合会（7自治・町内会）は25年にわたり、広町緑地の開発反対運動を展開し、その開発を阻止し保全を獲得した成果をふまえ、同緑地の都市林公園の構築に寄与し、これを次世代に継承していく。 ② 広町緑地の保全・維持・管理活動に参加・支援し、周辺自治・町内会の意見を喚起集約し、都市林公園構築に反映させていく。				
【活動内容】					
1) 都市林公園構築に参画——広町緑地の都市林構築に関して、基本構想、基本計画、基本設計に関与してきた。今後の実施設計にも周辺自治会の意見を集約し、反映させていく。 2) 連合会加盟自治・町内会の意見吸収——当会の加盟自治会は同緑地の4つの出入りに接し、広町緑地を利用する機会が多い。広町緑地の出入り口の整備を市に要請し、今まで2箇所の出入り口の整備が実現した。 3) イベントを通して加盟自治・町内会の交流をはかる—— ・「桜と春の草花を愛でる会」を開催。広町の自然や花々に親しむ機会を設けた。 ・「ドングリで遊ぼう」を開催。子供達が広町の自然と遊ぶ機会を作り、当会子供会に呼びかけ親子で参加する機会を設けた。 ・「広町案内人チーム」をつくり、月1回勉強会を開催。案内できる人材を養成し、いつでも広町を案内できる体制をつくりした。今後も加盟自治会以外の人も含めて広町案内の企画をしていく。 4) 広報活動——「連合会ニュース」、ホームページ、で当会の活動を広報している。 ・各自治・町内会の掲示板を活用して、広町緑地の「今月の花」情報を毎月提供している。 ・「ソウケンニュース」に広町情報を掲載している。 ・広町の現状を当会住民にお知らせするために「広町は今」の映像を各加盟自治・町内会を巡回して上映し、説明会を行っている。 ・「広町ガイドブック」を作成し、会員や子供達への広町緑地の周知に努め、都市林公園構築に資する。無料配布の予定。 5) 運動史発刊に伴う講演——広町緑地開発反対運動の攻防の25年間の歴史を後世に伝えるため「鎌倉広町緑地はかくて守られた」を発刊・販売した。これにつき各団体や学校で講演し、今後の保全運動の参考に資する活動をした。その記録編も発刊を予定している。 6) 渉外活動——他団体との交流のため、NPOセンター利用登録団体との懇談会・交流会に参加。各自治・町内会との交流、市との交流を図る。 7) 広町緑地の現場における保全・維持・管理活動への参画——、市民団体や市の公募市民が広町維持管理活動をしている5つ会（田んぼの会、畑の会、森の会、自然観察の会、散策路の会）に当会は参加・協力・支援している。					
【活動の成果】					
1、当会の長年の広町緑地の保全運動の経験を語り、他の緑保全運動に寄与した。 2、イベントを通して加盟自治会の交流をはかった。 3、個人として、自治会として広町緑地維持管理活動に参加。					

団体名	鎌倉の海を守る会	会員数	役員20名 (会員システムをとっていないため)	代表者	河合涼太さん
活動目的	鎌倉の海浜とその周辺の自然環境及び景観を保全しできるだけ人工の手を加えず後世に伝えることを目的とする。				
【活動の内容】					
会報発行年3回（4月、7月、11月）。ホームページにも掲載。					
5/5 ビーチクリーンアップ：参加人数948名。配布ゴミ袋数は可燃ゴミ袋599枚、不燃ゴミ袋504枚。 5/23 海岸の植物を楽しむ会：鎌倉高校前から稲村ヶ崎までの間を歩いて観察。前年10月の台風の大波で海岸の砂が大量に削られ、流失した海岸植物の生育地もあった。鎌倉高校前の浜は、生育地が削られながらも、ハマエンドウの群落は残っており、ボタンボウフウやハマヒルガオの芽、テリハノイバラのつぼみが観察できた。峯が原前のハマヒルガオ群落が2010年3月の藤沢土木の海岸平準化工事により、消失。西田幾多郎碑付近のハマヒルガオ群落は、2009年秋の台風により流失していた。 5/29 第12回磯の自然観察会：天候不順のため中止。 7、8月 ビーチパトロール： 「神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例」の施行で、4月より海水浴場での喫煙が原則全面禁止になったことを受け、昨年までの携帯灰皿配布をやめ海水浴期間中の自主的なビーチクリーン活動に切り替えて行った。 7/13～20 活動発表展示： 鎌倉駅地下道にて会の活動を発表した。ビーチクリーンアップのごみのデータや浜の植物観察会など、活動の様子、漂流物を利用して作ったカエルなどの動物や浜辺のサクラガイを拾って作ったネックレスなどを展示。 9/23 ビーチクリーンアップ： 秋のビーチクリーンアップでは、世界ゴミ調査キャンペーンの一環で、回収ゴミの集計もあわせて行った。参加総数741名。配布したゴミ袋数は、可燃ゴミ337枚、不燃ゴミ242枚。最も数の多いゴミは、タバコの吸殻・フィルターで4,617個。					
【活動の成果】					
ビーチクリーンアップ： 会の活動で最も長いものの一つ。1997年以来、市内海岸全域で年2回行っている。「クリーンアップ鎌倉」海の部の実施団体となっている。					
浜の植物を楽しむ会： 市内海岸でほとんど失われた浜の植物群落を、七里ガ浜海岸で観察する。海と陸の接点に生育し潮風や飛砂を防ぐ役割を担っている海岸性植物の重要性を知り、分布状況をモニタリングして、より多くの方に関心をもってもらうことを目的としている。					
磯の自然観察会： 海に親しむ機会の少ない方々を対象に磯の観察方法などをわかりやすく解説する。鎌倉在住で小さいお子さんを持つ家族の参加が多く、鎌倉の海の豊かさや身近な自然の大切さ、保護の重要性を理解するきっかけになっている。毎年5～6月の大潮の週末に行う。					
ビーチパトロール： 1998年から続く活動で、毎年参加する社会人や学生もいる。主なパトロール地区は、材木座、由比ガ浜、坂ノ下海岸で、海水浴期間の海浜の美化に努めている。					

団体名	NPO法人 鎌倉広町台峯の自然を守る会	会員数	284人	代表者	横川節子さん
活動目的	広町緑地の都市林開園へ向けて、里山復元に多くの人たちにボランティア参加を呼び掛ける。台峯緑地の自然園整備にボランティア参加を呼び掛ける				
【活動の内容】					
1) 広町・台峯の四季折々の美しさを体験していただく活動 3月末、大島桜、山桜を見て回るハイキング。5月初旬、山藤・桐の花をたずねるハイキング。6月中旬、ゲンジボタル観察会。7月初め、半夏生をみるハイキング。11月広町収穫祭参加。自然の美しさの体験とボランティア活動の成果としての米・野菜の収穫の楽しさを味わっていただきました。					
2) こどもと親、祖父母が一緒になって、くわの実をとってその場で食べる、田んぼでどろんこになって、田植えに参加、ザリガニ、どじょう、やご、おたまじゃくしなどに触れてもらいました。発見をし、どうして？と疑問をもってもらうことで、生きる力を養うことができました。					
3) こうした体験を作文に書き、それを、みんなの前で、朗読する行事					
4) 親と子が自然の中で、クレヨン、パステル、色鉛筆、絵具などを使って絵を描きました。					
5) 平成22年4月9日、当会の設立者 井上ひさしさんが75歳の生涯をとじられました。著名な小説家、劇作家でありましたが、鎌倉市民として、広町・台峯の全面保全に偉大な功績をされました。 当会は、平成23年1月に「水惑星地球に緑の大嵐を」とだいて、井上ひさし遺稿集・追悼文集を出版しました。					
【活動の成果】					
家族が自然の中で、ともに遊ぶことが、家族のきずなを強めることにつながり、また、年齢のちいさい子、おおきい子は兄弟姉妹のすくないなかで、それを充分補えました。 文集を読んで、井上ひさしさんへの親しみが大きく広がりました。					

団体名	NPO法人 鎌倉広町の森市民協議会	会員数	921人	代表者	家原義靖さん
活動目的	① 広町緑地の都市林公園の開設に向け、市民の意見を喚起、集約して、実施設計に反映 ② 広町緑地の保全・維持管理・利用に積極的に参画・参加および支援し、市民主体の自立した運営組織の確立を目指す。 ③ 広町緑地の諸活動を通じて、次世代育成と青少年の環境教育を支援				
【活動の内容】					
1. 活動方針（基本姿勢） ① 現場活動の更なる強化（三現主義） ② 現場活動要員の育成・強化 ③ 会員とのコミュニケーションの充実と組織・財政基盤の強化					
2. 活動内容 (1) 市、広町緑地関連市民団体との連携により、「5つの会」を設立し、保全活動を推進 ① 樹林地の手入れ、植林、など―「広町森の会」（2回/月） ② 田んぼの復元の拡張と谷戸の乾燥化防止に着手―「広町田んぼの会」（4回/月） ③ 畑の作物の多様化―「広町畑の会」（4回/月） ④ 樹林地および谷戸の動・植物の観察と生育環境の整備―「広町自然観察の会」 ⑤ 緑地内の散策路の整備と樹名板の設置―「広町散策路の会」（2回/月） ⑥ 各会による共同活動：収穫祭の開催、谷戸の環境整備、など (2) 市民協議会独自の活動 ① 実施設計に向けての検討開始と市民組織の新たな枠組みを市と協議 ② 緑地保全・維持管理のための「広町パトロール」（2回/週） ③ 活動リーダー・要員育成のための「広町から学ぶ会」（2回/月） ④ 「かまくら緑の探偵団」の運営（定例会：1回/月）と次世代の育成 ⑤ 御所谷入口の「トイレの清掃・管理」（土・日曜、祭日）と維持管理活動の用具購入・管理 ⑥ 各種イベントの開催（数回/年）と広町緑地のガイド（随時） ⑦ 「協議会ニュース（隔月）」、「広報誌：広町の風（季刊）」の発行、 HP（ http://www.hiromachinomori.org ）などによる広報活動 ⑧ 「広町の森への道順と散策マップ」を西鎌倉駅と御所谷入口に設置 ⑨ 小・中・高校の生徒を対象とする「環境教育（総合学習など）」への協力（随時） ⑩ 広町緑地の未購入土地（含む、室ヶ谷エリア）の購入または借地のための「トラスト活動」 ⑪ 「緑の羽根・緑の募金」活動 ⑫ 理事会の開催（1回/月） (3) 都市林公園の実施設計に向けて、市民と市による新しい枠組み協議の話し合い					
【活動の成果】					
1. 保全・維持管理活動の活発化 ① 御所谷乾燥化対策に着手し、一定の成果 ② 田植え祭りや収穫祭を通じて一般市民の参加が増加 2. COP10 併催国際自治体会議での市長報告シナリオ作りの支援と市長報告会の開催 3. 市との枠組み協議に成果					

団体名	鎌倉ホタル保存会	会員数	10名	代表者	前山洋子さん
活動目的	環境美化を目的に環境指標生物のホタルの育成と保存の啓蒙				
【活動の内容】					
事業					
1 水質検査					
2 カワニナの放流					
3 川辺の緑地の植樹					
4 梅の木・桜の木・つつじ・もみじの手入れ					
5 芹を植える					
清掃					
1 除草					
2 缶、ゴミ、ビニール袋、弁当の入れ物、鉄屑・陶器の破片					
研究					
1 小・中学生によるホタルの勉強。今年は小学4年生140名にホタルの一生の勉強と、川の水質検査、ホタル鑑賞の近隣への配慮、マナーを指導。					
2 鎌倉テレビで6月17日ホタル鑑賞のマナーと、建築主にコンクリ、ペンキ壁塗料等流さないよう要望。					
3 緑と土を大事にするように要望したい。					
4 源氏蛍が毎年出る川をはさんでの橋に源氏蛍橋とでも名をつけてほしい。					
【活動の成果】					
1 今年は逆川の上流の方で、カワニナが増え、今まで何年も出なかったホタルが飛んだ。中流の方でも200匹位増えた。					
2 小袋川でも、せりとカワニナを入れた所で昨年は1、2匹が20匹位とんできたと報告あり。					

団体名	鎌倉ボランティアクラブ	会員数	914名	代表者	中山 芳信さん
活動目的	まちの美化活動・廃棄物の削減と地域との共生				

1. まちの美化活動

【活動の内容】

三菱電機（株）鎌倉製作所、三菱電機インフォメーションシステム（株）湘南事業所及び関係会社（6社）*1の有志を募り、通勤に利用させていただいている工場周辺の道路を、隔週清掃する「通い道クリーン活動」を行っています。

また、鎌倉市が共催する「クリーンアップ鎌倉2010」にも有志を募り参加しています。

【活動の成果】

(1) 定量的な成果

①通い道クリーン活動：2010年度914名参加
・清掃範囲：工場周辺

②クリーンアップ鎌倉：2010年度 合計168名参加

(2) 環境への効果

タバコの吸殻、ゴミを拾う清掃活動により、工場周辺の美化維持及び公共河川の汚染防止が図れた。また、鎌倉市の美化活動にも貢献できた。

(3) その他の成果

クリーンかまくら条例の「事業者の責務」を実践することにより、従業員へのより一層の条例周知へとつながっている。

2. 廃棄物の削減

【活動の内容】

各社員、関連会社員が読み終え不用となった本（DVD・CDを含む）を持ち寄り、会社グラウンドで開催されるサマーフェスティバルにおいて『古本まつり』と題して、社員、関係会社及び地域住民の方々の希望者に無償で提供しました。その際に募った寄付金は、(財)かながわみどりトラスト財団に寄付し、県の緑化活動に活用いただきました。

実施風景



【活動の成果】

(1) 定量的な成果

回収された古本冊数：約1,215冊、CD、DVD枚数：約46枚
募金額：16,536円

募金額全額を、神奈川県環境農政部緑政課を通じて、(財)かながわトラストみどり財団に寄付しました。

(2) 環境への効果

約1,215冊の古本が資源ごみ、約46枚のCD・DVDが廃プラスチックとして廃却されずリユースされ、焼却場までの輸送時、及び焼却される時にできるCO2の削減ができた。

また、募金活動を通して、地球の緑を守る活動の啓発と基金への貢献をすることができました。

(3) その他の成果

地域住民の皆様にも、参加を頂き、良好なコミュニケーションを図ることができた。これらの活動

により「地域との共生」に貢献できました。

*1：関係会社

三菱電機エンジニアリング（株）	三菱電機特機システム（株）
三菱プレシジョン（株）	菱電湘南エレクトロニクス（株）
三菱スペース・ソフトウェア（株）	菱栄テクニカ（株）

団体名	NPOかまくら緑の会	会員数	50 名	代表者	高柳英麿さん
活動目的	緑化の推進、自然保護、美化清掃、環境教育				
【活動の内容】					
◇若宮大路グリーン・クリーン運動 平成6年度より、世界環境月間に当る6月の第一日曜日に、若宮大路のクリーン運動を行っている。 例年、若宮大路歩道や植栽帯の清掃、手入れ、花植えを行政や市内の環境団体、地域住民、市民と協力して行っている。平成22年度は6月6日に行った。					
◇若宮大路と鎌倉駅東口の花植えと手入れ 鎌倉駅前から若宮大路に続く県道鎌倉停車場線と、若宮大路の二の鳥居から下馬間の歩道の花壇やプランターに花を植え、手入れを行なっている。停車場線は鎌倉駅東口街路樹愛護会の方々と協力し、年に3回ほど花植えと補植を行なっている。活動日は毎月第2木曜日と第3土曜日のほか随時で、年間40日以上。					
◇植樹 市の木ヤマザクラを市内各所に植樹している。22年度は4月に市内二階堂の覚園寺山内に薄墨桜の子孫を、5月には源氏山公園に市の木ヤマザクラ制定35年を記念し植樹を行なった。覚園寺には11月にもヤマザクラを植樹した。					
◇講演会 4月に『音楽と映像の集い』と題し、鎌倉の桜と自然音楽家・青木由有子さんの歌のコラボレーションを行った。3月には『食と緑と花の集い』として、自然環境と神奈川県の子の現況を報告してもらった。					
◇視察・見学 鎌倉市内をはじめ他の市町村の緑や自然環境の様子を知ること、また会員同士の親睦を深めるために行なっている。22年度はウォーキングをしながら市内の桜の名所を訪ねる。東京西部地域の桜の見学、千葉・麻綿原高原のアジサイ見学、秋には養老溪谷の紅葉狩り等の活動を行い、会員や参加者に好評であった。					
【活動の成果】 クリーン運動や講演会には大勢の方の参加を頂き、市民の環境への関心の深さを感じている。また、若宮大路や停車場線の花壇の花は市民だけでなく、観光客にも喜ばれており、「潤いのある町づくり」を目指す当会の活動にうれしいお声も頂く。 そして、鎌倉の世界遺産登録は市民の願いであるが、コアゾーンである若宮大路での活動、講演会などの開催を通じ、世界遺産登録の重要性を考えて頂けたのではないかと思います。					

団体名	NPO法人 鎌倉リサイクル推進会議	会員数	126名	代表者	木村陽子さん
活動目的	ごみの発生抑制、減量や資源化の市民意識の啓発、廃棄物の再利用促進活動を推進				
【活動の内容】					
○展示部会					
◆常設展示 (通年)					
◆秋のリサイクル作品展 (11月)					
◆鎌倉駅地下道ギャラリー展示 (6月・3月)					
○情報部会					
◆かわら版 (行事日程とその内容案内) 毎月発行					
◆会報「ラ・ラ・ラ」 (会の活動紹介) 20号 年1回発行					
◆情報シート (リサイクル実践に役立つ情報提供) 年1回発行					
◆ホームページの更新 (毎月)					
◆研修：環境展 (5月)、エコプロダクツ (12月)					
◆回収拠点：ペットボトルキャップのリサイクル 706.3kg					
○ 学習部会					
◆ごみ発生抑制、減量・資源化の促進を目的に学習会を年2回企画・実施					
1. 鎌倉市ごみ処理施設見学会 (8月)					
2. リサイクル施設の見学とごみの分別について (3月)					
○ イベント部会					
◆ リサイクルマーケット (年4回/5・7・9・11月/毎回約60店舗)					
◆ こどもリサイクルマーケット (7月、リサイクルマーケットと同時開催)					
◆ 古着・古本リサイクル市 (年1回/3月)					
○ 生活の知恵教室					
◆ 全204教室を開催。					
・生ごみ減量教室 (7 回)					
・修理修繕教室 (4 回)					
・衣類リフォーム教室 (27 回)					
・リサイクル工作教室 (24 回)					
・裂き織り、布ぞうりづくりその他教室 (55回)					
(注：活動内容は鎌倉市からの受宅事業と自主事業を合計したものです。)					
【活動の成果】					
事業実績数は受託事業165回・1,866人)、自主事業 (88 回・3,257人) 合わせて253 回の事業を実施し、参加人数は延べ5,123人でした。					
【特記事項:不用品登録協働事業 (愛称 リュースネットかまくら)】					
本会とNPO法人鎌倉シチズンネット・鎌倉市の三者による協働事業。市民の「譲ります」「譲ってください」情報をインターネットに公開。その橋渡しの活動					
・登録申し込み 1,207件					
・応募 1,726件					
・成立648件					

団体名	キープ鎌倉クリーン推進会議（略称 KKC）	会員数	28名	代表者	高田晶子さん
活動目的	まち中の散乱ごみと落書きゼロをめざした美しいまちづくりと人づくり				
【活動の内容】					
1 まち美化／まちづくり					
☒ かながわ海岸美化財団団体交流会（3/5）〔参加〕					
☒ 5/21～5/23 市民活動の日フェスティバル参加・パネル展示 テーマ「H21 年度鎌倉市/KKC 協働事業 落書きに NO! 鎌倉市落書きのないまちを維持するために!」					
☒ 11/11～11/17 鎌倉 NPO 主催 鎌倉駅地下道ギャラリー・パネル展示					
☒ 5/19 協働事業報告会（KKC 第 1 回目 パワーポイント 17 シート資料を基に発表）					
☒ 5/31 第 2 回鎌倉市海水浴場対策協議会傍聴 今年から神奈川県海水浴場海岸全面喫煙禁止					
1-1 ポイ捨て防止／散乱ごみ清掃					
清掃活動			報告／提言等		
☒ 若宮大路(正月三が日)〔自主〕			☒ 散乱ごみの量・ごみ箱の状況・観光客の様子等、現場の報告。		
☒ 若宮大路(GW3日間)〔自主〕					
☒ 鎌倉花火大会実行委員メンバー参加					
防止活動			☒ 課題の抽出と次年度に向けた改善策の提案。（関連行政担当窓口、観光協会等）		
☒ 市役所から駅まで「通い道クリーン運動」（毎月、定例会時）〔自主〕 ＊10 年実施。経年変化が把握でき有効					
☒ 4/1～路上喫煙防止条例スタート後1年経過					
			☒ <u>市役所職員の「通い道クリーン運動」への参加拡大、働きかけ。10 年以上経過。未だ実らず残念</u>		
2 落書きのないまちづくり協働事業スタート(単年・3年継続 2年目)					
【活動の内容】					
1. 市内全域を会員で分担しパトロールし落書き・貼り紙をチェック。月次報告としてまとめ市に報告。 未処理については、市から消去等の依頼をする。公共施設は施設管理者が消去。民間はKKCがサポート。原則その月毎に処理完遂し、常に落書き・貼り紙がゼロになるよう心掛けた。					
2. 鎌倉高校に落書き発見隊が結成された。KKCサポート					
【落書き消去活動】					
1. 常時通年、落書き・貼り紙ゼロの活動をKEEPしている。 但し落書き犯エンドレスのこの活動に限界を感じている。					
【表彰】					
2/23KKCの地道なこれまでの活動が認められ、藤沢土木事務所から表彰された。					
【寄付】					
3/11東日本大震災による人的モノ的被害に加えて、原発事故の筆舌に表しがたい大災害発生。					
3/26定例会の後、街頭で義捐金募集活動をしていた鎌倉学園の募金箱にKKCとして5千円寄付					
【達成できた点】					
1. 大きな落書き、貼り紙などの減少が顕著になった					
2. パトロール実施ルートと分担とで毎月の件数や実態が定量的に把握・整理・分析できた					
3. 追跡調査などフォローアップができるようになった					
4. パトロール時の発見、ノウハウの共有と蓄積ができた					
5. 今後への提言と課題の整理ができた					
6. 落書き、貼り紙の迅速な対応が1年間維持できた					

【活動の実績】

昨年度の618件に対し、417件と3割減少した。

【平成22年度（2010）落書き・貼り紙発見処理一覧表】

資料作成：キープ鎌倉クリーン推進会議

月 (H22年度)	落書き形態		貼り紙形態		月合計	処理有無	
	タグ	絵	手書き	印刷		処理済	未処理
4月	8		2	2	12	12	0
5月	18		9	4	31	31	0
6月	4		2		6	6	0
7月	50	1	14	12	77	77	0
8月	55		25	8	88	88	0
9月	19		4	8	31	31	0
10月	11		20	20	51	51	0
11月	13		11	5	29	29	0
12月	12		3	5	20	20	0
1月	14		12	1	27	27	0
2月	12			6	18	18	0
3月	13		1	13	27	27	0
累計	229	1	103	84	417	417	0
合計	230		187				
総合計	417						

【成果・効果】

1. 他の自治体と比べると、当市は落書きほぼゼロの状態が保たれている稀少な自治体とすることができた
2. 本事業に認定されたことで、NPO会員の精神的なモチベーションが格段に向上し、誇りをもって活動出来るようになった
3. 長期間放置されていた落書き等を全件消去したので、新規落書きの迅速発見が可能となった
4. 新規落書きの迅速発見により、犯行の人的・地域的・時間的特徴の絞り込みが出来てきた
5. 犯行の地域的・時間的特徴が把握できるようになってきたため、実行犯逮捕のための効率的方策を策定し易くなった

【今後の課題】

11月末、改修された新しい滑川公衆トイレ鏡6枚全てに、先のとがった鋭利なものでひっ搔くステンシル落書きをされ、鎌倉市は被害届の手続きをした。犯人は10年来書き続けている犯罪者であるにもかかわらず、落書き現場発見が難しく、未だに逮捕に至っていない。

団体名	湘南・省エネネットワーク	会員数	24名	代表者	前島 仁さん
活動目的	地球温暖化防止対策の普及啓発、環境教育等の地域での省エネルギー推進				
【活動の内容】					
1. 広報事業：イベントへの出展					
(1) 「かまくら市民活動の日フェスティバル」					
(5月21～23日、鎌倉生涯学習センター地下ギャラリー、NPO鎌倉市市民センター運営会議/鎌倉市共催主催者発表 66団体参加、延入場者数：1,500人)					
展示内容は、団体の活動内容をパネルや配布物などで紹介し、市民活動団体との交流を深めました。					
(2) 西鎌倉地区の親睦「いも煮会」					
(10月24日、西鎌倉山公園、西鎌倉山自治会/西鎌倉親寿会共催、入場者数：約200人)					
展示内容は、団体の活動内容をパネルなどで紹介し、地元市民との交流を深めました。					
2. 普及事業：環境教育・評価調査					
(1) 環境教育					
三浦市の名向小学校、逗子市の沼間小学校、逗子小学校の3校において、「地球温暖化の話、生活の中の省エネの実践、照明（白熱電球・電球型蛍光灯・LED電球）の比較実験」の出前授業を行いました。					
尚、授業は延べ5クラスで10時間ほど講義し、127名が聴講されました。					
(2) 省エネ家電販売店の評価調査					
省エネ優良店の調査結果から地域別の総合評価ランキングをイベントでの出展で紹介しました。					
3. 地域貢献：会員の諸活動					
(1) 鎌倉市の要請への協力					
① 鎌倉市の「かまくら環境保全推進会議」の委員として参画し、鎌倉市エコライフ実践プロジェクト部会長を務め、各2回出席しました。					
② 鎌倉市立大船中学校の改築検討に際し、鎌倉市教育委員会からの要請で協議会の環境部門での検討委員として参画し、2回出席しました。改築に当たっての基本理念と基本方針などについて討議しました。特に環境面では、「エコスクール作り」へ向けて、校庭の緑化とグリーン校舎作りの実現を提案しました。					
尚、平成18年度から20年度にかけて実施した鎌倉市立第二中学校の改築検討に際しても同様に検討委員として参画しましたが、3月に完成した際に見学する機会を得て、省エネなどの低炭素化を配慮したエコスクールの実現状況を検証しました。「ひさし」による遮光熱など温湿度対策、空気入替えのための窓、天窓での採光や省資源・リサイクルなど環境面でも広範囲に具現化されていました。					
③ 「かまくら環境白書」に平成21年度の活動内容を紹介した記事が掲載されました。					
④ 1月28日に開催された鎌倉市主催の「省エネ学習会」と「エコクッキング講座」に中広く参加を呼びかけました。講座は内容豊富で省エネについて楽しく学習でき、随所に環境負荷最小の行動へ誘導していく工夫されたプログラムであり、参加者に環境行動のきっかけ作りとなり、とても好評でした。					
(2) 会員の多様な活動事例					
① 神奈川県地球温暖化防止活動推進員横須賀三浦地区会議の代表に就任し、情報を共有しました。					
【活動の成果】					
地球温暖化防止対策の普及啓発、環境教育など地域での省エネルギー推進に取り組んだことにより市民に省エネルギーへの取り組みを促進することができました。					

団体名	かまくら桜の会	会員数	60名	代表者	高柳 英麿さん
活動目的	鎌倉市の木であるヤマザクラを中心に、市内の桜の保持、育成、市民へのPR活動を行う。				
【活動の内容】					
◇植樹					
かまくら桜の会は、市内の桜を大切に思い活動しているグループと個人が集まり、平成20年に発足しました。以来、行政や日本さくらの会のご指導を頂き、市内各所に植樹を行っています。平成22年度は覚園寺山内に15本（2回）、「市の木ヤマザクラ制定35年」を記念し、源氏山に5本植樹を行いました。覚園寺に植樹したうちの5本は有名な薄墨桜の子孫です。					
◇若宮大路の桜手入れ					
若宮大路に植えたサクラの手入れを、毎月第2木曜日と第3土曜日に行っています。若宮大路は「日本のサクラ100」にも選ばれた場所ですが、近年特に弱った木が目立ちます。そのような場合は専門家の指導を頂いて適切な処置をとったり、管理する行政機関へ連絡するなどしています。平成22年度は段葛のサクラの根元に桜専用の肥料（グリーンパイル）を地域の方々と協力し、打ち込み作業を行いました。					
◇講演会					
4月に『音楽と映像の集い』と題し、鎌倉の桜と自然音楽家・青木由有子さんの歌のコラボレーションを行いました。7月には「桜を語る会」を開催し、市内の桜愛好グループの報告、意見交換を行いました。					
◇視察・見学					
鎌倉市内をはじめ他の市町村の緑や自然環境の様子を知ること、また会員同士の親睦を深めるために行っています。4月には「若宮大路観桜会」を開催。ウォーキングをしながら市内の桜の名所を訪ねる。東京西部地域の桜の見学、千葉・麻綿原高原のアジサイ見学、秋には養老溪谷の紅葉狩り等の活動を行い、会員や参加者に好評でした。					
【活動の成果】					
市内にはたくさんの桜愛好家・グループがあり、それぞれが地域で活動していますが、鎌倉の桜を大切にしたいという気持ちは同じで、お互いのグループの活動に参加したり、協力して作業を行ったりしています。今後は先進地を観たり、桜の文化を楽しみながら学んでゆきたいと思います。					

第8章 鎌倉市環境基本計画の推進体制

環境共生都市の創造に向けて、環境基本計画に掲げられた施策を市民、事業者、滞在者、市が協働して推進していく必要があります。このため、次の体制が整備されています。

●鎌倉市環境施策推進協議会

＜環境政策課＞

鎌倉市環境基本条例第18条第1項に基づき、市の環境保全施策推進のための全庁的な体制として「鎌倉市環境施策推進協議会」が組織されています。この協議会は、副市長を会長とし、教育長、全部長等で構成され、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、鎌倉市役所エコアクション21などの環境保全施策を推進しています。

平成22年度には、「平成21年度鎌倉市グリーン購入調達実績（報告）及び公表」、「鎌倉市役所環境マネジメント報告書（平成22年度版）（案）」、「平成23年度鎌倉市グリーン購入調達方針の策定」について協議検討を行いました。

●かまくら環境保全推進会議

＜環境政策課＞

鎌倉市環境基本条例第18条第2項に基づき、市・市民・市民団体・事業者等が協働するための体制として「かまくら環境保全推進会議」が組織されています。この会議は、環境基本計画や環境保全行動指針に基づき市民、事業者、市が協働して、環境保全施策を積極的に推進するための組織で、平成9年8月1日に設置されました。委員の構成としては市民10名、環境保全団体の代表4名、事業者4名の計18名で構成されています。

かまくら環境保全推進会議は、「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」を推進するための「地球温暖化対策地域協議会」の役割を有していることから、平成20年度に設置した「エコライフ認識プロジェクト」「エコライフ実践プロジェクト」「エコ企業プロジェクト」の3つの行動プロジェクト部会において、温室効果ガス排出量削減に向けて取組の検討や事業を行います。平成22年度主な取組事項は、緑のカーテン栽培講座（ゴーヤ苗無料配布付き）の開催、地球温暖化パネル展示、地球温暖化対策普及啓発映画会「アース EARTH」の開催、子供向け省エネ学習会の開催、鎌倉市チャレンジ環境家計簿、1日版環境家計簿「エコライフ鎌倉」の実施、省エネ学習会エコクッキングの開催などです。

写真8-1 夏休み子ども向け照明の省エネ学習会



写真8-2 省エネ学習会エコクッキング

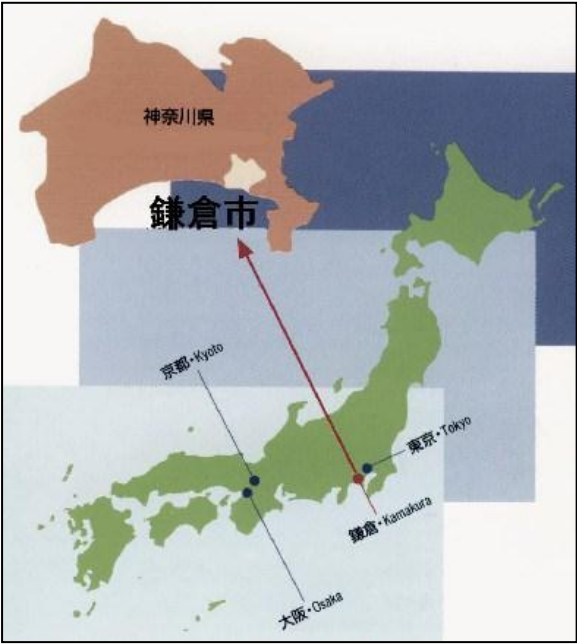


資 料

本市は、関東地方神奈川県南部に位置する、人口約17万4千人の小規模な都市です。東西8.75km、南北5.20km、面積は39.53km²であり、南は相模湾に面し、三方を多摩三浦丘陵群の小高い山々に囲まれた美しい自然環境に恵まれています。

自然の好条件を生かし、1192年に鎌倉幕府が開かれてから、伝統あるゆたかな文化と歴史的遺産が育まれてきました。近代では、急激な宅地造成がすすむ一方で、歴史的風土を守る為に市民運動が高まり、古都保存法発祥の地となりました。このように、鎌倉では環境への関心が高い市民が多く暮らしています。

また、豊かな環境資源に恵まれたため観光都市として栄え、現在では全国世界各地より年間約1,949万人(2010年)もの人々が訪れています。



(1) 気 象

表 8-1 月別平均気温 (単位℃) (平成21年)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
鎌倉市	7.2	8.3	9.9	15.4	19.3	21.6	24.3	26.2	23.0	18.7	13.7	9.5	16.4
横浜市	6.7	7.8	9.7	15.3	19.4	21.8	25.3	26.1	22.6	18.5	13.2	9.0	16.3

※鎌倉の統計及び横浜市統計ポータルサイトより

神奈川県は気候が温暖で、平地や山地など様々な環境があるために、生物多様性や個体数が豊富だといわれています。鎌倉の気候はその中でも、南に面する海からの影響が大きく、内陸に比べて夏は涼しく冬は暖かい、県下でも気候にめぐまれた地域となっています。また風向きは、夏には南風が、冬には北風が吹く傾向があり、海岸に近い場所では一年中風通しがよいのが特徴です。

表 8-2 気象状況

区分 年	気温(℃)			降水量 総量(mm)	湿度 年平均(%)
	年平均	日最高	日最低		
平成16	16.7	35.8	-1.5	1,790.0	75.0
17	15.8	31.7	-1.9	1,278.0	78.8
18	16.0	31.3	-2.9	1,651.0	80.0
19	16.5	33.0	-0.8	1,509.0	78.2
20	16.3	33.2	-2.0	1,623.5	73.3
21	16.4	32.7	-1.0	1,708.0	75.9

※鎌倉の統計より

(2) 人 口

本市の人口は、昭和30年代後半から40年代にかけて大きく増加しました。我が国の社会経済環境が変化するなかで、昭和50年代以降、本市の人口増加は沈静化し、最近では減少の状態にありました。しかし、平成14年から微増傾向にあります。また、核家族等の世帯数は徐々に増加し、さらに65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は27.2%と、年齢構成のバランスが懸念されます。

表 8-3 人口 (各年10月1日現在)

年 \ 区分	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口の増減 (人)
平成16	68,984	169,866	1,142
17	69,384	171,122	1,256
18	70,540	172,820	1,698
19	71,335	173,263	443
20	72,039	173,439	176
21	72,886	174,164	725
22	72,460	174,354	190

※鎌倉の統計より

(3) 産 業

本市の産業構成は、第3次産業が一番多く、次に第2次産業、第1次産業となっています。本市の商業の構成は、小売業が占める比率が高く、また観光都市という立地条件から飲食店と食料品小売業の比率が高いのが特徴です。工業は、少数の大規模事業所があるほかに、市全体では小規模事業所が今日では一部の住宅と混在しており、これに対応するために環境の調和を図りながら集団・共同化をめざしていく必要があります。

表 8-4 産業 (平成18年10月1日現在)

年 \ 区分	第1次産業 ＜農業・林業・漁業＞		第2次産業 ＜鉱業・建設業・製造業＞		第3次産業 ＜運輸業・飲食店・サービス業など＞		総数	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
平成13	2	8	781	14,083	6,504	55,453	7,287	69,544
18	4	18	637	11,817	6,226	54,282	6,867	66,117

※鎌倉の統計より

(4) 土地利用

大正時代末期の鉄道の電化、工業の立地、道路整備等により、大船地域などでも市街化が始まり、昭和40年代から首都圏のベッドタウンとして、急激に市街化が進みました。現在は緑豊かな住宅都市となっています。

表 8-5 市街化区域および市街化調整区域

区分	市街化区域	市街化調整区域	総計
面積(ha)	約2,569	1,384	3,953
比率(%)	65.0	35.0	100.0

※平成21年9月18日神奈川県告示

表 8-6 用途地域別面積

区分	第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
面積(ha)	1,294	515	1.7	268	108	23	86	31	77	133	33	2,569
比率(%)	50.4	20.0	0.1	10.4	4.2	0.9	3.3	1.2	3.0	5.2	1.3	100.0

※平成21年9月18日神奈川県告示

(5) 交通の状況

道路交通状況は、横浜横須賀道路、国道1号、国道134号などの広域幹線道路が市の外側または外縁部に位置し、市域を囲んでいます。また、公共交通の状況として、JR、江ノ電、湘南モノレールがあり、市の規模から見ると充実しています。バスのルートは、ほぼ市内の各所をカバーしており、サービス水準は高いものの、交通渋滞等による定時運行の困難さと運行速度の低下、一部の住宅地でのバス利用の困難さ、などが問題となっています。

(6) 財 政

本市の財源は、自主財源の割合が大きく、財政的に比較的自立した地方自治体であると言えます。全体のうち市税収入が64.1%を占めていることも大きな特徴です。

表 8-7 一般会計決算額（歳入）

(平成22年度)

区分	自主財源					依存財源				総額
	市税	担金 分担金及び負	財産収入	諸収入	その他	地方譲与税	交付金交付税	国県支出金	市債	
決算額(百万円)	34,819	544	171	2,076	3,969	338	2,436	8,964	4,662	57,979
比率(%)	60.1	0.9	0.3	3.6	6.8	0.6	4.2	15.5	8.0	100.0

表 8-8 一般会計決算額（歳出）

(平成22年度)

区分	総務費	民生費	衛生費	土木費	消防費	教育費	公債費	その他	総額
決算額(百万円)	8,225	17,258	5,058	8,431	2,919	6,246	5,239	3,069	56,445
比率(%)	14.6	30.6	9.0	14.9	5.2	11.0	9.3	5.4	100.0

表 8-9 環境対策に係る主な決算概要（平成22年度）

単位：千円

事業名	事業内容	事業費
緑政の経費	都市緑化の推進	353,448
	・緑政運営事業	
	・緑地維持管理事業	
	・緑化啓発事業	
	・街路樹維持管理事業	
	・樹林維持管理事業	
	・緑地保全事業	
	・風致保存会助成事業	
環境政策の経費	環境基本計画推進事業	10,016
	・環境基本計画の進行管理	
	・環境保全に関する啓発事業	
	・地球温暖化対策に関する事業	
	・かまくらエコアクション21推進事業	
	・住宅用太陽光発電システム設置補助	
	・雨水貯留槽設置助成	
減量化・資源化の経費	循環型社会の構築事業	1,022,892
	・分別収集運営事業	
	・減量化資源化運営事業	
	・植木剪定材堆肥化事業	
	・その他	
景観の保全と公園の経費	・都市景観形成事業	1,646,688
	・風致地区事務	
	・公園運営事業	
	・公園維持管理事業	
	・公園整備事業	
公害対策一般の経費	公害防止事業	6,796
	・地盤沈下精密水準測量調査	
	・自動車排出ガス等環境調査	
	・河川水質調査	
	・二酸化窒素大気環境調査	
	・有害大気汚染物質調査	
	・深夜花火禁止啓発事業	
	・子ども向け酸性雨調査	
	・その他	
合 計		3,039,840

表 8-10 かまくら環境白書作成に携わる関係各課の組織図（平成22年度）

経営企画部 ——— 広報課…広報活動、広報紙発行等、地域情報化等

＊ 世界遺産登録推進担当…世界遺産一覧表への登載の推進等

総務部 ——— 管財課…公有財産の総括管理、庁舎の管理等

市民経済部 ——— 市民活動課…市民活動の支援、消費生活相談等
 ——— 観光課…観光施策、観光ルートの整備等
 ——— 産業振興課…商工業、農林水産業の振興等

こどもみらい部 ——— 青少年課 …青少年育成事業、青少年会館事業等

健康福祉部 ——— 市民健康課…保健衛生、健康づくりに関する総合計画、調整及び推進
 等

環境部 ——— 環境政策課…環境政策等
 ——— 資源循環課…廃棄物の清掃事業の計画・調整等
 ——— 環境施設課…一般廃棄物処理施設の整備計画、ごみ処理広域化事業
 ——— 環境保全課…まちの美化、環境衛生等、野生鳥獣の保護捕獲等、
 公害防止等
 ——— クリーンセンター…ごみの収集、処理等
 ——— 笛田リサイクルセンター…廃棄物再利用の啓発・推進、資源物の処理等

まちづくり政策部 ——— 都市計画課…都市計画、都市マスタープラン

景観部 ——— 都市景観課…都市景観、風致等
 ——— みどり課…緑政、緑保全、緑化啓発等
 ——— 公園海浜課…公園・緑地等の整備、管理、広町・台峰の緑地保全方針に
 基づく具体化計画の策定、海浜業務等

都市整備部 ——— 道水路管理課…市道路・市道路の附属物・公共下水道・準用河川・
 水路・雨水調整池等の管理等
 ——— 道路整備課…道路整備事業、電柱類の地中化事業等
 ——— 交通政策課…交通計画、公共交通等
 ——— 建築住宅課…市営住宅の管理運営等
 ——— 下水道課…公共下水道の普及促進等
 ——— 作業センタ —…道路及び広場の清掃、緑地等の維持補修作業等
 ——— 浄化センター…下水道終末処理場の運転維持管理等

拠点整備部 ——— 大船駅周辺整備課…大船駅周辺地域総合整備構想に関する企画及び
 調整

教育総務部 ——— 教育指導課…学務、学校教育の指導等
 ——— 教育センター…教育に関する調査研究、情報収集、相談等

生涯学習部 ——— 生涯学習課…生涯学習に関する事業等
 ——— スポーツ課…スポーツ事業、体育館に関する事業等
 ——— 中央図書館…資料の収集・整理・保管、図書等の貸出し等
 ——— 文化財課…文化財の保護等

＊は特命担当